

平成26年度外務省ODA評価

過去のODA評価案件
(2003～2013年度)のレビュー
(第三者評価)

報告書

2014年6月

株式会社国際開発センター

はしがき

本報告書は、株式会社国際開発センターが、平成 26 年度に外務省から実施を委託された「過去の ODA 評価案件(2003～2013 年度)のレビュー」について、その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助(ODA)は、1954 年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図るとの観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査は、過去約 10 年間(2003～2013 年度)に実施した外務省 ODA 評価(国別評価及び重点課題別評価)を対象に、提言及び教訓の分類化・体系化を行うとともに、ODA 大綱を切り口としてレビューを行い、今後の ODA の政策立案及び実施に係る新たな視点への提言などを取りまとめました。また、日本外務省と他ドナーとの評価体制・手法に関する比較を行い、今後の外務省 ODA 評価における課題や方向性についても検討を行いました。さらに、評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本件評価実施にあたっては、成蹊大学の廣野良吉名誉教授に評価主任をお願いし、評価作業全体を監督して頂き、また、政策研究大学院大学(政策研究科)の大野泉教授にアドバイザーとして、開発援助政策についての専門的な立場から助言を頂くなど、調査開始から報告書作成に至るまで、多大な協力を賜りました。また、調査に際して、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)などの関係者からもご協力を頂きました。ここに心から謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件評価チームによるものであり、日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

2014 年 6 月

株式会社国際開発センター

本報告書の概要

評価者（評価チーム）

- ・評価主任 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授
- ・アドバイザー 大野 泉 政策研究大学院大学教授
- ・コンサルタント 株式会社国際開発センター

評価実施期間： 2014 年 4 月～2014 年 6 月

評価の背景・目的・対象

2014 年中をめぐり ODA 大綱の見直しが行われることを踏まえ、過去約 10 年間(2003～2013 年度)に実施した外務省 ODA 評価(政策レベル評価: 国別評価及び重点課題別評価)を対象に、評価結果及び提言・教訓の分類化と体系化を行うとともに、ODA 大綱を切り口としたレビュー、日本外務省と他ドナーとの評価体制・手法に関する比較を実施し、ODA 大綱の見直し検討、今後の ODA 評価における課題や方向性検討等に資するレビューを行った。

評価結果のまとめ

(1) 評価結果の分類化・体系化

政策の妥当性では、「極めて高い」(10%)、「高い」(80%)、結果の有効性では、「効果があった」(54%)、「ある程度効果があった」(40%)、そしてプロセスの適切性では、「極めて適切に実施された」(3%)、「適切に実施された」(67%)、「ある程度適切に実施された」(23%)であった。外交の視点からの評価は、実施した全ての報告書で「認められる」との評価結果であった。過去約 10 年間の時系列の比較からは、日本の ODA は全般的に改善されていると言える。

(2) 提言及び教訓の分類化・体系化

提言・教訓(515 件)を分類すると、カテゴリー(分類)別では、「援助プロセス・実施体制の改善」、「援助アプローチの改善」が上位 2 位で多くの提言・教訓があり、サブカテゴリー(副分類)別では、「戦略・プライオリティ(優先度)の明確化」、「他アクターとの連携強化¹」、「プログラム・アプローチの導入」、「その他の援助政策の改善」、「モニタリング・評価に関する改善」、「ODA 広報の強化」、「現地 ODA タスクフォースの強化」が上位であった(概要別添「表 1」参照)。このうち、前回レビュー調査時(2009 年度)との比較において、「戦略・プライオリティの明確化」は変わらず第 1 位であったが、「他アクターとの連携強化」に関しては、第 8 位から第 2 位と、提言・教訓数が大幅に増加した。

(3) ODA 大綱を切り口としたレビュー

ODA 大綱を切り口としたレビューでは、「援助政策の立案及び実施体制」、「基本方針」、「重点課題」、「国民参加の拡大」、「効果的实施のために必要な事項」、といった順で提言・教訓が多く、サブカテゴリー別では、「一貫性のある援助政策の立案」、「国際社会における協調と連携」、「情報公開と広報」、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」、「評価の充実」等が上位を占めた(概要別添「表 2」参照)。

¹ 他アクターとは、国際機関、地方自治体、民間企業、大学、NGO 等、ODA を直接的に主管しない組織のこと。

主な提言

(1) ODA 政策に関する提言

(ア) 援助戦略・方針の一層の明確化

援助戦略・方針の問題に関する提言・教訓は数多い。日本が強みを有し、比較優位性が高い分野での支援を、他の外交手段との連携も考慮しながら、積極的に策定するなど、具体的でメッセージ性のある援助の戦略・方針を一層明確に示し、可能な限り指標も設定することが望ましい。

(イ) 民間等他アクターとの連携と協調の更なる促進

国際機関、地方自治体、民間企業、大学、NGO(非政府組織)などとの協力・連携関係を更に拡充すべきである。特に、民間との連携については、一層の取組強化を図る必要がある。これらを上位政策で打ち出すとともに、連携を促進する制度設計及び現地機能の強化等も検討する必要がある。

(ウ) 多様な支援対象国(高中所得国, ポスト・コンフリクト国/脆弱国等)に応じた援助方針策定

多様な支援対象国への援助方針では、南南協力、広域開発、経済連携、平和構築、外交的な重要性など当該国の開発にとどまらない多様化した課題への対応等も明確に示すべきである。

(2) ODA 実施に関する提言

(ア) 情報公開, ODA 広報の強化

日本の ODA の認知度を、国内及び被援助国等で高めるべく、限られた予算・人員の制約がある中で、一層効果的な ODA 広報の検討・実施が重要である。特に、多様な支援対象国の状況に応じた現地広報の工夫が必要である。

(イ) ODA 評価結果の一層の活用

ODA の戦略的・効果的実施のため、本レビューで得られた提言・教訓を、今後の ODA 政策策定・実施にいかすとともに、個別の ODA 評価結果及び提言等が確実に次の援助等に反映され、PDCA サイクルを回す鍵となる仕掛けを工夫・強化する必要がある。

(3) ODA 評価手法に関する提言

(ア) 評価判断の明確化

評価判断を一層明確に示すために、開発の視点からの評価結果のレーティング(格付け)に関しては、原則導入すべきであり、また結果の有効性に関しては、アウトプットの他、アウトカム・レベルの効果発現を確認するために、援助方針の策定、又は評価の計画段階における指標設定や記載事例などを充実させるべきである。

(イ) 新たな視点を含め、メリハリのある評価の実施

予算及び評価期間等に一定の制約はあるものの、一部形式化している評価項目を見直し、日本の比較優位性、他アクターとの多様な連携、多様な支援対象国特有の目的等、新たな視点を考慮し、結果の有効性の評価を充実させる等、メリハリをつけた評価を実施してゆくべきである。

(ウ) 外交の視点からの評価の強化

「外交の視点からの評価」は、今後ますます重要となる評価であり、開発の視点からの評価と同様に、評価ガイドラインにおいて、より詳細な評価の視点を示すべきである。

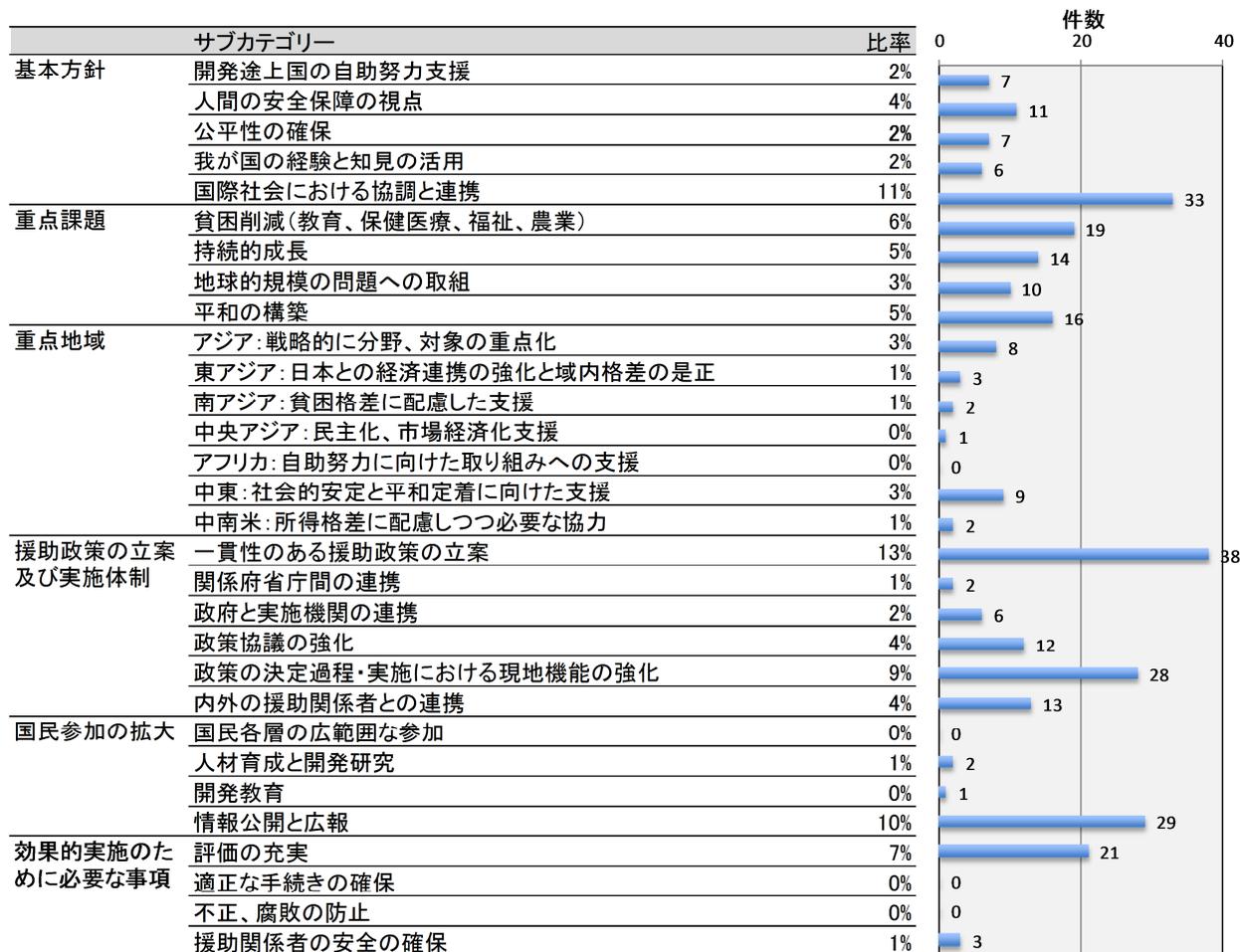
概要別添

図表 1 サブカテゴリーごとの比率・件数(提言・教訓数=515)



出典: 評価チーム作成

図表 2 ODA 大綱を切り口としたサブカテゴリーごとの比率・件数(提言・教訓数=303)



出典: 評価チーム作成

目次

はしがき

本報告書の概要

目次

第1章 調査の実施方針

1-1 調査の背景と目的	1-1
1-2 調査の対象	1-1
1-3 調査の手順	1-5
1-4 調査の方法	1-5
1-5 調査の制約	1-7
1-6 調査の実施体制	1-8

第2章 過去のODA評価のレビュー

2-1 政策の妥当性のレビュー	2-2
2-1-1 総合分析結果	2-2
2-1-2 評価結果の時系列での比較	2-6
2-1-3 ODA大綱を切り口としたレビュー	2-9
2-2 結果の有効性のレビュー	2-14
2-2-1 総合分析結果	2-14
2-2-2 評価結果の時系列での比較	2-18
2-2-3 ODA大綱を切り口としたレビュー	2-21
2-3 プロセスの適切性のレビュー	2-26
2-3-1 総合分析結果	2-26
2-3-2 評価結果の時系列での比較	2-29
2-3-3 ODA大綱を切り口としたレビュー	2-31
2-4 外交の視点からの評価	2-35
2-4-1 外交的な重要性	2-36
2-4-2 外交的な波及効果	2-38

第3章 提言・教訓の分類化・体系化

3-1 提言・教訓のレビュー	3-1
3-1-1 カテゴリー別分類	3-2
3-1-2 サブカテゴリー別分類	3-2

3-1-3 クロス集計分析から得られた特徴.....	3-5
3-2 ODA 大綱を切り口としたレビュー.....	3-12
3-2-1 カテゴリー別分類.....	3-13
3-2-2 サブカテゴリー別分類.....	3-13
3-2-3 クロス集計分析から得られた特徴.....	3-14

第4章 まとめと提言

4-1 評価報告書レビュー結果.....	4-1
4-2 ODA 大綱を切り口としたレビュー結果.....	4-3
4-3 ODA 政策・実施に関する提言.....	4-4
4-3-1 ODA 政策に関する提言.....	4-4
4-3-2 ODA 実施に関する提言.....	4-6
4-4 ODA 評価手法に関する提言.....	4-8

第5章 教訓・好事例集

添付資料1 他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較.....	添付 1-1
添付資料2 分析シート.....	添付 2-1
添付資料3 参考文献.....	添付 3-1

図表目次

図表 1-1: 本レビュー対象評価案件一覧.....	1-2
図表 1-2: 国別評価の地域別分類.....	1-3
図表 1-3: 重点課題別評価の分野別分類.....	1-3
図表 1-4: 過去の ODA 評価対象国の援助実績及び開発レベルに基づく分類.....	1-4
図表 1-5: ODA 大綱の項目と ODA 評価報告書の分析項目の対比表.....	1-7
図表 2-1: 政策の妥当性レビュー結果.....	2-2
図表 2-2: 国別評価の政策の妥当性評価結果の項目ごとの経年変化.....	2-7
図表 2-3: 国別評価の政策の妥当性の評価における経年変化.....	2-8
図表 2-4: ODA 大綱の基本方針と重点地域の方針を切り口としたレビュー結果.....	2-9
図表 2-5: 結果の有効性レビュー結果.....	2-14
図表 2-6: 国別評価の結果の有効性評価結果の項目ごとの経年変化.....	2-20
図表 2-7: 国別評価の結果の有効性の評価における経年変化.....	2-20
図表 2-8: ODA 大綱の基本方針・重点課題の方針・重点地域の方針を 切り口としたレビュー結果.....	2-22
図表 2-9: プロセスの適切性レビュー結果.....	2-27
図表 2-10: 国別評価のプロセスの適切性評価結果の項目ごとの経年変化.....	2-30
図表 2-11: 国別評価のプロセスの適切性の評価における経年変化.....	2-30
図表 2-12: ODA 大綱を切り口とした援助政策策定プロセス・ 援助実施プロセス・援助実施体制のレビュー結果.....	2-31
図表 2-13: 外交の視点からの評価のレビュー結果.....	2-36
図表 2-14: 外交的な重要性のレビュー結果.....	2-37
図表 2-15: 外交的な波及効果のレビュー結果.....	2-39
図表 3-1: 提言・教訓のカテゴリー.....	3-1
図表 3-2: 2009 年度「過去の ODA 評価案件のレビュー」調査結果と 2014 年度本調査結果のカテゴリー別比較.....	3-2
図表 3-3: サブカテゴリーごとの比率・件数.....	3-3
図表 3-4: 提言・教訓数が多かったサブカテゴリーの 2009 年度及び本調査 結果の件数順の比較.....	3-4
図表 3-5: 日本との ODA 関係からみる提言・教訓の傾向.....	3-6
図表 3-6: 地域別・ポスト・コンフリクト国／脆弱国にみる提言・教訓の傾向.....	3-9
図表 3-7: 評価実施時期別にみる提言・教訓の傾向.....	3-12
図表 3-8: ODA 大綱を切り口としたサブカテゴリーごとの比率・件数.....	3-14
図表 3-9: 提言・教訓数が多かったサブカテゴリー.....	3-14
図表 3-10: ODA 大綱を切り口としたクロス集計結果.....	3-15
図表 4-1: 政策の妥当性の集計結果.....	4-1
図表 4-2: 結果の有効性の集計結果.....	4-1
図表 4-3: プロセスの適切性の集計結果.....	4-2

第1章

調査の実施方針

1-1 調査の背景と目的

政府開発援助（ODA）は、日本の国際貢献の主要な柱として、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められていることから、外務省は、1981年から、ODA 評価等を通じその一層の充実を図っている。政策レベルの評価においては、これまで様々な提言・教訓が出されており、同提言・教訓を効果的に活用するためにも、過去の ODA 評価結果のレビューを定期的に行うことが有効である。このようなレビューは、前回 2009 年に実施された。

2014 年は ODA 開始 60 周年に当たる。1992 年に最初に閣議決定された ODA 大綱は、2003 年に改訂されて以降、ODA 政策の根幹を規定する文書として重要な役割を果たしてきた。ODA 大綱の改定後、10 年以上が経ち、日本及び国際社会が大きく変化し、ODA に求められる役割も様々に変化中、ODA は新たな進化を遂げるべきであるという観点から、外務省は、2014 年 3 月に ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会を設置し、2014 年中をめぐりに ODA 大綱の見直しを行うことを発表した。

こうした背景の下、過去約 10 年間（2003～2013 年度）に実施した外務省 ODA 評価（政策レベル評価：国別評価及び重点課題別評価）の結果を対象に、過去の提言・教訓の分類化・体系化を行うとともに、これらの結果について ODA 大綱を切り口としてレビューをすることで、大綱の運用状況などを分析し、今後の ODA の政策立案及び実施に係る新たな視点への提言などを取りまとめるため、本調査を実施した。また、今後の外務省 ODA 評価における課題・方向性の検討に資するべく、他ドナー機関と日本外務省との評価体制・手法に関する比較も行った。本調査の目的は以下のとおりである。

- (1)過去の ODA 評価結果の振り返り（レビュー）を行うことで、評価結果から導き出された提言・教訓を取りまとめ、効果的に活用すべく、分類化・体系化を行う。
- (2)今後の外務省による ODA 評価の課題・方向性を示す。
- (3)ODA の政策立案・実施に係る新たな視点への提言を示す。

1-2 調査の対象

過去約 10 年間（2003～2013 年度）に実施した外務省 ODA 評価（政策レベル評価：国別評価及び重点課題別評価）を対象とした。対象案件総数は 67 件で、内訳は国別評価 48 件（45 か国・地域）、重点課題別評価等 19 件である。このうち国別評価 3 件は、二か国について別々に分析を行っているため個別に分析を行い、分析件数は合計 70 件である。対象案件の一覧を図表 1-1 に、分類を図表 1-2 から 1-4 にまとめた。

図表 1-1 本レビュー対象評価案件一覧

No	レビュー案件	年度	No	レビュー案件	年度
国別評価 (48 件)					
1	インド	2003	25	エクアドル	2008
2	インドネシア	2003	26	太平洋島嶼国 (*)	2008
3	パキスタン	2003	27	ルーマニア/ブルガリア (*)	2008
4	ヨルダン	2003	28	トルコ	2008
5	ラオス	2004	29	バングラデシュ	2009
6	ウズベキスタン・カザフスタン(*)	2004	30	エチオピア	2009
7	エチオピア	2004	31	インド	2009
8	バングラデシュ	2004	32	ブラジル	2009
9	カンボジア	2005	33	ガーナ	2009
10	ケニア	2005	34	フィリピン	2010
11	タンザニア	2005	35	マレーシア	2010
12	セネガル	2005	36	エジプト	2010
13	ザンビア	2006	37	ボリビア	2010
14	ブータン	2006	38	ウガンダ	2010
15	ベトナム	2006	39	タイ	2011
16	マダガスカル	2006	40	ペルー	2011
17	モロッコ	2006	41	中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援	2011
18	インドネシア	2007	42	ネパール	2012
19	スリランカ	2007	43	キューバ	2012
20	チュニジア	2007	44	パレスチナ自治区に対する支援	2012
21	ニカラグア	2007	45	マラウイ	2012
22	モンゴル	2007	46	コロンビア	2013
23	中国	2007	47	ラオス	2013
24	モザンビーク	2008	48	スリランカ	2013
重点課題別評価 (19 件)					
49	沖縄感染症対策イニシアティブ (IDI) 中間評価 (フィリピン, タイ, エチオピア, ケニア)				2003
50	対人地雷対策支援政策評価 (カンボジア)				2004
51	保健関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価 (フィリピン)				2004
52	教育関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価 (ベトナム)				2004
53	貧困削減に関する我が国 ODA の評価～ベトナム, エチオピアを事例として～				2005
54	平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価 (アフガニスタン)				2005
55	農業・農村開発に関する我が国 ODA の評価 (タイ)				2006
56	地球的規模の問題への取り組み (環境・森林 保全) の評価 (インド, 中国)				2006
57	地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価 (対中米地域協力を事例として) (エルサルバドル, ホンジュラス)				2006
58	「TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価 (ウガンダ, ケニア)				2007
59	「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)」に関する評価 (ケニア, エチオピア)				2007
60	「日本の津波支援」の評価				2008
61	「保健・医療分野支援」の評価				2008
62	「日本水協カイニシアティブ及び水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価				2008
63	平和構築のための支援の評価				2010
64	「貿易のための援助」の評価				2011
65	ジェンダー平等政策・制度支援の評価				2012
66	三角協力の評価				2012
67	防災協カイニシアティブの評価				2013

注: (*) の報告書はそれぞれ二か国について別々に分析を行っていることから、第 2 章以降の分析ではそれぞれ一か国として扱う。
このため国別評価 48 件で分析件数は 51 件となる。

出典: 評価チーム作成

国別評価 48 件を地域ごとに分類すると、図表 1-2 のとおりである。重点課題別評価 19 件を日本の ODA の重点課題に沿って分類すると、貧困削減 1 件、教育 2 件、保健・人口 3 件、水と衛生 1 件、農業・農村開発 1 件、持続的成長 1 件、環境 1 件、防災 2 件、平和の構築 3 件、ジェンダー 1 件、その他 3 件である(図表 1-3)。

図表 1-2 国別評価の地域別分類

地域	国・報告書件数 (分析件数)	国別評価実施国/地域
東アジア	9 か国 11 件 (11 件)	インドネシア (2003, 2007), ラオス (2004, 2013), カンボジア(2005), ベトナム(2006), モンゴル(2007), 中国(2007), フィリピン(2010), マレーシア(2010), タイ(2011)
南アジア	6 か国 9 件 (9 件)	インド (2003, 2009), パキスタン (2003), バングラデシュ(2004, 2009), ブータン(2006), スリランカ(2007, 2013), ネパール(2012)
中央アジア・ コーカサス	3 か国 2 件 (3 件)	ウズベキスタン・カザフスタン(2004), 中央アジア 3 か国(ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス)(2011)
中東・北アフリカ	6 か国・地域 6 件 (6 件)	ヨルダン (2003), モロッコ(2006), チュニジア(2007), トルコ(2008), エジプト(2010), パレスチナ自治区 (2012)
サブサハラ・ アフリカ	10 か国 11 件 (11 件)	エチオピア(2004, 2009), ケニア(2005), タンザニア(2005), セネガル(2005), ザンビア(2006), マダガスカル(2006), モザンビーク(2008), ガーナ(2009), ウガンダ(2010), マラウイ(2012)
中南米	7 か国 7 件 (7 件)	ニカラグア(2007), エクアドル(2008), ブラジル(2009), ボリビア(2010), ペルー(2011), キューバ(2012), コロンビア(2013)
大洋州	2 か国 1 件(2 件)	太平洋島嶼国(フィジー・ソロモン諸島)(2008)
欧州	2 か国 1 件(2 件)	ルーマニア・ブルガリア(2008)
合計	45 か国・地域, 48 件 (分析件数 51 件)	

注 1: 括弧内は評価が実施された年度。

注 2: 本調査対象の国別評価は 48 件であるが、2 度以上国別評価実施のある国や 1 案件内で複数国を対象としている場合があるため、ここでは 45 か国・地域となっている。全体の分析件数は 51 件である。

出典: 外務省 ODA ホームページ「国別地域政策・情報」を基に評価チーム作成

図表 1-3 重点課題別評価の分野別分類

分野	重点課題別評価	
貧困削減	—	● 貧困削減に関する我が国 ODA の評価～ベトナム, エチオピアを事例として～(2005)
	教育	● 教育関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価(ベトナム)(2004) ● 「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」に関する評価(ケニア, エチオピア)(2007)
	保健・人口	● 沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)中間評価(フィリピン, タイ, エチオピア, ケニア)(2003) ● 保健関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価(フィリピン)(2004) ● 「保健・医療分野支援」の評価(2008)
	水と衛生	● 「日本水協カイニシアティブ及び水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価(2008)
	農業・農村開発	● 農業・農村開発に関する我が国 ODA の評価(タイ)(2006)
持続的成長	—	● 「貿易のための援助」の評価(2011)
地球規模の問題への取組	環境	● 地球的規模の問題への取り組み(環境・森林保全)の評価(インド, 中国)(2006)
	防災	● 「日本の津波支援」の評価(2008) ● 防災協カイニシアティブの評価(2013)
平和の構築	紛争と開発	● 対地雷対策支援政策評価(カンボジア)(2004) ● 平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価(アフガニスタン)(2005) ● 平和構築のための支援の評価(2010)
分野横断的な基本方針	ジェンダー	● ジェンダー平等政策・制度支援の評価(2012)
	—	● 地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価(対中米地域協力を事例として)(エルサルバドル, ホンジュラス)(2006) ● 「TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価(ウガンダ, ケニア)(2007) ● 三角協力の評価(2012)

注 1: 括弧内は評価が実施された年度。

注 2: 本業務の調査対象年度に実施された重点課題別評価に該当する分野のみ列挙している。

出典: 外務省 ODA ホームページ「分野別開発政策」を基に評価チーム作成

図表 1-4 に示したとおり、本レビュー対象の国別評価の対象 45 개국・地域のうち、OECD(経済協力開発機構)－DAC(開発援助委員会)リストから卒業し分類不可能な 2 개국を除き、2009 年度から 2011 年度の間で日本が二国間援助供与国第 5 位以内に入った国は 32 개국、第 5 位以内に入らなかった国は 11 개국・地域である。高中所得国及び ODA 非対象国は 13 개국である。

また、紛争後の不安定な状況にあるポスト・コンフリクト国や世界銀行などが定義する脆弱国では、通常の開発途上国と比べ治安、ガバナンス(統治)、社会経済指標などの面から、ODA の実施環境がより厳しいと考えられる。このため、こうした国における ODA 評価結果がそれ以外の国と異なる傾向を示す可能性があると考え、図表 1-4 のとおり、「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」として分類した。該当する国・地域は 8 개국・地域である。なお、ODA による支援が行われてきたポスト・コンフリクト国としては、イラク、アフガニスタン、東ティモール、バルカン半島、サブサハラ・アフリカ地域の紛争経験国などが挙げられるが、これらの国は一部が平和の構築に関する重点課題別評価で事例として取り上げられているものの、これまで国別評価の対象となっておらず、本調査の対象となっていないことに留意が必要である。

図表 1-4 過去の ODA 評価対象国の援助実績及び開発レベルに基づく分類

(1)日本が二国間援助供与国第 5 位以内に入った国 (2009 年度～2011 年度) (32 개국, 分析件数 37 件)(注 1)	インドネシア, ラオス, カンボジア, ベトナム, モンゴル, フィリピン, 中国, マレーシア, インド, パキスタン, ブータン, スリランカ, ネパール, カザフスタン, ウズベキスタン, キルギス, モロッコ, チュニジア, トルコ, ウガンダ, エチオピア, タンザニア, ザンビア, セネガル, マダガスカル, マラウイ, キューバ, ニカラグア, ブラジル, ボリビア, フィジー, ソロモン
(2)日本が二国間援助供与国第 5 位以内に入らなかった国 (2009 年度～2011 年度) (11 개국・地域, 分析件数 12 件)	バングラデシュ, タイ, エジプト, パレスチナ自治区, ヨルダン, ケニア, モザンビーク, ガーナ, エクアドル, ペルー, コロンビア
(3)高中所得国及び ODA 非対象国 (2011 年度実績) (13 개국, 分析件数 13 件)	中国, マレーシア, タイ, カザフスタン, ヨルダン, チュニジア, トルコ, キューバ, コロンビア, ブラジル, ペルー, <u>ルーマニア</u> , <u>ブルガリア</u>
(4)ポスト・コンフリクト国／脆弱国 (8 개국・地域, 分析件数 10 件) (注 3)	<u>ラオス</u> , <u>カンボジア</u> , <u>スリランカ</u> , <u>モザンビーク</u> , <u>ソロモン</u> , <u>ネパール</u> , <u>パレスチナ自治区</u> , <u>コロンビア</u>

注 1: OECD-DAC のデータに基づく。支出純額ベース。該当年度中 1 度でも 5 位以内に入った国を掲載。ルーマニア、ブルガリアは DAC リストから卒業したため、2005 年以降のデータが掲載されておらず(1)、(2)には該当しない。

注 2: OECD-DAC の分類に基づく。下線は ODA 非対象国(卒業国)。下線なしは高中所得国。

注 3: ポスト・コンフリクト国／脆弱国は、世界銀行による 2006～2012 年度の脆弱国リスト(Fragile and conflict-affected states list。1) 世銀の CPIA(経済運営、構造政策、社会的一体性・公平のための政策、公的部門の運営・制度を評価する国別政策・制度評価)の評点が平均 3.2 以下の国際開発協会(International Development Association: IDA)対象国、2) 過去 3 年の間に国連や地域機関による平和維持活動(Peacekeeping Operations: PKO)又は平和構築ミッションが展開されている国のいずれかの条件に合致する国のリスト)に 2 度以上掲載されている国、又は JICA「課題別指針: 平和構築」に同指針が該当する国の例や事例として掲載されている国・地域から、全国レベルで紛争の影響を受けていると判断される国・地域。下線は脆弱国リストのみに掲載されている国。波線は脆弱国とポスト・コンフリクト国の両方に該当する国、下線なしはポスト・コンフリクト国のみに該当する国・地域。

出典: 外務省「政府開発援助(ODA)国別データブック 2013」、JICA「課題別指針: 平和構築」2009 年、Independent Evaluation Group, World Bank, IFC, MIGA. "World Bank Group Assistance to Low-Income Fragile and Conflict-Affected States: An Independent Evaluation" Dec 2013 を基に評価チーム作成

1-3 調査の手順

本調査は 2014 年 4 月から 6 月までを調査期間として実施した。また、その間、外務省及び国際協力機構(JICA)関係者と 3 回の検討会を実施した。本調査の具体的な作業手順は以下のとおりである。

(1) 調査実施計画の策定

評価チームは、調査の目的、対象、分析枠組み、作業スケジュールを含む調査の実施計画案を策定し、第 1 回検討会において報告し、関係者の合意を得た。

(2) 分析作業

対象となる ODA 評価報告書のレビューを行うとともに、ウェブサイト情報をベースに他ドナー機関の評価体制・手法に関する情報を収集した。第 2 回検討会において作業の途中経過を関係者に説明し、コメントを得て、意見交換を行った。

(3) 報告書作成

分析結果及び第 3 回(最終)検討会における関係者の議論に基づき、本報告書を取りまとめた。

1-4 調査の方法

本調査では、(1) 過去の ODA 評価のレビュー(第 2 章)、(2) 提言・教訓の分類化・体系化(第 3 章)、(3) 他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較(添付資料 1) の 3 つの作業を行った。また、これらの作業のまとめと、そこから得られる今後の ODA 評価及び ODA 政策の改善に向けた提案を第 4 章に、さらに教訓・好事例集として第 5 章に取りまとめた。教訓・好事例集は、第 3 章の分析結果から頻度の高い提言・教訓及び頻度に関わらず、本調査の検討会での議論及び ODA 大綱見直しに関する岸田外務大臣の「ODA 政策スピーチ」(2014 年 3 月 28 日)などに基づき、今後特に重要と考えられるテーマや視点を中心に整理した。また、教訓集では、教訓一覧に加え、提言・教訓が導き出された背景及び確認できた範囲で好事例についても併せて掲載した。各作業の詳細は以下のとおりである。

(1) 過去の ODA 評価のレビュー(第 2 章)

(ア) 評価結果の分類化・体系化

分析対象 70 件をレビューした。ODA 評価では、2011 年度から評価結果のレーティング(格付け)が試行的に導入されているが、それ以前の評価案件についてはレーティングがなされていない。各報告書の評価結果を横並びで分析できるようにするため、各評価報告書における開発の視点からの評価 3 項目(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)、及び 2011 年度から導入されている外交の視点からの評価 2 項目(外交的な重要性、外交的な波及効果)の評価結果と、各項目を構成するサブカテゴリー(副分類)の評価結果を、一定の基準に基づくレーティングで示した。この作業はチームメンバーが分担して行ったが、この際、作業を始める前にレーティング項目及び基準

について詳細な定義を設定し、その定義に沿って報告書の文面からその内容を読み取り、レーティングを行った。また、同一の案件を複数名でレーティングした結果を確認し、客観性を担保した。添付資料 2 に分析シートを示す。

(イ) ODA 大綱を切り口としたレビュー

2003 年の ODA 大綱に記載されている「基本方針」、「重点課題」、「重点地域」、「援助政策の立案及び実施」(1.援助政策の立案及び実施体制, 2.国民参加の拡大, 3.効果的実施のために必要な事項)の各項目について、対象となる各評価報告書においてこれらの視点での分析が行われているかどうかを確認し、分析されている際には、前述の「評価結果の分類化・体系化」の作業と同様に、一定の基準に基づいてレーティングを行い、集計・分析を行った。分析項目は図表 1-5 のとおりである。

(2) 提言・教訓の分類化・体系化(第 3 章)

(ア) 提言・教訓のレビュー

分析対象 70 件をレビューし、記載されている提言・教訓をカテゴリー(分類)及びサブカテゴリーごとに分類化し、傾向を分析した。2009 年度に実施された外務省「過去の ODA 評価案件のレビュー」では、2000 年度から 2007 年度の政策レベル評価を対象にレビューを行っており、同調査による提言・教訓のカテゴリー及びサブカテゴリーを基に、適宜追加・修正を行いカテゴリー及びサブカテゴリーを決定した。

(イ) ODA 大綱を切り口としたレビュー

分析対象 70 件をレビューし、記載されている提言・教訓を 2003 年の ODA 大綱に記載されている項目に基づいて分類し、傾向を分析した。分析項目は図表 1-5 のとおりである。

図表 1-5 ODA 大綱の項目と ODA 評価報告書の分析項目の対比表

ODA大綱の項目		ODA評価報告書の分析項目	ODA大綱の項目		ODA評価報告書の分析項目
I. 理念			II. 援助実施の原則		
1. 目的			分析対象外		
2. 基本方針			III. 援助政策の立案及び実施		
(1) 開発途上国の自助努力支援			1. 援助政策の立案及び実施体制		
(2) 「人間の安全保障」の視点			(1) 一貫性のある援助政策の立案		
(3) 公平性の確保			(2) 関係府省庁間の連携		
(4) 我が国の経験と知見の活用			(3) 政府と実施機関の連携		
(5) 国際社会における協調と連携			(4) 政策協議の強化		
3. 重点課題			(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化		
(1) 貧困削減			(6) 内外の援助関係者との連携		
(2) 持続的成長			2. 国民参加の拡大		
(3) 地球的規模の問題への取組			(1) 国民各層の広範囲な参加		
(4) 平和の構築			(2) 人材育成と開発研究		
4. 重点地域			(3) 開発教育		
(1) アジア: 戦略的に分野、対象の重点化			(4) 情報公開と広報		
(2) 東アジア: 日本との経済連携の強化と域内格差の是正			3. 効果の実施のために必要な事項		
(3) 南アジア: 貧困格差に配慮した支援			(1) 評価の充実		
(4) 中央アジア: 民主化、市場経済化支援			(2) 適正な手続きの確保		
(5) アフリカ: 自助努力に向けた取り組みへの支援			(3) 不正、腐敗の防止		
(6) 中東: 社会的安定と平和定着に向けた支援			(4) 援助関係者の安全の確保		
(7) 中南米: 所得格差に配慮しつつ必要な協力			IV. ODA大綱の実施状況に関する報告		
(8) 大洋州: 脆弱な島嶼国を踏まえた協力			分析対象外		

出典: 外務省「政府開発援助(ODA)大綱」を基に評価チーム作成

(3) 他ドナー機関と日本外務省の評価体制・手法に関する比較(添付資料 1)

各機関のホームページなどの公表情報を確認し、2010 年度に実施された外務省「政策レベルの ODA 評価(手法・体制)にかかる調査」の要約に示された「他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較表」の内容を、必要に応じて更新した。

1-5 調査の制約

本調査は、既存の ODA 評価報告書のレビューを通じて行うメタ評価²である。このため、分析作業は全て各評価報告書に記載された内容に基づいて行った。上述のとおり評価結果のレーティングが行われていない評価報告書については、担当コンサルタントが報告書の記載内容を読み取りレーティングを行った。しかし、評価とは事実に基づき価値判断を行うことである³にもかかわらず、評価報告書の中には内容を読んでも結局評価結果がどの程度良かったのか悪かったのか十分理解できない場合が多かった。評価項目のサブカテゴリーによっては分析を行っている報告書と行っていない報告書があり、報告書によって評価基準(判断)の厳しさや提言・教訓のレベルにばらつきがあったことも、横断的な分析を行う際の制約となった。

² 一連の評価結果を集計することを意図した評価のこと。

³ 外務省大臣官房 ODA 評価室(2013)『ODA 評価ガイドライン 第 8 版』, 日本評価学会(2012)『評価倫理ガイドライン』

1-6 調査の実施体制

本調査は、評価主任、アドバイザー、コンサルタントから構成される評価チームが実施した。評価チームのメンバーは以下のとおりである。

評価主任	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
アドバイザー	大野 泉	政策研究大学院大学教授
コンサルタント	牟田 博光	(株)国際開発センター 主席研究員
	シーク 美実	(株)国際開発センター 主任研究員
	高木 桂一	(株)国際開発センター 研究員
	高杉 真奈	(株)国際開発センター 研究員
	菊池 美帆子	(株)国際開発センター 研究員

第2章

過去のODA評価のレビュー

第2章では、各評価報告書について、開発の視点の3項目である政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の評価結果をレビューし、3種類の分析を行った。まず、3項目それぞれの全体のとりまとめと、クロス集計⁴から成る総合分析を行った。クロス集計は、国別評価については地域の区分、二国間援助における日本の順位による区分（2009年度から2011年度までに日本が二国間援助供与で第5位以内であった国と第5位未満であった国の区分）、開発レベルに基づく区分（2011年度時点の高中所得国・ODA非対象国と低所得・ODA対象国の区分）、ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分、重点課題別評価については課題分野の区分のそれぞれで比較し（各区分に該当する国別評価報告書及び重点課題別評価報告書は図表1-2、図表1-3及び図表1-4を参照）、レビュー結果が特に良いもの、課題があるもの、良くないものについては要因分析をした。

2つ目の分析として、レビュー結果を評価実施年度で2003～2007年度と2008～2013年度の二つの期間に分けて経年変化を分析した（時系列での比較）。この二つの期間に分けた理由は、分析対象期間のほぼ中間点であることと、2008年に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）が統合したことである。JICAとJBICの統合によってODA実施機関が一元化され、スキーム（援助形態）間の連携を行いやすくなり、実施レベルでも現地事務所が一元化されたことから、この前後の期間でレビュー結果を比較し、こうした改革による変化を確認することを狙った。また、この二つの期間では、国際潮流や内外環境も大きく変化した。例えば、2003～2007年の期間は援助効果向上をめざす国際協調が活発で、日本もそのための体制強化に努めた。2008～2013年の期間に顕在化した動きとしては、途上国に流れる民間資金がODAを凌駕し、民間連携が重要になってきたこと、2011年11月末に韓国・釜山において開催された「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」（釜山HLF）で強調された南南協力の重要性などが挙げられる。

3つ目の分析として、ODA大綱を切り口としたレビューを行った。図表1-5に示したとおり、ODA大綱に記載されている各項目のうち、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性のそれぞれに該当する項目について、評価結果をレビューし、時系列での比較も行った。

最後に、外交の視点からの評価について、外交的な重要性及び外交的な波及効果についての評価結果をレビューし、分析した。また各評価報告書がどのような分析手法で外交の視点からの評価を行ったかを確認した。

⁴ 2つの項目に注目して同時に集計する作業のこと。

2-1 政策の妥当性のレビュー

2-1-1 総合分析結果

政策の妥当性のレビュー結果は、図表 2-1 に示したとおり、全体で「極めて高い」が 10%、「高い」が 80%、「ある程度高い」が 10%であった。

図表 2-1 政策の妥当性レビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	政策の妥当性(%)					合計件数
	極めて高い	高い	ある程度高い	高いとは言えない	判断不能	
政策の妥当性の評価の総合	10%	80%	10%	0%	0%	70
地域の区分						
東アジア	27%	73%	0%	0%	0%	11
南アジア	0%	89%	11%	0%	0%	9
中央アジア・コーカサス	0%	67%	33%	0%	0%	3
中東・北アフリカ	0%	67%	33%	0%	0%	6
サブサハラ・アフリカ	0%	82%	18%	0%	0%	11
中南米	14%	86%	0%	0%	0%	7
大洋州	0%	100%	0%	0%	0%	2
欧州	0%	100%	0%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分						
5位以内	5%	84%	11%	0%	0%	37
5位未満	0%	83%	17%	0%	0%	12
開発レベルに基づく区分						
高中所得・ODA非対象国	0%	85%	15%	0%	0%	13
低所得・ODA対象国	5%	84%	11%	0%	0%	37
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分						
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	0%	100%	0%	0%	0%	10
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	0%	54%	46%	0%	0%	41
課題分野の区分						
貧困削減	13%	75%	13%	0%	0%	8
持続的成長	0%	100%	0%	0%	0%	1
地球規模の問題への取組	33%	67%	0%	0%	0%	3
平和の構築	33%	67%	0%	0%	0%	3
分野横断的な基本方針	0%	100%	0%	0%	0%	4

注：地域の区分のレビュー対象の合計件数は 51 である。国別評価報告書数の 48 より多いのは、ウズベキスタン・カザフスタン、太平洋島嶼国(フィジー・ソロモン諸島)、ルーマニア・ブルガリアの評価は国別評価報告書としてはそれぞれ一つではあるが、各国への支援の評価は別々であったことからレビュー対象が 3 件増えたことによる。二国間援助における日本の順位による区分のレビュー対象合計件数が 49 であるのはルーマニアとブルガリアが DAC リストから卒業したために二国間援助のデータが存在しないことによる。開発レベルに基づく区分のレビュー対象の合計件数が 50 であるのは、「中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援の評価」の評価対象の 3 国が、高中所得・ODA 非対象国と低所得 ODA 対象国の両方に該当したために除外したことによる。

出典：評価チーム作成

(1) 地域の区分

【比較】

政策の妥当性について、地域の区分の比較では、東アジアでは「極めて高い」が 27%、「高い」が 73%、南アジアでは「極めて高い」が 0%、「高い」が 89%、「ある程度高い」が 11%、中央アジア・コーカサスでは「高い」が 67%、「ある程度高い」が 33%、中東・北アフリカでは「高い」が 67%、「ある程度高い」が 33%、サブサハラ・アフリカは「高い」が 82%、「ある程度高い」が 18%、中南米は「極めて高い」が 14%、「高い」が 86% の結果であった。この結果、地域の区分では東アジアと中南米が他の地域に比べて政策の妥当性の評価結果が比較的高いことが分かる。

【要因分析】

レビュー結果の要因について以下のとおり分析する。

地域	レビュー結果	報告書名	要因分析
東アジア	極めて高い	ベトナム国別評価(2006年度)	国別援助計画において、ODA 大綱の内容が重点分野のみならず、基本方針や実施プロセスも随所に取り込まれている。さらに、支援を重点分野に集中させるとしていて「選択と集中」の観点から高く評価された。
東アジア	極めて高い	インドネシア国別評価(2007年度)	国別援助計画の中で、「他の援助国・国際機関の支援は貧困削減、ガバナンス支援を重視し、社会的サービスあるいは地方インフラに重点を置きがちで、債務返済負担を抱えるインドネシア政府も公共事業費を十分に手当てする財政的余裕がなく、投資環境整備への対応がまさに欠落した部分」と分析した上で、日本は経済インフラ整備を含む投資環境整備に重点を置くとの政策が打ち出されていたことが高く評価された。
東アジア	極めて高い	ラオス国別評価(2013年度)	日本の対ラオス援助政策は、ラオスの開発政策を十分に反映しており、ラオス政府の開発政策(開発ニーズ)との整合性が非常に高い点、日本の上位政策との整合性が高い点が高く評価された。
中南米	極めて高い	コロンビア国別評価(2013年度)	日本の上位政策・戦略、コロンビアの開発計画、国際的な優先課題との整合性、他ドナー支援との整合性が高い点が評価された。
南アジア	ある程度高い	バングラデシュ国別評価(2004年度)	バングラデシュのニーズとの整合性において、ガバナンスの改善とジェンダー格差の解消について明示的に対応できていない、農業部門の育成などの新たなニーズに対応できていない課題があった。
中央アジア・コーカサス	ある程度高い	カザフスタン国別評価(2004年度)	「相手国のニーズとの整合性」においてカザフスタンが資源依存経済から産業主導型経済に転換するために「産業革新プログラム」を重視している一方で、国別援助計画では十分対応できていない課題があった。
中東・北アフリカ	ある程度高い	ヨルダン国別評価(2003年度)	「相手国のニーズとの整合性」でニーズのある項目としては、「経済と制度の自由化、健全な経済運営、適切な投資環境」があったが、日本の援助政策の重点分野では十分に対応できていない点が指摘された。
サブサハラ・アフリカ	ある程度高い	エチオピア国別評価(2004年度)	「相手国のニーズとの整合性」では「平和と民主主義」と「実施能力の向上」への対応が十分でない、援助の「戦略的選択性」の観点から、まずは対エチオピア援助の目的が不明確であったことが問題として指摘された。

(2) 二国間援助における日本の順位による区分

【比較】

政策の妥当性について、二国間援助における日本の順位による区分の比較では、日本の順位が5位以内の国における国別評価では、「極めて高い」が5%、「高い」が84%、「ある程度高い」が11%、日本の順位が5位未満の国別評価では、「高い」が83%、「ある程度高い」が17%の結果であった。

【要因分析】

日本の順位が5位以内であり、政策の妥当性のレビュー結果が「極めて高い」であった国はベトナム(2006年度)とインドネシア(2007年度)で、これらの国での政策の妥当性の高さの要因は地域の区分の比較の項で記述したとおり、二国間援助において日本のプレゼンス(存在感)が高い国で、それぞれの国の政策の開発課題への対応を戦略性を持って記述したことが高く評価された。

(3) 開発レベルに基づく区分

【比較】

政策の妥当性について、開発レベルに基づく区分の比較では、高中所得・ODA非対象国の国別評価では「高い」が85%、「ある程度高い」が15%、低所得・ODA対象国の国別評価では「極めて高い」が5%、「高い」が84%、「ある程度高い」が11%の結果であった。

【要因分析】

レビュー結果の要因について以下のとおり分析する。

開発レベル	レビュー結果	報告書名	要因分析
高中所得・ODA非対象国	ある程度高い	ヨルダン国別評価(2003年度)	日本の援助政策は、ヨルダンの重要政策である経済と制度の自由化、健全な経済運営、適切な投資環境の整備に対応できていない点が指摘された。
高中所得・ODA非対象国	ある程度高い	ウズベキスタン・カザフスタン国別評価(2004年度)	日本の援助政策は、カザフスタンの重要政策である資源依存経済から産業主導型経済に転換するための「産業革新プログラム」の推進に対応できていない点が指摘された。

(4) ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分

【比較】

政策の妥当性について、ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分での比較では、ポスト・コンフリクト国／脆弱国では「高い」が100%、非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国では「高い」が54%、「ある程度高い」が46%の結果であった。

【要因分析】

ポスト・コンフリクト国／脆弱国での政策の妥当性のレビュー結果が相対的に高いのは、国のニーズが復興や脆弱性の克服にあるということが明確で、日本が援助政策においてそのニーズに応えようとした現れと考えられる。スリランカ国別評価(2007年度)及びカンボジア国別評価(2005年度)では、それぞれの国別援助計画において「平和の定着と復興プロセスへの支援」と「持続的な経済成長と安定した社会の実現」が重点課題とされ、これらの国の紛争からの復興と脆弱性の克服への支援を重点政策とした点が評価された。

(5) 課題分野の区分

【比較】

政策の妥当性について、課題分野の区分の比較では、貧困削減では「極めて高い」が13%、「高い」が75%、「ある程度高い」が13%、持続的成長では「高い」が100%、地球規模の問題への取組では「極めて高い」が33%、「高い」が67%、平和の構築では「極めて高い」が33%、「高い」が67%、分野横断的な基本方針では「高い」が100%の結果であった。この結果、貧困削減、地球規模の問題への取組、平和の構築の分野での政策の妥当性の評価が比較的高いことが分かる。

【要因分析】

レビュー結果の要因について以下のとおり分析する。

課題分野	レビュー結果	報告書名	要因分析
貧困削減	極めて高い	貧困削減に関する我が国ODAの評価～ベトナム、エチオピアを事例として～（2005年度）	日本の貧困削減政策の目的は1990年代の国際援助社会の動向と合致し、貧困を所得や消費などの経済的観点からのみ捉えるのではなく、人間としての基礎的生活を確保するための機会の提供や人間としての尊厳、権利保護など多面的に捉えた政策を策定しており、経済的能力は「貧困層の収入の維持・向上」と関連し、人間的能力は「貧困層の基礎的生活の確保」と、政治的能力や社会・文化的能力は「貧困削減のための計画・制度・実施体制の整備」と、保護能力は「外的脅威の軽減」とそれぞれ関連させている点に着目している。また、旧ODA中期政策の改定の際に、DACによる貧困削減の定義をより具体的に分かりやすくすることが論点の一つであったが、それが反映された形で政策目的が形成され、中期目標である実施機関の実施方針もODA大綱の理念と合致している点などが高く評価された。
貧困削減	ある程度高い	沖縄感染症対策イニシアティブ（IDI）中間評価（2003年度）	被援助国のニーズとの整合性において、国際的な援助形態及びスキームは、被援助国で感染症対策を担う政府職員の賃金や薬剤等の消耗品の供与を可能としている場合が多いが、日本の援助スキームはこれらのニーズに対応できない制約があるなど、具体的な感染症対策のニーズへの対応が不十分との課題が指摘された。
地球規模の問題への取組	極めて高い	防災協カイニシアティブの評価（2013年度）	日本の上位政策との整合性が特に高く評価されている。ODA大綱は災害について「国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、日本はODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす」としており、防災協カイニシアティブは2005年の国連防災世界会議において、ODAによる防災協力の基本方針・取組を具体的な金額の誓約と共に発表したもので、ODA大綱の重点課題である防災の取組との整合性が高い点が評価された。
平和の構築	極めて高い	平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価（2005年度）	ODA大綱等の日本の上位政策との整合性、被援助国のニーズとの整合性、国際的な優先課題との整合性のいずれにおいても高く評価された。

【総合分析結果まとめ】

政策の妥当性の評価結果はおおむね良いが、日本にとっての優先順位の高い地域である東アジア、優先順位の高い分野である貧困削減、地球規模の問題への取組、平和の構築、二国間援助における日本の順位が高い国、低所得・ODA 対象国への支援において特に政策の妥当性が高い結果であった。「ある程度高い」と判断された評価報告書では、主に「戦略的選択性(選択と集中等)」及び「相手国のニーズとの整合性」が他の項目と比べて相対的に低く評価されていた。

2-1-2 評価結果の時系列での比較

(1) 分析項目の結果の経年変化

政策の妥当性の評価結果の経年での変化を分析するために、図表 2-2 に示したとおり、レビュー結果を評価実施年度で 2003～2007 年度と 2008～2013 年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。政策の妥当性全体において、2003～2007 年度では、「極めて高い」が 6%、「高い」が 77%、「ある程度高い」が 17%の結果であったが、2008～2013 年度では、「高い」が 100%の結果であり、政策の妥当性は、全体的には改善していると言える。

以下では、政策の妥当性の評価結果の改善に貢献している項目を明らかにするために、政策の妥当性の分析項目である「相手国のニーズとの整合性」、「日本の上位政策との整合性」、「国際的な優先課題との整合性」、「戦略的選択性(選択と集中等)」のレビュー結果の経年変化を分析した。

(ア) 相手国のニーズとの整合性

全期間(2003～2013 年度)では、「極めて高い」が 7%、「高い」が 74%、「ある程度高い」が 14%、「高いとは言えない」が 0%の結果であった。2003～2007 年度では、「極めて高い」が 6%、「高い」が 63%、「ある程度高い」が 23%の結果であったが、2008～2013 年度では「極めて高い」が 9%、「高い」が 86%、「ある程度高い」が 6%の結果であった。相手国のニーズとの整合性は、全期間を通して「高い」が多くあったが、経年で比較すると「極めて高い」及び「高い」が増え、「ある程度高い」が減っており、改善していると言える。

(イ) 日本の上位政策との整合性

全期間(2003～2013 年度)では、「極めて高い」が 13%、「高い」が 86%、「ある程度高い」が 1%、「高いとは言えない」が 0%の結果であった。2003～2007 年度では、「極めて高い」が 11%、「高い」が 86%、「ある程度高い」が 3%の結果であったが、2008～2013 年度では、「極めて高い」が 14%、「高い」が 86%、「ある程度高い」が 0%の結果であった。日本の上位政策との整合性は、全期間を通して「高い」が多くあったが、「極めて高い」が増え、「ある程度高い」が減っていることから、改善していると言える。

(ウ) 国際的な優先課題との整合性

全期間(2003～2013年度)では、「極めて高い」が9%、「高い」が59%、「ある程度高い」が7%、「高いとは言えない」が0%の結果であった。2003～2007年度では、「極めて高い」が9%、「高い」が51%、「ある程度高い」が11%の結果で、2008～2013年度では、「極めて高い」が9%、「高い」が66%、「ある程度高い」が3%の結果であった。国際的な優先課題との整合性は、経年の比較では大きな変化は見られなかったが、全期間を通じて、「判断不能」や「該当なし」が多く、他項目と比べて評価の中で十分に分析がなされていない場合が多いと言える。

(エ) 戦略的選択性(選択と集中等)

全期間(2003～2013年度)では、「極めて高い」が1%、「高い」が11%、「ある程度高い」が11%、「高いとは言えない」が16%の結果となっており、全体として他の項目と比べ極めて低い結果であった。2003～2007年度では、「極めて高い」が3%、「高い」が9%、「ある程度高い」が9%、「高いとは言えない」が29%の結果であった。ザンビア国別評価(2006年度)では、国別援助計画が全体的に重点分野での目的と手段の関係が明確ではない、モロッコ国別評価(2006年度)では、総花的・網羅的で戦略性に乏しい、モンゴル国別評価(2007年度)ではどんな分野の協力も網羅される重点分野の書きぶりとなっているなどの課題が指摘されていた。2008～2013年度では、「極めて高い」が0%、「高い」が14%、「ある程度高い」が14%、「高いとは言えない」が3%の結果であった。戦略的選択性(選択と集中等)は、経年の比較では、「高い」が増え、「高いとは言えない」が大きく減っているため、傾向としては改善していると言える。

図表 2-2 国別評価の政策の妥当性評価結果の項目ごとの経年変化

[N(2003～2013年度)=70, N(2003～2007年度)=35, N(2008～2013年度)=35]

	極めて高い	高い	ある程度高い	高いとは言えない	判断不能	該当なし
政策の妥当性(2003～2013年度)	10%	80%	10%	0%	0%	0%
2003～2007年度	6%	77%	17%	0%	0%	0%
2008～2013年度	0%	100%	0%	0%	0%	0%
相手国のニーズとの整合性(2003～2013年度)	7%	74%	14%	0%	0%	4%
2003～2007年度	6%	63%	23%	0%	0%	8%
2008～2013年度	9%	86%	6%	0%	0%	0%
日本の上位政策との整合性(2003～2013年度)	13%	86%	1%	0%	0%	0%
2003～2007年度	11%	86%	3%	0%	0%	0%
2008～2013年度	14%	86%	0%	0%	0%	0%
国際的な優先課題との整合性(2003～2013年度)	9%	59%	7%	0%	10%	16%
2003～2007年度	9%	51%	11%	0%	11%	17%
2008～2013年度	9%	66%	3%	0%	9%	14%
戦略的選択性(選択と集中等)(2003～2013年度)	1%	11%	11%	16%	26%	34%
2003～2007年度	3%	9%	9%	29%	34%	17%
2008～2013年度	0%	14%	14%	3%	17%	51%

出典:評価チーム作成

(2) 経年変化の具体事例(国別評価)

経年変化の具体事例として、2003～2007年度と2008～2013年度のそれぞれの期間内に1度ずつ、合計2度国別評価が実施されたインド、ラオス、エチオピア、バングラデシュ、スリランカの国別評価のレビュー結果を比較し、経年変化を分析した。

図表 2-3 国別評価の政策の妥当性の評価における経年変化

国名	評価実施年度	政策の妥当性
インド	2003	高い
	2009	高い
	変化の有無	変化なし
ラオス	2004	高い
	2013	高い
	変化の有無	変化なし
エチオピア	2004	ある程度高い
	2009	高い
	変化の有無	改善
バングラデシュ	2004	ある程度高い
	2009	高い
	変化の有無	改善
スリランカ	2007	高い
	2013	高い
	変化の有無	変化なし

出典:評価チーム作成

図表 2-3 に示したとおり、政策の妥当性のレビュー結果では、エチオピアとバングラデシュに改善が見られる。

エチオピア国別評価(2004 年度)では、紛争予防／平和構築、構造調整、債務軽減、民間セクター支援、民主化、良い統治、ジェンダー、さらには地方分権化といった分野横断型ないし比較的新しい課題への対応が不十分で課題があるとの評価結果であったが、エチオピア国別評価(2009 年度)では、政策協議及び国別援助計画の重点分野と、エチオピア国政府の開発計画の重点分野(成長を加速するための大規模な努力、基礎インフラの強化、危機と不安定性の管理等の 8 つの柱)に関連が認められるとの評価結果であった。また、財務経済開発省へのヒアリングでは、二国間で合意した日本の重点支援分野について満足しており、今後も重点分野への支援を期待しているとの発言もあった。したがって、日本の支援の重点分野は、エチオピアの開発ニーズと整合的であったと判断され、政策の妥当性は改善していると言える。

バングラデシュ国別評価(2004 年度)では、ガバナンスの改善やジェンダー格差の解消、農業部門の育成などのニーズに対応できていなかったとの評価結果であったが、バングラデシュ国別評価(2009 年度)では、援助計画は「PRSP(貧困削減戦略文書)の迅速かつ効果的効率的な実施を強力に後押ししていく」基本方針を明示しつつ、援助の方向性として、「バングラデシュにとって最重要課題である貧困削減支援のための成果を上げる」となっており、「整合性は極めて高い」との評価結果であった。したがって、日本の支援の重点分野はバングラデシュの開発ニーズと整合的であったと判断され、政策の妥当性は改善していると言える。

2-1-3 ODA 大綱を切り口としたレビュー

政策の妥当性においては、ODA 大綱の基本方針及び重点地域の方針との整合性を切り口としてレビューを行った。経年で比較するために、図表 2-4 に示したとおりレビュー結果を評価実施年度で 2003～2007 年度と 2008～2013 年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。

図表 2-4 ODA 大綱の基本方針と重点地域の方針を切り口としたレビュー結果

項目		整合性が認められる	整合性が認められない	判断不能	該当なし
基本方針	(ア) 開発途上国の自助努力支援(2003～2013年度)	37%	0%	7%	56%
	2003～2007年度	31%	0%	9%	60%
	2008～2013年度	43%	0%	6%	51%
	(イ) 人間の安全保障の視点(2003～2013年度)	47%	0%	0%	53%
	2003～2007年度	46%	0%	0%	54%
	2008～2013年度	49%	0%	0%	51%
	(ウ) 公平性の確保(2003～2013年度)	39%	0%	0%	61%
	2003～2007年度	29%	0%	0%	71%
	2008～2013年度	49%	0%	0%	51%
	(エ) 我が国の経験と知見の活用(2003～2013年度)	27%	0%	1%	71%
	2003～2007年度	14%	0%	0%	86%
	2008～2013年度	40%	0%	3%	57%
	(オ) 国際社会における協調と連携(2003～2013年度)	37%	1%	1%	60%
	2003～2007年度	29%	0%	0%	71%
2008～2013年度	46%	3%	3%	49%	
重点地域の方針	(ア) アジア: 戦略的に分野、対象の重点化(2003～2013年度)(23件)	35%	0%	0%	65%
	2003～2007年度(14件)	14%	0%	0%	86%
	2008～2013年度(9件)	67%	0%	0%	33%
	(イ) 東アジア: 日本との経済連携の強化と域内格差の是正(2003～2013年度)(11件)	45%	0%	0%	55%
	2003～2007年度(7件)	43%	0%	0%	57%
	2008～2013年度(4件)	50%	0%	0%	50%
	(ウ) 南アジア: 貧困格差に配慮した支援(2003～2013年度)(9件)	67%	0%	0%	33%
	2003～2007年度(5件)	40%	0%	0%	60%
	2008～2013年度(4件)	100%	0%	0%	0%
	(エ) 中央アジア: 民主化、市場経済化支援(2003～2013年度)(3件)	100%	0%	0%	0%
	2003～2007年度(2件)	100%	0%	0%	0%
	2008～2013年度(1件)	100%	0%	0%	0%
	(オ) アフリカ: 自助努力に向けた取組への支援(2003～2013年度)(11件)	45%	9%	0%	45%
	2003～2007年度(6件)	50%	17%	0%	33%
	2008～2013年度(5件)	40%	0%	0%	60%
	(カ) 中東: 社会的安定と平和定着に向けた支援(2003～2013年度)(6件)	83%	0%	0%	17%
	2003～2007年度(3件)	100%	0%	0%	0%
	2008～2013年度(3件)	67%	0%	0%	33%
	(キ) 中南米: 所得格差に配慮しつつ必要な協力(2003～2013年度)(7件)	100%	0%	0%	0%
	2003～2007年度(1件)	100%	0%	0%	0%
2008～2013年度(6件)	100%	0%	0%	0%	
(ク) 大洋州: 脆弱な島嶼国を踏まえた協力(2003～2013年度)(2件)	0%	0%	0%	100%	
2003～2007年度(0件)	0%	0%	0%	0%	
2008～2013年度(2件)	0%	0%	0%	100%	

注: 重点地域の方針の数値は、括弧内のレビュー対象案件の件数に対する比率。

出典: 評価チーム作成

(1) 基本方針

(ア) 開発途上国の自助努力支援

ODA 大綱は、開発途上国の自助努力支援について、「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、日本の ODA において最も重要な考え方であり、被援助国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することで、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する」としている⁵。各評価報告書において、評価対象の援助政策に開発途上国の自助努力支援に関連する記載があるとして ODA 大綱との整合性が認められたのは 2003～2007 年度では 31%であったが、2008～2013 年度では 43%となり向上している。開発途上国の自助努力支援において整合性が見られたのが、ヨルダン国別評価(2003 年度)、セネガル国別評価(2005 年度)、ザンビア国別評価(2006 年度)、ブータン国別評価(2006 年度)、ベトナム国別評価(2006 年度)、ウガンダ国別評価(2010 年度)等で、例えば、ベトナム国別評価(2006 年度)では、対ベトナム国別計画の基本方針はベトナム政府の主体性ならびに同政府の開発ビジョンの方向性を重視していることが評価された。また、ウガンダ国別評価(2010 年度)では、対ウガンダ援助政策で「自助努力の拡大による持続的成長を支援する」と記載があることなどから、自助努力の支援と整合していることが評価された。

重点課題別評価の「貧困削減に関する我が国の ODA の評価～ベトナム、エチオピアを事例として～」(2005 年度)では、自助努力による経済成長を支援することが貧困削減につながるとの開発援助哲学に基づき、経済インフラ整備、産業協力の活性化の支援をしてきた点が言及されている。「TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取組の評価(ウガンダ、ケニア)」(2007 年度)では、アフリカ開発会議(TICAD: Tokyo International Conference on African Development)プロセスやその下での日本の支援がアフリカの自助努力を最重要原則としていることが評価された。

(イ) 人間の安全保障の視点

ODA 大綱は、人間の安全保障の視点について、「紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点で考えることが重要である」としており、そのために日本は、「人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けた ODA を実施する」としている。各評価報告書において、評価対象の援助政策に人間の安全保障の視点に関連する記載があるとして ODA 大綱との整合性が認められたのは 2003～2007 年度では 46%、2008～2013 年度では 49%で大きな変化はない。この点について整合性が見られるのが、ヨルダン国別評価(2003 年度)、エチオピア国別評価(2004 年度)、ザンビア国別評価(2006 年度)、ブータン国別評価(2006 年度)、スリランカ国

⁵ 「ODA 大綱」平成 15 年。外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html>)

別評価(2007年度)等であり、例えばスリランカでは国別援助計画に「人間の安全保障の推進」が反映されていることから整合性があるとされた。

(ウ) 公平性の確保

ODA 大綱は、公平性の確保について、「ODA 政策の立案及び実施において、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る」としている。特に「男女共同参画の視点は重要で、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」としている。各評価報告書において、評価対象の援助政策に公平性の確保に関連する記載があるとして ODA 大綱との整合性が認められたのは 2003～2007 年度では 29%であったが、2008～2013 年度では 49%であり、近年、公平性の確保は ODA 政策においてより重視されるようになってきていると言える。

この点で整合性があると判断された国別援助計画の評価は、インドネシア国別評価(2003年度)、セネガル国別評価(2005年度)、ザンビア国別評価(2006年度)、ベトナム国別評価(2006年度)、モロッコ国別評価(2006年度)、ニカラグア国別評価(2007年度)、ブラジル国別評価(2009年度)、ボリビア国別評価(2010年度)、ウガンダ国別評価(2010年度)、タイ国別評価(2011年度)、ペルー国別評価(2011年度)等であった。例えば、対ベトナム国別援助計画の重点課題はベトナム国家開発計画の重点的な取組項目の「社会的発展・公平・ジェンダーの平等の実現、雇用創出、飢餓撲滅、貧困削減、社会保障制度の構築」と整合する形で、「生活・社会面の改善に係る横断的な事項(障害者福祉等の社会的弱者支援、ジェンダー、少数民族への配慮)」が含まれている。対ブラジル援助の政策目標には「所得格差是正」が含まれていて、ODA 大綱、ODA 中期政策の両者の「貧富の格差の是正／貧困対策」との整合性が高い。重点課題別評価では、「教育関連 MDGs 達成に向けた日本の取組評価(ベトナム)」(2004年度)、「貧困削減に関する我が国 ODA の評価～ベトナム、エチオピアを事例として～」(2005年度)、「地域協力への支援に関する我が国の取組の評価(対中米地域協力を事例として)(エルサルバドル、ホンジュラス)」(2006年度)において、これら政策は公平性の確保の観点から ODA 大綱と整合性があると評価された。

(エ) 我が国の経験と知見の活用

ODA 大綱は、我が国の知見と知識の活用について、「開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。さらに、ODA の実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する」としている。この項目のレビュー結果は、他の項目と比べやや低い上、「該当なし」が多く、評価対象の援助政策にそもそも政策に我が国の経験と知見の活用に関する記載がない場合が多いと考えられる。

各評価報告書において、評価対象の援助政策に我が国の経験と知見の活用に関する記載があるとして ODA 大綱との整合性が認められたのは 2003～2007 年度では 14%であったが、2008～2013 年度では 40%に大きく改善している。ベトナム国別評価(2006 年度)、ウガンダ国別評価(2010 年度)、タイ国別評価(2011 年度)、中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援の評価(2011 年度)、ネパール国別評価(2012 年度)、キューバ国別評価(2012 年度)、パレスチナ自治区に対する支援の評価(2012 年度)、ラオス国別評価(2013 年度)、スリランカ国別評価(2013 年度)、コロンビア国別評価(2013 年度)等で整合性が見られ、ベトナム国別評価(2006 年度)では、対ベトナム援助計画に「日本の有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用」するとの記載があった。

(オ) 国際社会における協調と連携

ODA 大綱は、国際社会における協調と連携について、「国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める」としている。各評価報告書において、評価対象の援助政策に国際社会における協調と連携に関連する記載があるとして ODA 大綱との整合性が認められたのは 2003～2007 年度では 29%であったが、2008～2013 年度では 46%となり改善している。この点においては、ヨルダン国別評価(2003 年度)、セネガル国別評価(2005 年度)、ザンビア国別評価(2006 年度)、ベトナム国別評価(2006 年度)、エジプト国別評価(2010 年度)、ウガンダ国別評価(2010 年度)、タイ国別評価(2011 年度)、ネパール国別評価(2012 年度)、キューバ国別評価(2012 年度)、マラウイ国別評価(2012 年度)、コロンビア国別評価(2013 年度)で整合性が見られた。

(2) 重点地域の方針

(ア) アジア

ODA 大綱はアジアへの支援において「経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る」としている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に戦略的な分野や対象の重点化に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度では 14%であったが、2008～2013 年度では 67%と大きく改善された。ベトナム国別評価(2006 年度)やラオス国別評価(2013 年度)の評価対象である国別援助計画では、戦略的に支援分野の重点化が図られており、ODA 大綱のアジアの支援方針との整合性が高かった。

(イ) 東アジア

ODA 大綱は東アジアへの支援において「東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODA を活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める」とし

ている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に経済連携や域内格差是正に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度では 43%であったが、2008～2013 年度では 50%と改善された。

(ウ) 南アジア

ODA 大綱は南アジアへの支援において「多数の貧困人口の存在に十分配慮する」としている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に貧困削減に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度では 40%であったが、2008～2013 年度では 100%と大きく改善された。インド国別評価(2009 年度)では、対インド国別援助計画において「貧困・環境問題の改善」が重点目標とされていることが確認されており、ODA 大綱の南アジア支援方針との整合性が見られた。

(エ) 中央アジア

ODA 大綱は中央アジアへの支援において「コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する」としている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に民主化や市場経済化に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度で 100%であり、2008～2013 年度でも 100%と安定している。対ウズベキスタン援助政策では「民主化・市場経済導入のための人材不足や経済インフラの老朽化、環境悪化などの問題に対処し、経済的な困難を克服して国造りを行えるよう積極的な援助を行う」としており、ODA 大綱の中央アジア支援方針との整合性が見られた。

(オ) アフリカ

ODA 大綱はアフリカへの支援において「多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う」としている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に自助努力に向けた取組に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度で 50%であったが、2008～2013 年度では 40%と比率が下がっている。ウガンダ援助政策では、「経済成長を通じた貧困削減」、「自助努力の拡大による持続的成長」、「ウガンダの安定的発展に基づく大湖地域とアフリカ全体の平和と発展の維持」などを重点項目としており、ODA 大綱のアフリカ支援方針との整合性が見られた。

(カ) 中東

ODA 大綱は中東への支援において「社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う」としている。該当する地域の評価報告書のうち、評価対象の援助政策に社会的安定と平和の定着に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度では 100%であったが、2008～2013 年度では 67%と下がっている。

パレスチナ自治区援助政策では、基本方針として「経済・社会の自立化促進による平和構築」を挙げるなど、ODA 大綱の中東支援方針との整合性が見られる。

(キ) 中南米

ODA 大綱は中南米への支援において「比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う」としている。レビュー対象の中南米に関する政策のうち、域内及び国内格差に関連する記載があるとして、ODA 大綱との整合性が認められたのは、2003～2007 年度で 100%であり、2008～2013 年度でも 100%と安定している。ブラジル援助の政策目標には「所得格差是正」が含まれている。南米地域の最貧国の1つであるボリビアの援助政策においても貧困緩和を支援し、国内格差を是正することに重点が置かれていて、ODA 大綱の中南米支援方針との整合性が見られる。

2-2 結果の有効性のレビュー

結果の有効性の評価については、評価報告書全体を通じて、援助方針において援助効果を測る指標が設定されていないため評価判断に制約があったとする報告書が非常に多かった。このため、支援実績の事例や蓄積を記載するのみで、アウトカムやインパクトとしての効果については言及していない報告書も散見された。分析結果を参照する際も、この点に留意が必要である。

2-2-1 総合分析結果

結果の有効性のレビュー結果は、図表 2-5 に示したとおり、全体で「極めて大きな効果があった」が 0%、「効果があった」と「ある程度効果があった」を合わせてほぼ 100%で、「効果があったとは言えない」が 0%であった。

図表 2-5 結果の有効性レビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	結果の有効性(%)					合計件数
	極めて大きな効果があった	効果があった	ある程度効果があった	効果があったとは言えない	判断不能	
結果の有効性の評価の総合	0%	54%	40%	0%	6%	70
地域の区分						
東アジア	0%	45%	55%	0%	0%	11
南アジア	0%	67%	33%	0%	0%	9
中央アジア・コーカサス	0%	67%	33%	0%	0%	3
中東・北アフリカ	0%	50%	50%	0%	0%	6
サブサハラ・アフリカ	0%	45%	55%	0%	0%	11
中南米	0%	57%	43%	0%	0%	7
大洋州	0%	100%	0%	0%	0%	2
欧州	0%	100%	0%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分						
5位以内	0%	57%	43%	0%	0%	37
5位未満	0%	50%	50%	0%	0%	12
開発レベルに基づく区分						
高中所得・ODA非対象国	0%	54%	46%	0%	0%	13
低所得・ODA対象国	0%	57%	43%	0%	0%	37
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分						
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	0%	70%	30%	0%	0%	10
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	0%	54%	46%	0%	0%	41
課題分野の区分						
貧困削減	0%	50%	13%	0%	38%	8
持続的成長	0%	100%	0%	0%	0%	1
地球規模の問題への取組	0%	67%	33%	0%	0%	3
平和の構築	0%	33%	67%	0%	0%	3
分野横断的な基本方針	0%	25%	50%	0%	25%	4

出典: 評価チーム作成

地域の区分による比較，二国間援助における日本の順位による区分での比較，開発レベルに基づく区分による比較では，レビューの結果に大きな相違はない。

ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分の比較では，ポスト・コンフリクト国／脆弱国では「効果があった」が 70%，「ある程度効果があった」が 30%であるのに対し，非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国では「効果があった」が 54%，「ある程度効果があった」が 46%，の結果であり，後述の人間の安全保障や平和の構築の項目で述べるスリランカ，カンボジア等への支援が高い効果を上げたことによる。

課題分野の区分による比較では，持続的成長で「効果があった」が 100%，地球規模の問題への取組で「効果があった」が 67%，「ある程度効果があった」が 33%，平和構築で「効果があった」が 33%，「ある程度効果があった」が 67%の結果であったのに対し，貧困削減で「効果があった」が 50%，「ある程度効果があった」が 13%，「判断不能」が 38%⁶の結果であった。

結果の有効性の評価は，大きな効果を上げているものもあるが，期待された効果が出ていないものもあり，国別評価や重点課題別評価という大きな枠組みでは平均化されて，極めて大きな効果があったとの結果にはなりにくいと考えられる。そうした中で，極めて大きな効果があったとされた社会経済インフラ，保健感染症対策，防災，農業・農村開発，産業振興，ガバナンスの分野の具体的支援について記述する。

(1) 社会経済インフラ

(ア) 道路・橋りょう

モロッコでは，道路整備の支援が実施され，日本は高速道路計画の総延長の約 1 割弱を整備した。この分野に占める日本の支援の割合は 6%であるが，日本は標高差があり高度な技術を要する重要な区間を担当し，また一般道路の整備支援でも，交通量の増加，道路にアクセス可能な住民の増加，市場や病院等へのアクセスの改善等に大きく貢献したことがモロッコ国別評価(2006 年度)で高く評価された。

(イ) 空港

フィリピンでは，フィリピン旅客の 7 割近くが利用するマニラ国際空港とセブ国際空港で，日本はマニラ国際空港第二ターミナルビル，及びセブ国際空港のターミナルビルと滑走路の整備に円借款で支援を実施し，フィリピンの国際的な旅客／貨物の流通に大きく貢献したことがフィリピン国別評価(2010 年度)で高く評価された。

⁶ 「判断不能」の比率が 38%と大きい背景として，「保健関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価(フィリピン)」と「教育関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価(ベトナム)」では，支援の内容と金額の記載にとどまり，その効果についての言及がなく，「判断不能」となっていることが挙げられる。

(ウ) 港湾

フィリピンでは、港湾整備としてバタンガス港、スービック港、ミンダナオ・コンテナ埠頭のほか、多くの地方港湾の整備が実施され、島嶼国であるフィリピンの海洋航路と港湾整備に大きく貢献したことがフィリピン国別評価(2010年度)で高く評価された。

(エ) 電力

マレーシアでは、ガスパイプラインと発電所への支援が実施され、ガスパイプラインを通じて供給されたガスは、国内全発電所に供給された重油総量の約92%に相当する等、発電エネルギーの石油代替を進めた。発電所では、地域の電力需要に対応しつつ、さらに環境面での技術移転も含めて成果を上げたことがマレーシア国別評価(2010年度)で高く評価された。

モンゴルでは、火力発電所への支援が実施され、設備の拡充だけでなく、技術向上のソフト面では、海外シニアボランティアが日本の労務管理を導入し、モンゴルの技術者の間に「自分たちでできることは自分たちで」という自助努力の意識を醸成し、さらに電力供給量の増加、ウランバートル市の温水給水量の増加、ボイラー停止回数の減少、所内電力の減少、窒素酸化物排出量の減少などに大きく貢献していることがモンゴル国別評価(2007年度)で高く評価された。

ガーナでは、地方電化における長年の協力実績を評価しており、例えば、1990年から2008年までに、合計4,074の市や町が電化されたこと等がガーナ国別評価(2009年度)で高く評価された。

モロッコでは、「地方総合電化計画」への貢献を評価している。農村部電化率は2000年の45%から2005年には81%まで上昇しており、日本も電化率の向上に貢献したことがモロッコ国別評価(2006年度)で高く評価された。

インドでは、電力分野支援において日本が主要ドナーであり、日本の援助で発電量が増加しており、日本の協力は全インドの発電量増加の10%以上を占めている。支援の成果として、電力供給格差の解消、安定供給、住民の生活水準や利便性の向上、火力発電所増設による雇用創出、電力使用量の増加に貢献したことがインド国別評価(2003年度)で確認された。

インドネシアでは、外島における村落電化率は、1996年度の56.8%から2001年度には72.6%と大きく改善しており、日本の協力が地方電化の改善に貢献したことがインドネシア国別評価(2003年度)で確認された。

(オ) 通信設備

ブータンでは、国内通信網整備における日本の貢献は極めて大きく、それまで3地域に分断されていた電話網を一体化したことで電話の普及率を上げ、地形的に孤立した地域に住む人々の利便性を高め、電話の主要回線数が15年間で17倍に増えたこと、

また、技術協力プロジェクトが電話故障率を大きく低減することに貢献したことがブータン国別評価(2006年度)で評価された。

(カ) 上下水道

モロッコでは、18の地方都市を対象にした円借款「上水道セクター整備計画」(2002年3月完了)が実施され、対象都市の水道普及率が2都市を除いて90%以上に上昇し、衛生の改善、水汲み労働の軽減等、住民の生活状況が改善されたことがモロッコ国別評価(2006年度)で評価された。

(2) 保健・感染症対策

中国では、1)中国でのポリオ根絶、2)対象地区での結核予防及び抑制の改善、3)対象地区での安全な予防接種の提供、4)中国での重症急性呼吸器症候群(Severe Acute Respiratory Syndrome:SARS)の終息、5)感染症対策のためのサーベイランス(疾病の発生状況を正確かつ継続的に調査、把握し、その情報を基に疾病の予防と管理をはかる一連のシステム)強化、人材養成に貢献したことが中国国別評価(2007年度)で高く評価された。

(3) 環境保全・気候変動・温暖化対策(廃棄物処理含む)

バングラデシュでは、「ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト」が実施され、その満足度調査の結果、2007年度には調査対象者の21%が満足していたとの結果であったが、2009年度には63%に大幅に向上した。ダッカ市の廃棄物管理には日本以外のドナーは支援しておらず、日本の支援は廃棄物管理の体制面、人材・技術面、財政面に戦略的に取り組み、ダッカ市廃棄物管理の改善に大きく貢献したことがバングラデシュ国別評価(2009年度)で高く評価された。

(4) 防災

ブラジルでは、円借款「チエテ川流域環境改善事業」(1995～2006年度)が実施され、ブラジルの総人口の約1割(約1,950万人)を抱えるサンパウロ首都圏の洪水対策と水源確保のため、チエテ川の主流及び一部支流の改修とダム建設が行われた。市の東西を流れるチエテ川はかつて約2年に1度氾濫を起し、交通の遮断、家屋の浸水、伝染病のまん延などの被害をもたらしていた。また、人口増加が続くサンパウロでは新たな水源の確保が必要であった。この工事によって川は整備され、両川岸を走る州道脇には植栽が施され環境も美化された。洪水制御は100年先を見越したもので、洪水の発生確率は100年に1回と推定される程度まで改善されたことがブラジル国別評価(2009年度)で高く評価された。

フィリピンでは、日本の支援によってマニラでの洪水対策プロジェクトが進捗したことによって、かつてのように少量の降雨で首都圏が浸水し、都市機能が麻痺するような事態は起きなくなったなど、防災分野に貢献したことがフィリピン国別評価(2010年度)で高く評価された。

(5) 農業・農村開発

ブータンでは、日本が最大のドナーであり、特に代表的支援である食糧増産援助(2KR)によって同国の農業機械の大半が提供されていることに注目し、穀物生産量、食糧自給率の向上に大きく貢献したことがブータン国別評価(2006年度)で高く評価された。

ヨルダンでは、主要な農業産地である北ゴールにおいて、日本のかんがい近代化事業が成果を上げており、その成果は農産物生産量の安定と関連性があると推測されること、また、日本のノン・プロジェクト無償が需要増の著しい食糧の購入を可能とし、これが同国の貿易赤字の更なる増加を防ぐ上で貢献したと考えられること、さらに、日本は食糧分野において主要ドナーであること等を総合的に勘案した結果、食糧分野において日本援助は有効であったとヨルダン国別評価(2003年度)で高く評価された。

(6) 産業振興

ヨルダンでは、輸出振興分野で日本は最大のドナーであった。過去6年間にわたって、日本が技術協力によってヨルダン国内企業の輸出品目の多様化、高付加価値化を支援し、輸出産業の育成と競争力の強化に貢献したことがヨルダン国別評価(2003年度)で高く評価された。

ベトナムでは、日越共同イニシアティブによって投資環境が改善し(125項目中85%に当たる105項目が2年間で達成)、2002年以降、年率7%を超える経済成長率を維持し、日本の直接投資も大きく伸びたことがベトナム国別評価(2006年度)で確認された。

(7) ガバナンス

ブラジルでは、治安の改善が重要な課題となっているサンパウロ州の州軍警察を対象に、交番制度の組織的枠組みの強化を目的とした技術協力プロジェクトが実施され、さらにその成果に基づき、サンパウロ州全体に地域警察活動の普及・定着を進めるとともに、それをモデルとして全国へ拡大させることを目的とした技術協力プロジェクトが実施された。日本の制度の活用によるソフト面での支援が成果を上げていることがブラジル国別評価(2009年度)で高く評価された。

マレーシアでは、日本・マレーシア両国の協力で第三国の政府職員・企業関係者等に研修を行う「第三国研修」の9割以上のコースで受講生が8割以上の習熟度を示すなど、高い成果を上げていることがマレーシア国別評価(2010年度)で評価された。

2-2-2 評価結果の時系列での比較

(1) 分析項目の結果の経年変化

結果の有効性の評価結果の経年での変化を分析するために、図表2-6に示したとおり、レビュー結果を評価実施年度で2003～2007年度と2008～2013年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。結果の有効性全体において、2003～2007年

度では、「効果があった」が 40%、「ある程度効果があった」が 51%の結果であったが、2008～2013 年度では、「効果があった」が 69%、「ある程度効果があった」が 29%の結果であり、結果の有効性は大きく改善したと言える。

以下では、結果の有効性の評価結果の改善に貢献している分野を明らかにするために、結果の有効性の分析項目である「社会経済インフラ」、「教育」、「保健・感染症対策」、「環境保全・気候変動・温暖化対策」、「農業・農村開発」、「ガバナンス」のレビュー結果の経年変化を分析した。

(ア) 社会経済インフラ

社会経済インフラ分野に該当しない評価報告書が多いため分野の間で比較して比率が高いわけではないが、「極めて大きな効果があった」とする報告書が比較的多かった。経年比較においては大きな変化は見られない。

(イ) 教育

教育分野での支援は、2003～2007 年度では、「極めて大きな効果があった」が 0%、「効果があった」が 26%、「ある程度効果があった」が 26%、「効果があったとは言えない」が 9%の結果であったが、2008～2013 年度では「効果があった」が 100%の結果となり、改善したと言える。

(ウ) 保健・感染症対策

保健・感染症対策分野での支援は、2003～2007 年度では、「極めて大きな効果があった」が 3%、「効果があった」が 31%、「ある程度効果があった」が 29%、「効果があったとは言えない」が 6%の結果であったが、2008～2013 年度では「極めて大きな効果があった」が 9%、「効果があった」が 86%、「ある程度効果があった」が 6%、「効果があったとは言えない」が 0%の結果であり、改善したと言える。

(エ) 環境保全・気候変動・温暖化対策

環境保全・気候変動・温暖化対策分野での支援は、2003～2007 年度では、「極めて大きな効果があった」が 0%、「効果があった」が 11%、「ある程度効果があった」が 23%、「効果があったとは言えない」が 3%の結果であったが、2008 年度～2013 年度では、「極めて大きな効果があった」が 14%、「効果があった」が 86%の結果であり、改善したと言える。

(オ) 農業・農村開発

農業・農村開発分野での支援は、経年による大きな変化は見られない。

(カ) ガバナンス

ガバナンス分野での支援は、経年による大きな変化は見られない。

図表 2-6 国別評価の結果の有効性評価結果の項目ごとの経年変化

[N(全期間)=70, N(2003~2007 年度)=35, N(2008~2013 年度)=35, ただし社会経済インフラのみ
N(2003~2013 年度)=630, N(2003~2007 年度)=315, N(2008~2013 年度)=315]

	極めて大きな効果があった	効果があった	ある程度効果があった	効果があったとは言えない	判断不能	該当無し
結果の有効性(2003-2013年度)	0%	54%	40%	0%	6%	0%
2003-2007年度	0%	40%	51%	0%	9%	0%
2008-2013年度	0%	69%	29%	0%	3%	0%
社会経済インフラ(2003-2013年度)	3%	10%	9%	0%	11%	67%
2003-2007年度	3%	11%	10%	0%	12%	63%
2008-2013年度	2%	15%	10%	0%	14%	59%
教育(2003-2013年度)	0%	34%	19%	4%	12%	30%
2003-2007年度	0%	26%	26%	9%	11%	29%
2008-2013年度	0%	100%	0%	0%	0%	0%
保健・感染症対策(2003-2013年度)	1%	36%	24%	3%	10%	26%
2003-2007年度	3%	31%	29%	6%	11%	20%
2008-2013年度	9%	86%	6%	0%	0%	0%
環境保全・気候変動・温暖化対策(2003-2013年度)	1%	16%	23%	1%	16%	43%
2003-2007年度	0%	11%	23%	3%	20%	43%
2008-2013年度	14%	86%	0%	0%	0%	0%
農業・農村開発(2003-2013年度)	3%	29%	33%	0%	9%	27%
2003-2007年度	6%	17%	37%	0%	11%	29%
2008-2013年度	0%	14%	14%	3%	17%	51%
ガバナンス(2003-2013年度)	0%	11%	26%	0%	10%	53%
2003-2007年度	0%	6%	20%	0%	14%	60%
2008-2013年度	0%	17%	31%	0%	6%	46%

出典: 評価チーム作成

(2) 経年変化の具体事例(国別評価)

図表 2-7 に示したとおり, 結果の有効性のレビュー結果では, ラオス, エチオピア, バングラデシュに改善が見られる。

図表 2-7 国別評価の結果の有効性の評価における経年変化

国名	評価実施年度	結果の有効性
インド	2003	効果があった
	2009	効果があった
	変化の有無	変化なし
ラオス	2004	ある程度効果があった
	2013	効果があった
	変化の有無	改善
エチオピア	2004	ある程度効果があった
	2009	効果があった
	変化の有無	改善
バングラデシュ	2004	ある程度効果があった
	2009	効果があった
	変化の有無	改善
スリランカ	2007	効果があった
	2013	効果があった
	変化の有無	変化なし

出典: 評価チーム作成

ラオス国別評価(2004 年度)では, 教育分野について多くの投入に見合う成果が見られないとの指摘があったが, ラオス国別評価(2013 年度)では, 「理数科教員養成プロジェクト」で教員養成校の指導員の知識や教授技能の向上や, 初等教育の授業の質向上の目標値を達成するなど, 改善された。また, ラオス国別評価(2004 年度)では, 保健・感染症対策について保健指標の改善度合いが低いとの指摘があったが, ラオス

国別評価(2013 年度)では、医療システム改革や保健に関する政策作成による貢献があるなど保健分野でも日本の支援は改善された。

エチオピア国別評価(2004 年度)では、日本は実績も少なく、援助手法にも他ドナーとの間に隔たりがあるため、教育分野における日本のプレゼンスや貢献は政策面、実施面共に低く、効果があったとは言えないとの評価であったが、エチオピア国別評価(2009 年度)では、日本を含む二国間ドナー及び国際機関の援助の結果、エチオピアの初等教育就学率は 1997 年の 47.7%から 2006 年の 83.5%と大幅な改善を示しており、また MDGs の指標である初等教育の就学率、初等教育修了率、識字率にも改善が見られたとしている。日本が集中的に支援しているオロミア州の初等教育就学率は 1999/2000 年から 2007/2008 年の 8 年間で、51.6%から 91.4%へと改善しており、日本の援助はエチオピア政府が重視している初等教育の機会拡充に貢献したと判断された。

バングラデシュ国別評価(2009 年度)では、農業・農村開発で効果があったとの評価であった。日本は各種スキームを活用し、農業・農村基盤整備を行った。「大ファリドプール農村インフラ整備計画」では、農村道路及び橋りょう整備、市場整備、村落行政施設建設、貧困層の所得向上に資する道路補修作業、ユニオン評議会に対する研修を実施した。さらに、「東部バングラデシュ農村インフラ整備計画」は郡道路の舗装、農村市場の女性店主増加を目指した。これら農村インフラ整備事業は、各事業対象地域農村の社会経済インフラのみならず、女性や貧困層の所得向上や雇用創出にも貢献した。また、貧困層の多くが居住する農村地域 3 県を対象に、「小規模水資源開発計画」によって洪水防御、排水、貯水等の整備と農漁業の技術普及を目指した農業・漁業振興が実施されたことが結果の有効性で高く評価された。

2-2-3 ODA 大綱を切り口としたレビュー

結果の有効性においては、ODA 大綱の基本方針である「人間の安全保障」、4 つの重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、及び重点地域の方針(東アジア)を切り口としてレビューを行った。経年で比較するために、図表 2-8 に示したとおりレビュー結果を評価実施年度で 2003~2007 年度と 2008~2013 年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。

全期間(2003~2013 年度)で「特筆すべきプラスの効果が認められる」と判断されたのは、人間の安全保障で 6%、貧困削減で 3%、持続的成長で 3%、平和の構築で 4%、東アジア:日本との経済連携の強化と域内格差の是正で 9%であった。

図表 2-8 ODA 大綱の基本方針・重点課題の方針・
重点地域の方針を切り口としたレビュー結果

項目		特筆すべきプラスの効果が認められる	プラスの効果が認められる	効果が認められない	記述はあるが判断不能	該当なし
基本方針	(ア) 人間の安全保障 (2003～2013年度)	6%	50%	1%	9%	34%
	2003～2007年度	9%	51%	3%	14%	23%
	2008～2013年度	3%	49%	0%	3%	46%
重点課題の方針	(ア) 貧困削減 (2003～2013年度)	3%	61%	3%	6%	27%
	2003～2007年度	3%	63%	6%	9%	20%
	2008～2013年度	3%	61%	3%	6%	27%
	(イ) 持続的成長 (2003～2013年度)	3%	50%	0%	6%	41%
	2003～2007年度	6%	54%	0%	6%	34%
	2008～2013年度	0%	46%	0%	6%	49%
	(ウ) 地球的規模の問題への取組 (2003～2013年度)	0%	47%	0%	9%	44%
	2003～2007年度	0%	49%	0%	17%	34%
	2008～2013年度	0%	46%	0%	0%	54%
	(エ) 平和の構築 (2003～2013年度)	4%	19%	0%	4%	73%
	2003～2007年度	9%	11%	0%	0%	80%
	2008～2013年度	0%	26%	0%	9%	66%
重点地域の方針	(ア) アジア: 戦略的に分野、対象の重点化 (2003～2013年度) (23件)	0%	35%	0%	43%	26%
	2003～2007年度 (14件)	0%	36%	0%	50%	14%
	2008～2013年度 (9件)	0%	22%	0%	33%	44%
	(イ) 東アジア: 日本との経済連携の強化と域内格差の是正 (2003～2013年度) (11件)	9%	45%	0%	18%	27%
	2003～2007年度 (7件)	14%	29%	0%	29%	29%
	2008～2013年度 (4件)	0%	75%	0%	0%	25%
	(ウ) 南アジア: 貧困格差に配慮した支援 (2003～2013年度) (9件)	0%	78%	0%	22%	0%
	2003～2007年度 (5件)	0%	80%	0%	20%	0%
	2008～2013年度 (4件)	0%	75%	0%	25%	0%
	(エ) 中央アジア: 民主化、市場経済化支援 (2003～2013年度) (3件)	0%	100%	0%	0%	0%
	2003～2007年度 (2件)	0%	100%	0%	0%	0%
	2008～2013年度 (1件)	0%	100%	0%	0%	0%
	(オ) アフリカ: 自助努力に向けた取組への支援 (2003～2013年度) (11件)	0%	45%	0%	9%	45%
	2003～2007年度 (6件)	0%	50%	0%	17%	33%
	2008～2013年度 (5件)	0%	40%	0%	0%	60%
	(カ) 中東: 社会的安定と平和定着に向けた支援 (2003～2013年度) (6件)	0%	67%	0%	17%	17%
	2003～2007年度 (3件)	0%	67%	0%	33%	0%
	2008～2013年度 (3件)	0%	67%	0%	0%	33%
	(キ) 中南米: 所得格差に配慮しつつ必要な協力 (2003～2013年度) (7件)	0%	57%	0%	0%	43%
	2003～2007年度 (1件)	0%	0%	0%	0%	100%
	2008～2013年度 (6件)	0%	67%	0%	0%	33%
	(ク) 大洋州: 脆弱な島嶼国を踏まえた協力 (2003～2013年度) (2件)	0%	0%	0%	50%	50%
	2003～2007年度 (0件)	0%	0%	0%	0%	0%
	2008～2013年度 (2件)	0%	0%	0%	50%	50%

注: 重点地域の方針の数値は、括弧内のレビュー対象案件の件数に対する比率。

出典: 評価チーム作成

(1) 基本方針(人間の安全保障)

ODA 大綱の基本方針である人間の安全保障において、2003～2007 年度では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」は 9%、「プラスの効果が認められる」は 51%、「効果が認められない」は 3%の結果であった。2008～2013 年度では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」は 3%、「プラスの効果が認められる」は 49%、「効果が認められない」は 0%の結果であり、比較的安定した効果の発現が見られる。

スリランカ国別評価(2007 年度)ではこの点で「特筆すべきプラスの効果が認められる」として復興支援及び社会的弱者支援が高く評価された。様々なスキームを活用することでスリランカ北・東部復興支援(地雷除去, コミュニティインフラの復旧, 生計向上等)

を実施し、また、北・東部以外の地域でも、民族・地域バランスに配慮し、社会的弱者である貧困層が多く分布する農漁村コミュニティ、プランテーション部門においても、NGO（非政府組織）と連携しつつ、生活・社会・経済基盤の整備へのきめ細かい支援を行うことで、様々な意味で脅威にさらされている人々及びコミュニティの状況の改善に貢献したことが評価された。

インドネシア国別評価（2003 年度）では、アジア通貨危機に際し、インドネシアにおいて、有償資金協力及び無償資金協力で雇用の確保や社会的弱者の救済など緊急性の高いニーズに対する支援を実施し、技術協力で中長期的な経済発展を目的とした人材育成や経済構造改革支援、及び有償・無償資金協力では対応が困難な地域に密接したソフト面での支援を実施したことが評価された。

（2）重点課題の方針

（ア）貧困削減

貧困削減においては、安定した効果の発現が認められており、経年での大きな変化は見られない。

フィリピン国別評価（2010 年度）では、農業分野の支援の貧困削減への効果が高く評価された。フィルライスを通じた農業技術の向上は地元住民の生産性を向上させ、単位収量も全国的に上昇した。施設提供の支援と専門家派遣の効果的な組合せによって、日本農業の強みをいかした好例となっている。また、かんがい事業の成功した地域においては、かんがい事業自体が農地の収量を大幅に向上させたと同時に、施設整備に伴う側道整備などが市場へのアクセスも改善し、さらにはフィルライスによる品種改良米や病虫害被害削減の指導によって生産性も向上したことから、数万人規模の農民の絶対貧困の克服に貢献したと評価された。

モロッコ国別評価（2006 年度）では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」として、対象案件の半数が貧困削減を目標に含めており、農業、電力、給水、保健、教育を通じ、地方格差是正、生活向上に貢献したことが評価された。

セネガル国別評価（2005 年度）では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」として農村における水開発事業が高く評価された。セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供たちは日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在した。水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力によって給水施設の整備が行われ、さらに人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力によって住民の能力強化につながる支援が行われた。具体的には、村落レベルでの住民組織の形成を支援し、給水設備の運営・維持管理、保守・点検、料金徴収ができるよう研修などを通じて支援した。また、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。これらの活

動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するもので、女性や子供といった脆弱層への支援にもつながった。

(イ) 持続的成長

持続的成長においては、「特筆すべきプラスの効果が認められる」と「プラスの効果が認められる」を合わせて2003～2007年度では60%、2008～2013年度では46%の結果で、若干下がってきているが、継続的にある程度の効果の発現が認められた。

セネガル国別評価(2005年度)では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」として職業訓練分野が高く評価された。職業訓練分野を支援するドナーが少ないこともあり、過去20年にわたって同分野を積極的に支援してきた日本は主要ドナーと言えた。日本は1981年に無償資金協力で建設した「日本-セネガル職業訓練センター」に対して、1995年以降、無償資金協力による設備拡充や技術協力による上級技能者コースの創設など、機能拡充のための支援を行った結果、情報機器やハイテク技術を活用した今日の産業界のニーズに合った技術力の高い人材(上級技能者資格取得率:91%)を養成し、就職率もほぼ100%を達成した。同センターの創設以来、継続して育成してきた中堅技能者もセネガルの第二次産業にとって有用な人材として人的資源の拡充に貢献していた。過去20年にわたる同センターへの協力事業は、セネガル政府だけでなく、他ドナーや地元NGOからの認知度や評価も非常に高かった。

同じくセネガル国別評価(2005年度)では、水産業において20年以上の継続的な協力と政策助言を通して、セネガル政府の水産政策に相当のインパクトを与えてきたことが高く評価された。漁業調査船の調査で底魚の著しい減少傾向が判明したことから沿岸漁業資源管理に関する政府への助言(船名登録、外国漁船の入漁隻数の制限、漁獲総量の制限)を行い、このうち船名登録はスイスの資金援助で2006年度の実現に向けて動き出したとのことであった。日本の援助で建設された水揚げ場や魚市場の所在地周辺では地域経済が発展し、人口が増え、寒村から市に昇格するなどの波及効果が見られた。またカヤール市では、水産センター管理組合長が市長になるなど、日本の協力に関与した人材が地域リーダーに育った。

モロッコ国別評価(2006年度)では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」として人材育成が高く評価された。研究・訓練施設案件や中学校拡充計画で成果が出ているほか、専門家・ボランティアによる指導や本邦研修の内容、各案件の技術移転の成果についてモロッコ側の評価が高く、貢献が確認された。社会経済インフラ分野の案件の成果も高く評価された。

(ウ) 地球的規模の問題への取組

地球的規模の問題への取組においては、経年での大きな変化は見られないが、安定した効果の発現が認められた。

ブラジル国別評価(2009 年度)では、アマゾン地域の森林面積が急激に消失する状況に対応し、日本の技術協力による人工衛星を用いた違法伐採監視に関する能力強化への貢献が高く評価された。

(エ) 平和の構築

平和の構築においては、該当しない国・分野の報告書が多いため他の重点課題と比べ「特筆すべきプラスの効果が認められる」と「プラスの効果が認められる」の比率が低くなっているものの、これら2つのレビュー結果を合わせて2003～2007 年度では20%、2008～2013 年度では26%の結果で、安定した効果の発現が見られた。

スリランカ国別評価(2007 年度)では、スリランカの復興ニーズに対し、日本が様々な援助スキームを有効に活用しながら行った支援が高く評価された。例えば、JICA や JBIC が対応しにくい緊急人道支援分野に対しては、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) やユニセフ等の国際機関を通じての支援を行うとともに、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を活用した地元及び国際 NGO を通じた地雷除去を実施していた。日本は地雷除去活動へのドナー支援の 23.7% を占め(2005 年)、最大のドナーであることから地雷除去の成果に対する日本の貢献が高く評価された。

カンボジア国別評価(2005 年度)では、地雷対策を担う現地機関であるカンボジア地雷対策センター(CMAC)の機能強化を重視し、国連開発計画(UNDP)が運営するCMAC 信託基金に対する拠出を行い、また、専門家派遣、草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用した支援も行ってきたこと、CMAC が地雷対策機関としての機能を高めてドナーの信頼を回復し、地雷除去や地雷啓発で着実に成果を上げていることが高く評価された。

平和構築支援では、日本の援助スキームが必ずしも対応できない場合があり、スリランカやカンボジアへの支援からも明らかなように国際機関と日本の二国間援助を組み合わせる支援することが効果的である。

アフガニスタンを事例とした「平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価」(2005 年度)では、武装解除への貢献が評価されており、試行段階から本格段階にかけて段階的に実施され、2005 年 6 月末までに目標の 6 万人の武装解除が完了したとしている。2006 年 1 月時点の情報では、武装解除された元兵士数は 63,380 人で、武装解除終了後も引き続き社会復帰のための取組は継続されており、Afghanistan's New Beginnings Programme(ANBP)によれば 2005 年 12 月末の累計で 60,646 人が社会復帰の対象となり、30,016 名の社会復帰が完了したことが報告された。

(3) 重点地域の方針(東アジア:日本との経済連携の強化と域内格差の是正)

東アジア:日本との経済連携の強化と域内格差の是正では、「特筆すべきプラスの効果が認められる」と「プラスの効果が認められる」を合わせて 2003～2007 年度では

43%, 2008～2013 年度では 75%の結果であり, より多くの案件で効果の発現が見られるようになったと言える。

ベトナム国別評価(2006 年度)では, 日越共同イニシアティブによって投資環境が改善し(125 項目中 85%に当たる 105 項目が 2 年間で達成), 2002 年以降年率 7%を超える経済成長率を維持し, 日本の直接投資も大きく伸びたことが高く評価された。

マレーシア国別評価(2010 年度)では, 20 年で合計 1,000 名以上の理工系学生が日本の大学・大学院で学び, 卒業生の多くがその専門能力をいかした就職をするなど, 理工系人材の育成に寄与したことが高く評価された。医学に関する教育・研究・医療サービスのいずれの面でも, 案件が目標を達成するとともに, これらの面での成果をマレーシア社会に還元した(毎年 1,000 名以上の在學生, 1 日 1,000 名以上の外来患者など)。この結果, 人的な交流を通じた日本・マレーシア間の理解促進という日本の援助政策目標への達成に貢献し, 高等教育機関への入学増加, 医療格差の是正というマレーシア政府の開発課題の解決にも貢献したと評価された。

2-3 プロセスの適切性のレビュー

2-3-1 総合分析結果

プロセスの適切性のレビュー結果は, 図表 2-9 に示したとおり, 全体で「極めて適切に実施された」が 3%, 「適切に実施された」が 67%, 「ある程度適切に実施された」が 23%, 「適切に実施されたとは言えない」が 4%であった。

図表 2-9 プロセスの適切性レビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	プロセスの適切性(%)						合計件数
	極めて適切に実施された	適切に実施された	ある程度適切に実施された	適切に実施されたとは言えない	判断不能	該当なし	
プロセスの適切性の評価の総合	3%	67%	23%	4%	1%	1%	70
地域の区分							
東アジア	18%	73%	0%	9%	0%	0%	11
南アジア	0%	89%	11%	0%	0%	0%	9
中央アジア・コーカサス	0%	100%	0%	0%	0%	0%	3
中東・北アフリカ	0%	67%	33%	0%	0%	0%	6
サブサハラ・アフリカ	0%	64%	36%	0%	0%	0%	11
中南米	0%	57%	43%	0%	0%	0%	7
大洋州	0%	100%	0%	0%	0%	0%	2
欧州	0%	100%	0%	0%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分							
5位以内	5%	73%	19%	3%	0%	0%	37
5位未満	0%	75%	25%	0%	0%	0%	12
開発レベルに基づく区分							
高中所得・ODA非対象国	0%	92%	8%	0%	0%	0%	13
低所得・ODA対象国	5%	69%	23%	3%	0%	0%	37
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分							
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	10%	70%	20%	0%	0%	0%	10
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	2%	76%	20%	2%	0%	0%	41
課題分野の区分							
貧困削減	0%	63%	25%	0%	0%	13%	8
持続的成長	0%	0%	100%	0%	0%	0%	1
地球規模の問題への取組	0%	100%	0%	0%	0%	0%	3
平和の構築	0%	33%	67%	0%	0%	0%	3
分野横断的な基本方針	0%	0%	25%	50%	25%	0%	4

出典：評価チーム作成

(1) 地域の区分

【比較】

東アジアでは、プロセスの適切性について、18%が「極めて適切に実施された」、73%が「適切に実施された」、9%が「適切に実施されたとは言えない」の結果であり、他地域に比して「極めて適切に実施された」の比率が高かった。

【要因分析】

レビュー結果の要因について以下のとおり分析する。

地域	レビュー結果	報告書名	要因分析
東アジア	極めて適切に実施された	ベトナム国別評価（2006年度）	一貫性のある援助政策の立案・実施、政府と実施機関の連携、政策協議への対応、スキーム間連携、官民協力において非常に高く評価された。援助協調を課題解決のための手段として活用してきたことも評価された。
東アジア	極めて適切に実施された	ラオス国別評価（2013年度）	日本の対ラオス援助は現地 ODA タスクフォースや国内関連機関の連携の下、ラオス政府との情報共有、相互理解のためのプロセスが適切に実施されていることが確認された。開発パートナーや民間セクター、NGO などの連携も適切に行われたことが高く評価された。
南アジア	ある程度適切に実施された	ネパール国別評価（2012年度）	対ネパール援助政策は、重点分野の選択や重点化について実際の支援の方向性を必ずしも明確な形で示しておらず、全体として網羅的かつ漠然とした印象を与え、ネパール政府や他ドナーから見て日本が何を考え、どういった戦略を描いているか見えにくいこと等が指摘された。
サブサハラ・ア	ある程度適切に実施された	ウガンダ国別評価	内外の援助関係者との連携の項目で、NGO や他ドナーに対して、情報共有、コメント／フィードバックがなされ

フリカ		(2010 年 度)	るべきであるが、他関係機関との間で日本の対ウガンダ援助政策に関する直接の調整は実施されていないなどの課題が指摘された。
中南米	ある程度適切 に実施された	ペルー国別 評価(2011 年度)	国別援助計画の改訂プロセスが途中で中断しており、援助政策策定プロセスに課題があることが指摘された。
東ア ジ ア	適切に実施さ れたとはいえ ない	インドネシア 国別評価 (2003年度)	無償資金協力と技術協力の連携が確認できた案件は無償資金協力案件の4割で、有償資金協力と技術協力の連携は有償資金協力案件の5%程度でスキーム間の連携に課題があると指摘された。また、「支援を通じて得られたノウハウ・情報の共有」において、日本が実施してきた援助から得られた提言・教訓をインドネシア支援国会合にフィードバックする体制を積極的に作り上げていくことが必要との指摘があった。

(2) 二国間援助における日本の順位による区分

二国間援助における日本の順位による区分での比較では、プロセスの適切性のレビューの結果に大きな相違はない。

(3) 開発レベルに基づく区分

高中所得・ODA 非対象国では、プロセスの適切性について、「極めて適切に実施された」が0%、「適切に実施された」が92%、「ある程度適切に実施された」が8%で、低所得・ODA 対象国では「極めて適切に実施された」が5%あるものの、「適切に実施された」が69%、「ある程度適切に実施された」が23%、「適切に実施されたと言えない」も3%あり、低所得・ODA 対象国の方がレビュー結果が低く、課題が多いことが分かる。

(4) ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分

ポスト・コンフリクト国／脆弱国では、プロセスの適切性について、「極めて適切に実施された」が10%、「適切に実施された」が70%、「ある程度適切に実施された」が20%の結果であり、非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国では、「極めて適切に実施された」が2%、「適切に実施された」が76%、「ある程度適切に実施された」が20%、「適切に実施されたと言えない」が2%となった。ポスト・コンフリクト国／脆弱国でのプロセスの適切性が比較的高く評価された要因として、被援助国及び日本側が国際社会と強調しつつ開発を進めようとする姿勢がより強く現れている可能性が考えられる。

(5) 課題分野の区分

【比較】

プロセスの適切性について、課題分野の区分での比較では、貧困削減で「該当なし」の比率が13%と高く、持続的成長及び平和の構築で「ある程度適切に実施された」がそれぞれ100%と67%、分野横断的な基本方針では「適切に実施されたと言えない」が50%と他分野に比べて低い結果であった。

【要因分析】

レビュー結果の要因について以下のとおり分析する。

分野	レビュー結果	報告書名	要因分析
貧困削減	ある程度適切に実施された	成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)に関する評価(2007年度)	援助の現場では BEGIN とは関係なくこれまでの施策や年間事業計画に従って事業が実施されており、個々の事業の BEGIN への貢献度や、BEGIN の進捗状況、BEGIN による成果を明らかにする仕組みを構築すべきと指摘された。
持続的成長	ある程度適切に実施された	貿易のための援助の評価(2011年度)	貿易関連分野の途上国支援である「開発イニシアティブ」(2005年)及び「開発イニシアティブ 2009」(2009年)は、世界貿易機関(World Trade Organization:WTO)の会合等では繰り返し発表され周知が図られている一方、被援助国政府や日本の援助機関において直接参照されることが少なかったことが課題として指摘された。
平和構築	ある程度適切に実施された	平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価(2005年度)	アフガニスタンへの復興支援の体制に関し、2001年の同時多発テロ発生以降、外務省中東第二課は全課体制に入り、増員も図られ、翌年1月に東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議までは同様の体制で柔軟かつ迅速に人員を配置したことは評価された。一方で、紛争地に対する支援では、実際に人員が必要なのは支援の実施段階に移行してからであるのに対し、国内外の関心が薄れるにつれ人員配置が手薄となり、その後の効率的・効果的な支援に支障が生じた点が指摘された。
分野横断的な基本方針	ある程度適切に実施された	地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価(対中米地域協力を事例として)(2006年度)	広域 ODA タスクフォースが機能していない、各国大使館・JICA 事務所と本省・本部の間で合意形成が難しい、地域機関の調整力が弱く、地域機関との連携が進んでいない、協力成果を近隣国に伝播・普及する場合の援助投入量の見極めが明確でない、複数国間で援助が実施される際の開始や終了の足並みが揃わないなどが指摘された。
分野横断的な基本方針	適切に実施されたとは言えない	ジェンダー平等政策・制度支援の評価(2012年度)	具体的な目標値や計画が示されていない、外務省の他政策・制度との一体的な取組が不十分であるなどの課題が指摘された。
分野横断的な基本方針	判断不能	TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組みの評価(2007年度)	「相手国政府との協議・調整」、「他のドナー国・機関との援助協調のための協議・調整」等のプロセスにおいて課題が指摘されているが、評価の判断が示されていない。

2-3-2 評価結果の時系列での比較

(1) 分析項目の結果の経年変化

プロセスの適切性の評価結果の経年での変化を分析するために、図表 2-10 に示したとおり、レビュー結果を評価実施年度で 2003～2007 年度と 2008～2013 年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。プロセスの適切性全体において、2003～2007 年度と 2008～2013 年度の両期間共に「極めて適切に実施された」と「適切に実施された」を合わせて 70%程度で安定しており、大きな変化は認められなかった。

以下では、プロセスの適切性の分析項目である「援助政策策定プロセスの適切性」、「援助実施プロセスの適切性」、「援助実施体制」のレビュー結果の経年変化を分析した。図表 2-10 に示したとおり、援助政策策定プロセスの適切性については、2003～2007 年度では「極めて適切に実施された」が 0%、「適切に実施された」が 63%、「ある程度

適切に実施された」が 17%、「適切に実施されたとは言えない」が 0%の結果であったが、2008～2013 年度では、「極めて適切に実施された」が 3%、「適切に実施された」が 60%、「ある程度適切に実施された」が 29%、「適切に実施されたとは言えない」が 3%の結果であり、若干の改善が見られる。援助実施体制については、経年変化では改善が見られるものの、全体としてその他の項目より評価が低いことが指摘できる。

図表 2-10 国別評価のプロセスの適切性評価結果の項目ごとの経年変化

[N(全期間)=70, N(2003～2007 年度)=35, N(2008～2013 年度)=35]

	極めて適切に実施された	適切に実施された	ある程度適切に実施された	適切に実施されたとは言えない	判断不能	該当なし
プロセスの適切性(2003～2013年度)	3%	67%	23%	4%	1%	1%
2003～2007年度	3%	69%	17%	6%	3%	3%
2008～2013年度	3%	66%	29%	3%	0%	0%
援助政策策定プロセスの適切性(2003～2013年度)	1%	61%	23%	1%	1%	11%
2003～2007年度	0%	63%	17%	0%	3%	17%
2008～2013年度	3%	60%	29%	3%	0%	6%
援助実施プロセスの適切性(2003～2013年度)	3%	61%	23%	3%	4%	6%
2003～2007年度	3%	63%	23%	6%	0%	6%
2008～2013年度	3%	60%	23%	0%	9%	6%
援助実施体制(2003～2013年度)	0%	39%	47%	3%	4%	7%
2003～2007年度	0%	31%	49%	3%	6%	11%
2008～2013年度	0%	46%	46%	3%	3%	3%

出典: 評価チーム作成

(2) 経年変化の具体事例(国別評価)

図表 2-11 に示したとおり、プロセスの適切性のレビュー結果では、ラオスの国別評価に改善が見られる。ラオス国別評価(2004 年度)では、援助政策策定プロセスが「適切に実施された」との評価結果であったが、ラオス国別評価(2013 年度)では、「極めて適切に実施された」との評価結果に改善した。特に、援助政策策定プロセスにおける組織体制、日本側関係者の十分な情報分析を踏まえたこと、援助政策をラオスのニーズに的確に対応させたことが高く評価された。

図表 2-11 国別評価のプロセスの適切性の評価における経年変化

国名	評価実施年度	プロセスの適切性
インド	2003	適切に実施された
	2009	適切に実施された
	変化の有無	変化なし
ラオス	2004	適切に実施された
	2013	極めて適切に実施された
	変化の有無	改善
エチオピア	2004	適切に実施された
	2009	適切に実施された
	変化の有無	変化なし
バングラデシュ	2004	適切に実施された
	2009	適切に実施された
	変化の有無	変化なし
スリランカ	2007	適切に実施された
	2013	適切に実施された
	変化の有無	変化なし

出典: 評価チーム作成

2-3-3 ODA 大綱を切り口としたレビュー

プロセスの適切性においては、ODA 大綱の「援助政策の立案及び実施体制」の中で関連する項目を切り口としてレビューを行った。具体的には、援助政策策定プロセスでは「関係府省間の連携」、「政府と実施機関の連携」、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」、「内外の援助関係者との連携」の 4 項目、援助実施プロセスでは、近年日本の比較優位を積極的にいかすことが重要視されていることから、ODA 大綱の基本方針である「我が国の経験と知見の活用」を含め、「一貫性のある援助政策の立案」との 2 項目、援助実施体制では「政府と実施機関の連携」、「内外の援助関係者との連携」、「情報公開と広報」、「評価の充実」の 4 項目で分析した。経年で比較するために、図表 2-12 に示したとおり、レビュー結果を評価実施年度で 2003～2007 年度と 2008～2013 年度の二つの期間に分け、それぞれの比率を算出した。

全体として「政府と実施機関の連携」の評価が高く、援助実施における「内外の援助関係者との連携」、「情報公開と広報」、「評価の充実」の評価が低いことが分かる。また、「我が国の経験と知見の活用」について、評価結果が記載されておらず「判断不能」であった評価報告書が多かったことから、「適切に実施された」の比率が低くなっている。「内外の援助関係者との連携」、「評価の充実」についても「判断不能」であった評価報告書が多かった。

図表 2-12 ODA 大綱を切り口とした援助政策策定プロセス・援助実施プロセス・援助実施体制のレビュー結果

項目		極めて適切に実施された	適切に実施された	ある程度適切に実施された	適切に実施されたとはいえない	判断不能	該当無し
援助政策策定プロセス	(ア) 関係府省間の連携(2003～2013年度)	0%	46%	1%	1%	14%	37%
	2003～2007年度	0%	57%	0%	0%	11%	31%
	2008～2013年度	0%	34%	3%	3%	17%	43%
	(イ) 政府と実施機関の連携(2003～2013年度)	1%	67%	3%	0%	9%	20%
	2003～2007年度	0%	71%	0%	0%	6%	23%
	2008～2013年度	3%	63%	6%	0%	11%	17%
	(ウ) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化(2003～2013年度)	3%	46%	6%	3%	13%	30%
	2003～2007年度	0%	40%	6%	3%	11%	40%
	2008～2013年度	6%	51%	6%	3%	14%	20%
	(エ) 内外の援助関係者との連携(2003～2013年度)	3%	41%	7%	1%	20%	27%
2003～2007年度	3%	31%	9%	0%	23%	34%	
2008～2013年度	3%	51%	6%	3%	17%	20%	
ス 援助実施プロセス	(ア) 我が国の経験と知見の活用(2003～2013年度)	0%	23%	4%	0%	40%	33%
	2003～2007年度	0%	20%	3%	0%	51%	26%
	2008～2013年度	0%	26%	6%	0%	29%	40%
	(イ) 一貫性のある援助政策の立案(2003～2013年度)	3%	47%	9%	4%	16%	21%
	2003～2007年度	6%	57%	9%	6%	6%	17%
2008～2013年度	0%	37%	9%	3%	26%	26%	
援助実施体制	(ア) 政府と実施機関の連携(2003～2013年度)	1%	77%	6%	3%	4%	9%
	2003～2007年度	3%	77%	9%	6%	0%	6%
	2008～2013年度	0%	77%	3%	0%	9%	11%
	(イ) 内外の援助関係者との連携(2003～2013年度)	0%	23%	16%	0%	29%	33%
	2003～2007年度	0%	17%	14%	0%	31%	37%
	2008～2013年度	0%	29%	17%	0%	26%	29%
	(ウ) 情報公開と広報(2003～2013年度)	0%	26%	16%	3%	16%	40%
	2003～2007年度	0%	11%	11%	0%	20%	57%
	2008～2013年度	0%	40%	20%	6%	11%	23%
	(エ) 評価の充実(2003～2013年度)	3%	13%	21%	10%	27%	26%
2003～2007年度	6%	6%	20%	14%	20%	34%	
2008～2013年度	0%	20%	23%	6%	34%	17%	

出典: 評価チーム作成

(1) 援助政策策定プロセス

(ア) 関係府省間の連携

ODA 大綱では関係府省間の連携について「政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する」としている。全期間(2003～2013年度)では、「適切に実施された」が46%、「ある程度適切に実施された」が1%、「適切に実施されたとはいえない」が1%の結果であった。2003～2007年度では「適切に実施された」が57%であったが、2008～2013年度では34%と少し下がっている。

プロセスの適切性が、「適切に実施された」との評価結果であった「平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価(アフガニスタン)」(2005年度)では、担当の中東アフリカ局中東第二課が中心となって、経済協力局等と協議してアフガニスタンの平和と安定を促進するための支援策が検討・遂行され、2001年9月11日の米国における同時多発テロ発生後は、総理大臣官邸、防衛庁、財務省といった政府の関係当局が積極的に関与する形で政策が立案・遂行されたことが確認された。

(イ) 政府と実施機関の連携

ODA 大綱では政府と実施機関の連携について「政府と実施機関(JICA, JBIC(当時))の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する」としている。全期間(2003～2013年度)では、「極めて適切に実施された」が1%、「適切に実施された」が67%、「ある程度適切に実施された」が3%の結果であった。2003～2007年度では、「適切に実施された」が71%で、2008～2013年度では、「極めて適切に実施された」が3%、「適切に実施された」が63%の結果であった。

「極めて適切に実施された」との評価結果であったラオス国別評価(2013年度)では、国別援助方針の策定及び個別案件の審査等において、外務省及びJICAそれぞれにおいて、現地(在ラオス日本大使館とJICAラオス事務所)と東京(外務省本省とJICA本部)との協議が日常的になされているなど、政府と実施機関の連携が高いレベルで実現していることが評価された。

(ウ) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

ODA 大綱では政策の決定過程・実施における現地機能の強化について「援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する」としている。全期間(2003～2013年度)では、「極めて適切に実施された」が3%、「適切に実施された」が46%、「ある程度適切に実施された」が6%、「適切に実施されたとはいえない」が3%の結果であった。2003～2007年度では、「適切に実施された」が40%であったが、2008～2013年度では、

「極めて適切に実施された」が 6%、「適切に実施された」が 51%で、政策の決定過程・実施における現地機能の強化は大きく改善されていると言える。

「極めて適切に実施された」との評価結果であったバングラデシュ国別評価(2009 年度)では、2001 年頃から在バングラデシュ日本大使館、JICA 事務所、JBIC 事務所(2003 年後半から日本貿易振興機構(JETRO)事務所も参加)が構築した「バングラデシュ・モデル」と呼ばれる組織横断的な援助実施体制に言及している。このモデルは後に世界中に設置される現地 ODA タスクフォースの先駆けとなったもので、政策、実施の両面で共同し、選択・集中・連携をキーワードに、限られたリソース(資源)をより有効に活用し、一貫性、一体性の高い援助の実施を追及するものであった。国別援助計画改定に当たっても、バングラデシュの諸課題の分析、戦略的リソース配分、選択と集中、バングラデシュ側との十分な対話などを実現させるべく、一連のプロセスが現地主導で進められ、これらの点が高く評価された。

(エ) 内外の援助関係者との連携

ODA 大綱は内外の援助関係者との連携について「国内の NGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体、民間企業、そして開発途上国をはじめとする海外の同様の団体ともそれらの技術や知見を活かすことができるよう連携を強化する」としている。レビュー結果は全期間(2003~2013)年度では、「極めて適切に実施された」が 3%、「適切に実施された」が 41%、「ある程度適切に実施された」が 7%、「適切に実施されたとは言えない」が 1%の結果であった。2003~2007 年度では、「適切に実施された」が 31%であったが、2008~2013 年度では 51%と、内外の援助関係者との連携は大きく改善されている。

「極めて適切に実施された」との評価結果であったバングラデシュ国別評価(2004 年度)では、現地 ODA タスクフォースによる「開発援助勉強会」に言及し、大使館、JICA、JBIC(当時)、JETRO が中心となる現地 ODA タスクフォースと、現地で活動する日本 NGO、国際機関等の日本人職員他が、月 1 回程度の頻度で同勉強会を開催しており、対バングラデシュ援助の在り方等について意見交換及び情報共有していたことが高く評価された。

(2) 援助実施プロセス

(ア) 我が国の経験と知見の活用

ODA 大綱は「開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、日本の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する」としている。全期間(2003~2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 0%、「適切に実施された」が 23%、「ある程度適切に実施された」が 4%、「適切に実施されたとは言えない」が 0%の結果であった。2003~2007 年度では「適切に実施された」が 20%、2008~2013 年度では「適切に実施された」が 26%と低い水準ではあるが、我が国の経験と知見の活用は改善していると言える。

結果の有効性の項(2-2-3(2))で紹介したフィリピンの農業セクターへの支援は、日本の農業の強みをいかしたものであり、日本の経験活用の好事例となっている。

(イ) 一貫性のある援助政策の立案

ODA 大綱では「政府全体として一体性と一貫性をもって ODA を効率的・効果的に実施するため、国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとった ODA 政策の立案及び実施を図る」としており、全期間(2003～2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 3%、「適切に実施された」が 47%、「ある程度適切に実施された」が 9%、「適切に実施されたとは言えない」が 4%の結果であった。2003～2007 年度では「極めて適切に実施された」と「適切に実施された」を合わせて 63%であったが、2008～2013 年度では 37%と下がっている。

「極めて適切に実施された」との評価結果であったベトナム国別評価(2006 年度)では、関係機関がそれぞれの役割を認識し、一貫性をもってベトナム政府との政策対話から案件形成、採択、実施に携わっていたことが高く評価された。

(3) 援助実施体制

(ア) 政府と実施機関の連携

援助実施体制の観点からの政府と実施機関の連携についてのレビュー結果は全期間(2003～2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 1%、「適切に実施された」が 77%、「ある程度適切に実施された」が 6%、「適切に実施されたとは言えない」が 3%の結果であった。経年の比較で大きな変化は見られない。

「適切に実施された」との評価結果であったバングラデシュ国別評価(2009 年度)では、実施機関の援助戦略及び案件発掘・形成において国別援助計画が反映されている点が評価された。

(イ) 内外の援助関係者との連携

援助実施体制の観点からの内外の援助関係者との連携についてのレビュー結果は全期間(2003～2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 0%、「適切に実施された」が 23%、「ある程度適切に実施された」が 16%、「適切に実施されたとは言えない」が 3%の結果であった。2003～2007 年度では「適切に実施された」が 17%であったが、2008～2013 年度では 29%と大きく改善した。

「適切に実施された」との評価結果であったバングラデシュ国別評価(2009 年度)では、開発パートナーシップの推進、各重点セクターの中で、他の援助国・機関と相互補完を進めながら集中的な投入を行った点が評価された。一方で、従来の枠組みを越えた連携を促進すべきとの指摘もなされている。バングラデシュでは優れた現地の NGO や社会的企業等の市民社会団体が社会開発を中心に大きな実績を上げてきているが、日本の支援においては「ODA は政府間援助」という考え方や、制度上の制約から、現

地の多様な団体との連携は限定的で、これらの連携が可能となるよう制度上の対応が求められている。

(ウ) 情報公開と広報

ODA 大綱は「ODA の政策、実施、評価に関する情報を幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要」としている。情報公開と広報のレビュー結果は、全期間(2003～2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 0%、「適切に実施された」が 26%、「ある程度適切に実施された」が 16%、「適切に実施されたとは言えない」が 3%の結果であった。2003～2007 年度では「適切に実施された」が 11%、2008～2013 年度では 40%で、大幅な改善が見られる。

「ある程度適切に実施された」との評価結果であったカザフスタン国別評価(2004 年度)では、各種 ODA 事業の現地マスメディアを通じた広報活動が実施されてはいるが、現地報道関係者の日本の ODA に対する認知度は高くないとの認識を示すなど、ODA 広報における課題を指摘している。

(エ) 評価の充実

ODA 大綱は「事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する」としている。評価の充実のレビュー結果は、全期間(2003～2013 年度)では、「極めて適切に実施された」が 3%、「適切に実施された」が 13%、「ある程度適切に実施された」が 21%、「適切に実施されたとは言えない」が 10%の結果であった。2003～2007 年度では、「極めて適切に実施された」と「適切に実施された」を合わせて 12%、2008～2013 年度では、20%で、評価の充実については、改善が認められる。

「極めて適切に実施された」との評価結果であったニカラグア国別評価(2007 年度)では、同国のほぼ全域において年間 50 件以上実施されている草の根・人間の安全保障無償資金協力のモニタリングについて、在ニカラグア大使館が他国に先行して体系的に取り組んでいることが高く評価された。

2-4 外交の視点からの評価

外務省 ODA 評価では、2011 年度から外交の視点からの評価(外交的な重要性及び外交的な波及効果の 2 項目)を導入している。ODA 評価ガイドラインでは、外交の視点からの評価について、開発の視点からの評価の 3 項目(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)のように詳細な評価の項目を示しておらず、各評価案件で外交的な重要性については、当該国との外交関係の重要性、日本が掲げる外交理念(国際的な平和と繁栄)を踏まえた当該国の重要性、二国間関係における援助の重要性の観点から評価がなされている。外交的な波及効果については、二国間外交への効果、二国間の経済関係深化への波及効果、友好関係の促進、日本の好感度改善への波及効果、国際会議などでの理念共有、日本の立場支持への効果、地域の安定・地域の持

続的発展などへの波及効果などの観点から評価されている。分析対象 70 件のうち、外交の視点からの総合的な評価及び外交的な重要性のレビュー対象は 26 件、外交の波及効果のレビュー対象は 22 件であった。

図表 2-13 は外交の視点からの評価として、前述の外交的な重要性と外交的な波及効果の 2 項目から総合的にレビューした結果をまとめたものである。全体で「認められる」が 77%、「認められない」が 0%、「判断不能」が 23%の結果であった。「判断不能」とは関連する何らかの記述があるが判断がつかない報告書を指すものである。地域の区分、二国間援助における日本の順位による区分、課題分野の区分の比較では評価結果に大きな違いは見られないが、高中所得・ODA 非対象国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国において、「判断不能」の比率が低く、「認められる」の比率が高い傾向にある。

図表 2-13 外交の視点からの評価のレビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	外交の視点からの評価			合計件数
	認められる	認められない	判断不能	
外交の視点からの評価総合	77%	0%	23%	26
地域の区分				
東アジア	75%	0%	25%	4
南アジア	100%	0%	0%	3
中央アジア・コーカサス	0%	0%	100%	1
中東・北アフリカ	60%	0%	40%	5
サブサハラ・アフリカ	50%	0%	50%	2
中南米	100%	0%	0%	3
大洋州	0%	0%	0%	0
欧州	100%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分				
5位以内	69%	0%	31%	13
5位未満	80%	0%	20%	5
開発レベルに基づく区分				
高中所得・ODA非対象国	88%	0%	13%	8
低所得・ODA対象国	73%	0%	27%	11
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分				
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	100%	0%	0%	6
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	64%	0%	36%	14
課題分野の区分				
貧困削減	100%	0%	0%	1
持続的成長	0%	0%	0%	0
地球規模の問題への取組	100%	0%	0%	1
平和の構築	50%	0%	50%	2
分野横断的な基本方針	100%	0%	0%	2

出典：評価チーム作成

2-4-1 外交的な重要性

図表 2-14 に示したとおり、外交的な重要性については、全体で「認められる」が 92%、「認められない」が 0%、「判断不能」が 8%であった。「判断不能」の比率が低く全体として外交的な重要性が認められる結果であったが、特に高中所得・ODA 非対象国、ポス

ト・コンフリクト国／脆弱国，重点課題別評価において，「判断不能」がなく，外交的な重要性が明確に認められている。

図表 2-14 外交的な重要性のレビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	外交的な重要性			合計件数
	認められる	認められない	判断不能	
外交的な重要性の評価総合	92%	0%	8%	26
地域の区分				
東アジア	100%	0%	0%	4
南アジア	67%	0%	33%	3
中央アジア・コーカサス	0%	0%	0%	0
中東・北アフリカ	100%	0%	0%	5
サブサハラ・アフリカ	50%	0%	50%	2
中南米	100%	0%	0%	4
大洋州	0%	0%	0%	0
欧州	100%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分				
5位以内	85%	0%	15%	13
5位未満	100%	0%	0%	5
開発レベルに基づく区分				
高中所得・ODA非対象国	100%	0%	0%	8
低所得・ODA対象国	83%	0%	17%	12
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分				
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	100%	0%	0%	6
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	86%	0%	14%	14
課題分野の区分				
貧困削減	100%	0%	0%	1
持続的成長	0%	0%	0%	0
地球規模の問題への取組	100%	0%	0%	1
平和の構築	100%	0%	0%	2
分野横断的な基本方針	100%	0%	0%	2

出典：評価チーム作成

次に外交的な重要性が認められた国別評価の分析手法と評価内容を紹介する。

評価報告書	分析手法	評価内容
ヨルダン国別評価 (2003年度)	日本にとってヨルダンの平和に向けた取組を支援することの重要性，ヨルダンの政策の変遷，中東和平を巡る動向，ヨルダン経済・開発政策の動向，日本の援助政策の策定，二国間の要人往来を年表にし，日本とヨルダンの外交関係の変遷を確認した。	日本が中東地域における改革に積極的に関与することは日本の安全と繁栄を確保するために重要であり，中東和平の当事国で，イラクの隣国であるヨルダンは中東地域の安定のカギを握る国であり，ヨルダンが取り組んでいる各種改革を日本が最大限支援していくことが肝要であるとの指摘があった。
インドネシア国別評価 (2003年度)	外務省発行の「日本の外交青書」に記載されている(a)アジア地域の平和と安定推進，(b)経済的連携強化，(c)ODAの戦略的活用，(d)グローバルな課題(貧困削減，テロ，地球規模問題，「人間の安全保障」，地域間・多国間枠組み等)などの日本の外交政策上の重要項目に言及し，インドネシアへの支援の外交的重要性の根	日本の外交政策と対インドネシア国別援助計画(当時)の共通理念を強調し，両者の整合性を評価した。

	拠とした。	
ラオス国別評価（2004年度）	政策の妥当性の評価でラオスを含むインドシナ諸国の安定・発展がアジア・大洋州地域の平和と安定を維持する上で極めて重要であること、ラオスはインドシナ地域でもタイ、ベトナム、カンボジア、中国の間に位置し、その発展が極めて重要であることから日本が支援することが重要と強調した。	日本の ODA はラオスとの友好関係の維持に重要な役割を果たしていたと評価した。
チュニジア国別評価（2007年度）	政策の妥当性に「日本の外交政策」という小項目を設け、チュニジアの対アフリカ外交における重要性とアフリカ仏語圏諸国の援助実施国としての重要性に言及することで評価した。	当時の対チュニジア国別援助計画では日本が経済協力を通じた対アフリカ外交を効果的に展開するための重要な拠点としてチュニジアが位置付けられていることに言及した。経済レベルが比較的高く援助の吸収力が高い同国は、一方的に日本の援助を受け入れるだけではなく、周辺国、とりわけアフリカ仏語圏諸国に対する開発協力を熱心であり、日本がアフリカにおいて三角協力を展開する際の重要なパートナーとなっていると評価した。
モンゴル国別評価（2007年度）	外務省の「我が国の重点外交政策」（平成 19 年版）にある「国民の安全の確保と繁栄の促進」、「拉致（らち）・核・ミサイル等の北朝鮮を巡る諸懸案の包括的な解決に向けた努力」などの方針に言及し、日本とモンゴルの首相会談の内容から北朝鮮の行動に対するモンゴルの方針を分析することで、モンゴルとの関係の重要性を指摘した。	モンゴルは日本の安全保障及び経済繁栄と深く関連しており、日本にとって重要性が増していると評価した。
ブルガリア国別評価（2008年度）	「外交関係」の項目において要人往来、国連における日本とブルガリアとの協力関係を時系列で記述することで評価した。	対ブルガリア ODA の意義として、1) 親日感情の更なる醸成、2) バルカンにおける日本の影響力の拡大、3) 対 EU 外交の重要拠点化、4) 多国間外交の場における緊密関係促進があり、外交上の重要性は明確であると評価した。
ネパール国別評価（2012年度）	日本とネパールとの友好的外交関係の歴史、中国とインドに挟まれた同国の地政学的重要性、日本と基本的価値観を共有していること等に言及することで、外交的な重要性を評価した。	日本とネパールとの外交関係は、友好関係の歴史、ネパールが置かれた地政学的位置付け、基本的価値観の共有の観点から重要であると評価した。
コロンビア国別評価（2013年度）	日本とコロンビアとの良好な外交関係と同国の中央・地方政府及び国民による日本支援への高い評価に言及することで外交的な重要性を評価した。	日本とコロンビアは、1908 年に外交関係を樹立して以来、友好な二国間関係を継続してきた結果、相互信頼関係を築くことのできる友好国となったと評価している。

2-4-2 外交的な波及効果

図表 2-15 に示したとおり、外交的な波及効果については、全体で「認められる」が 91%、「認められない」が 0%、「判断不能」が 9%であった。こちらも「判断不能」の比率が低く全体として外交的な波及効果が認められる結果であったが、特に高中所得・ODA 非対象国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国において、「判断不能」がなく、明確な外交的な波及効果が認められている。

図表 2-15 外交的な波及効果のレビュー結果

カテゴリー (括弧内は評価対象となった国・課題分野の数)	外交的な波及効果			合計件数
	認められる	認められない	判断不能	
外交的な波及効果の評価総合	91%	0%	9%	22
地域の区分				
東アジア	100%	0%	0%	3
南アジア	100%	0%	0%	3
中央アジア・コーカサス	100%	0%	0%	1
中東・北アフリカ	100%	0%	0%	3
サブサハラ・アフリカ	50%	0%	50%	2
中南米	100%	0%	0%	3
大洋州	0%	0%	0%	0
欧州	100%	0%	0%	2
二国間援助における日本の順位による区分				
5位以内	91%	0%	9%	11
5位未満	100%	0%	0%	4
開発レベルに基づく区分				3
高中所得・ODA非対象国	100%	0%	0%	7
低所得・ODA対象国	89%	0%	11%	9
ポスト・コンフリクト国／脆弱国の区分				
ポスト・コンフリクト国／脆弱国	100%	0%	0%	6
非ポスト・コンフリクト国／非脆弱国	91%	0%	9%	11
課題分野の区分				7
貧困削減	0%	0%	100%	1
持続的成長	0%	0%	0%	0
地球規模の問題への取組	100%	0%	0%	1
平和の構築	0%	0%	0%	0
分野横断的な基本方針	100%	0%	0%	3

出典：評価チーム作成

次に外交的な波及効果が認められた国別評価の分析手法と評価内容を紹介する。

評価報告書	分析手法	評価内容
ヨルダン国別評価 (2003年度)	国会議員を対象として「日本のODAはヨルダンとの友好関係強化に貢献してきたか」、「貢献度が大きい分野はどれであったか」という質問でアンケートを実施した。	日本の援助が認知され、ヨルダンとの友好関係強化に貢献していることが確認された。
ラオス国別評価 (2004年度)	アンケートの実施。	日本のODA事業がラオスの人々の日本に対する印象の向上に貢献していることが確認された。
ブータン国別評価 (2006年度)	日本の対ブータン援助の目的を、「両国の友好関係の深まり」と読み取り、結果の有効性の項目として、在留邦人数に占めるJICA関係者の割合、ブータン政府やドナー関係者とのJICAボランティアに対する認知度(聞き取り結果まとめ)、ODA報道の頻度、要人往来の実績、国際社会における日本の立場への支持(聞き取りに基づく)、日本ブータン友好協会等の活動、草の根無償や草の根技術協力を通じた自治体交流実績に関する情報を活用した。	要人往来実績と会談での発言内容、国際社会における日本の立場への一貫した支持、ボランティアの認知度の高さ、ODAの切手化など友好関係への寄与が認められた。

モンゴル国別評価 (2007年度)	日本の援助の認知度・貢献度についてモンゴルの国家大会議議員75名に対し質問票によるアンケート調査を実施した。	日本からのODAを通して、日本人の几帳面さ、丁寧な仕事ぶり、誠実さなどがモンゴル側に高く評価されていることが外交的な波及効果として評価された。
チュニジア国別評価 (2007年度)	結果の有効性の小項目「日本外交重点政策への貢献」において、チュニジアの自立的発展、マグレブ地域全体の安定、中東・アフリカ地域の経済成長・安定の促進、日本外交重点政策への貢献を定性的に分析した。	チュニジアへの支援は中東地域の安定に貢献しており、地域の安定が外交的な波及効果として評価された。
ペルー国別評価 (2011年度)	経済関係の深化(経済連携協定等の進展状況)、日・ペルー貿易量の推移、対ペルー外国投資の推移、友好関係の促進として既存の外国のイメージに関する調査結果を踏まえ、外国に対する好感度、尊敬する国、経済関係を強化すべき国の推移と日本の位置を分析した。	日本の対ペルー支援は両国の経済関係・友好関係の深化につながっていると評価された。
キューバ国別評価 (2012年度)	1)日本との更なる友好関係の促進に関しては、裨益対象が広くキューバ国民一般であり、かつ「日本の顔」が見える協力として実施されてきた文化無償や草の根無償などによる波及効果(報道頻度、知名度や評判(文化無償によるテレビ番組の視聴率や反響))、2)国際会議での理念の共有については、国連総会本会議において日本が提出した核軍縮決議案や気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書などに対するキューバの立場、3)経済関係へのインパクトについては二国間貿易実績、民間投資の状況等の情報を収集し、分析した。	日本との更なる友好関係が促進され、国連総会本会議において日本が提出した核軍縮決議案等で賛同を得るなど国際会議での理念の共有が促進された一方で、経済関係へのインパクトについては判断が難しいとの評価結果であった。
スリランカ国別評価 (2013年度)	日本の外務省が公表している対スリランカ外交に関する各種文書、要人往来時の要人による発言、日本・スリランカ関係に精通した日本及びスリランカの政府関係者、有識者などへの聞き取り調査から得た情報が活用された。	第二次世界大戦直後から続く両国の友好的な関係の継続と、国際舞台での同国の日本の立場への支持や、東日本大震災時の支援が外交的な波及効果として評価された。

第3章

提言・教訓の分類化・体系化

3-1 提言・教訓のレビュー

提言・教訓の分類化・体系化では、対象案件の報告書をレビューした結果、合計 515 件の提言・教訓を特定し、次の 5 つのカテゴリーに分類した。

1. 援助アプローチの改善
2. 援助ツール(援助手法)の改善
3. 援助プロセス・実施体制の改善
4. セクター別援助政策の改善
5. 個別援助案件に関する提言

さらに図表 3-1 に示したとおり、5 カテゴリーに合計 36 サブカテゴリー⁷を設定し、分類した。

図表 3-1 提言・教訓のカテゴリー

カテゴリー	サブカテゴリー
1. 援助アプローチの改善 (183件)	1-1. 戦略・プライオリティの明確化
	1-2. プログラム・アプローチの導入(スキーム間連携の推進を含む)
	1-3. 援助協調への対応(ドナー間政策調整を含む)
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進(援助枠組合意を含む)
	1-5. その他の援助政策の改善
2. 援助ツール(援助手法)の改善 (65件)	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入
	2-2. コモンバスケット、財政支援への対応
	2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成
	2-4. 南々協力の活用(三角協力、中進国の地域拠点化、アジア・アフリカ連携含む)
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用
	2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善(アンタイド化提案を含む)
	2-7. その他の援助ツールの改善
3. 援助プロセス・実施体制の改善 (187件)	3-1. 現地ODAタスクフォースの強化に関する提言
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲
	3-3. 外務省内の体制強化・援助実施機関との連携強化
	3-4. ODA広報の強化に関する提言
	3-5. 実施状況モニタリング・評価に関する提言
	3-6. 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性の向上(単年度主義の改善、援助採択基準や金額の公開を含む)
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化(ハイレベル協議、公式協議、協議定例化を含む)
	3-8. 援助計画策定時の諸側面への配慮(相手国政府の能力、地域住民への影響、ジェンダーなど)
	3-9. 他アクターとの連携強化(NGO、民間セクター、自治体、省庁(いずれも現地および日本の双方がありえる))
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善(草の根無償など)
	3-11. 援助のノウハウ及び情報の共有
	3-12. その他
4. 個別セクターについての改善 (77件)	4-1. 経済社会インフラ(道路・橋梁、鉄道、空港、港湾、電力、通信設備、上下水道施設等)
	4-2. 教育(初等中等教育、高等教育、学校建設、職業訓練等)
	4-3. 保健・感染症対策
	4-4. 環境保全・温暖化対策(廃棄物含む)
	4-5. 防災
	4-6. 農業・農村開発(灌漑含む)
	4-7. 産業振興
	4-8. 現地NGO支援
	4-9. 観光
	4-10. ガバナンス(民主化、制度支援含む)
	4-11. 社会保障・社会的弱者支援
	4-12. その他のセクター
5. 個別案件に関する提言(3件)	

出典: 評価チーム作成

⁷ 2009年度の「過去のODA評価案件のレビュー」のサブカテゴリー数は34であったが、3.援助プロセス・実施体制で「援助のノウハウ及び情報の共有」を、4.個別セクターについての改善で近年の援助動向を、それぞれ踏まえ分野・分類を見直したため、本調査のサブカテゴリー数は36とした。

3-1-1 カテゴリー別分類

提言・教訓(515件)をカテゴリー別に分類した結果、「1. 援助アプローチの改善」(183件)(35.5%)、「2. 援助ツール(援助手法)の改善」(65件)(12.6%)、「3. 援助プロセス・実施体制の改善」(187件)(36.3%)、「4. セクター別援助政策の改善」(77件)(15.0%)、「5. 個別援助案件に関する提言」(3件)(0.6%)との結果であった。「1. 援助アプローチの改善」及び「3. 援助プロセス・実施体制の改善」の提言・教訓が多く、全体の70%を超えている。

図表 3-2 に示したとおり、2009 年度に実施された「過去の ODA 評価案件のレビュー」の結果と本調査のカテゴリー別比較の結果はおおむね同じ傾向となった⁸。2009 年度調査との差が5ポイントを超えたのは、「2. 援助ツール(援助手法)の改善」と「5. 個別案件に関する提言」となっている。「2. 援助ツール(援助手法)の改善」では、カテゴリー全体に占める比率が2009年度の7.0%から本調査では12.6%へと増加している。「2. 援助ツール(援助手法)の改善」では、コモンバスケット⁹／財政支援への対応や南南協力支援に関する提案が多くなっている。「5. 個別案件に関する提言」では、その比率が2009年度の7.5%から0.6%へ減少している。これは、外務省の政策評価では政策レベル及びプログラムレベルの評価及びその改善に特化し、個別事業の評価及びその結果を踏まえた改善は JICA が行うといった役割分担が以前にも増して徹底されるようになった結果ではないかと考えられる。

図表 3-2 2009 年度「過去の ODA 評価案件のレビュー」調査結果と
2014 年度本調査結果のカテゴリー別比較¹⁰

	2009 年度調査 (提言・教訓数=412)		本調査 (提言・教訓数=515)	
	件数	比率 ¹¹	件数	比率
1. 援助アプローチの改善	163	39.6%	183	35.5%
2. 援助ツール(援助手法)の改善	29	7.0%	65	12.6%
3. 援助プロセス・実施体制の改善	131	31.8%	187	36.3%
4. 個別セクターについての改善	58	14.1%	77	15.0%
5. 個別案件に関する提言	31	7.5%	3	0.6%
合計	412	100.0%	515	100.0%

出典: 評価チーム作成

3-1-2 サブカテゴリー別分類

サブカテゴリーによる分類は図表 3-3 に示したとおりである。

⁸ 2009 年度に実施された「過去の ODA 評価案件のレビュー」は、2000 年度から 2007 年度までに実施された 48 件の政策レベルの ODA 評価を対象に実施された。同調査で整理された提言・教訓数の総数は 412 であった。

⁹ セクター別の財政支援の一形態。

¹⁰ 2009 年度との比較分析を可能とするため、2009 年度のカテゴリー分けに合わせ、1つの提言につき、1つのサブカテゴリーに分類した。例えば、特定のセクターに絞った評価(重点課題別等)でなされた提言であっても、その内容の主要なメッセージが、「1. 援助アプローチの改善」、「2. 援助ツール(援助手法)の改善」、「3. 援助プロセス・実施体制の改善」に該当すると判断される提言・教訓はなるべくそれらのサブカテゴリーに分類した。その結果、「4. セクター別援助政策の改善」の数が比較的少なくなっている。

¹¹ 比率は提言・教訓全体(515件)に占める比率。

図表 3-3 サブカテゴリーごとの比率・件数(提言・教訓数=515)



出典: 評価チーム作成

提言・教訓(515件)のサブカテゴリー別分類では、「1-1. 戦略・プライオリティ(優先度)の明確化」(18%)の比率が最も高く、次いで、「3-9. 他アクター¹²との連携強化」(8%)、「1-2. プロ

¹² 他アクターとは、国際機関、地方自治体、民間企業、大学等、ODAを主管しない組織のこと。

グラム・アプローチの導入」(8%), 「1-5. その他の援助政策の改善」(6%), 「3-5. モニタリング・評価に関する改善」(6%)の結果であった。

次に提言・教訓数が 15 件以上のサブカテゴリーを列挙し、2009 年度の調査結果との比較表を図表 3-4 に示す。

図表 3-4 提言・教訓数が多かったサブカテゴリーの
2009 年度及び本調査結果の件数順の比較

2009 年度調査(提言・教訓数=412)			本調査(提言・教訓数=515)		
サブカテゴリー	件数	比率 (%)	サブカテゴリー	件数	比率 (%)
戦略・プライオリティの明確化	88	21	1-1.戦略・プライオリティの明確化	91	18
モニタリング・評価に関する改善	38	9	3-9.他アクターとの連携強化	41	8
援助協調への対応	31	8	1-2.プログラム・アプローチの導入	31	6
個別案件に関する提言	31	8	1-5.その他の援助政策の改善	30	6
プログラム・アプローチの導入	23	6	3-5.モニタリング・評価に関する改善	29	6
現地 ODA タスクフォースの強化	20	5	3-4.ODA 広報の強化	28	5
ODA 広報の強化	19	5	3-1.現地 ODA タスクフォースの強化	24	5
他アクターとの連携	15	4	1-3.援助協調への対応	18	3
			2-4.南南協力の活用	16	3

出典:「過去の ODA 評価案件のレビュー」(2009 年度)報告書及び本調査の分析結果を基に評価チーム作成

2 つの調査結果を比較したところ、「1-1. 戦略・プライオリティの明確化」はいずれの調査でも提言・教訓の中で最も高い比率となっている。2009 年度調査よりも比率が高まったのは、「3-9. 他アクターとの連携」である。2009 年度の「3-9. 他アクターとの連携」の全体に占める比率は 4%であったが、本調査では 8%となっており、「1-1. 戦略・プライオリティの明確化」に次いで高い比率となっている。後に第 5 章の教訓集で詳述するが、「3-9. 他アクターとの連携」に関しては、民間、NGO、自治体、大学等、ODA が多様なアクターと連携することの重要性が指摘されている。これは、この時期に開発資金における民間資金の重要性が増加したこと、また日本でも外務省が「開かれた国益の増進：ODA の在り方に関する検討(2010 年)」において多様なアクターと連携する重要性を打ち出すようになったことと無関係ではない。一方、「プログラム・アプローチの導入」の比率は 2009 年度調査から変わりはないものの、件数では 23 件から 31 件と増えており、順位で見ても 5 位から 3 位と上位を占めている。

一方、「3-5. モニタリング・評価に関する改善」の比率は、2009 年度の 9%から本調査では 6%に減っている。評価報告書では 2008 年に JBIC の海外経済協力業務が JICA に継承されたことによって、ODA の個別事業の評価システムの改善がなされたことや、過去に指摘が多かった草の根・人間の安全無償資金協力の評価についても大使館の主導で以前より改善されたこと等が述べられており、これが評価に関して提言・教訓に取り上げられる回数が以前よりも減った

要因と考えられる。ただし、「3-5. モニタリング・評価に関する改善」の提言・教訓に占める比率はサブカテゴリーの中で依然として上位であり、引き続き改善が求められていることに留意が必要である。

「1-3. 援助協調への対応」の比率は、2009年度の8%から本調査では3%に減っている。この理由としては、現地ODAタスクフォースの定着等、既に対応できる体制が整ってきたことが考えられる。また、「2-4. 南南協力支援の活用」は、件数は少ないが、新しい項目として注目される。南南協力支援の活用に関する提言・教訓のほとんどは、改善に向けた努力ではなく、効果的・効率的な支援の好事例として、更なる推進を提案している。日本の南南協力の取組は国連にも認められ、JICAは2011年11月に開催された「南南協力 Expo2012」で南南協力賞を受賞している。

3-1-3 クロス集計分析から得られた特徴

日本のODAのプレゼンスの度合い、被援助国が属する地域、さらに社会・経済情勢が他国よりも不安定と想定されるポスト・コンフリクト国／脆弱国に向けた提言・教訓には特徴や違いが見られるのか、という観点から分析を行う。具体的には、各サブカテゴリーを「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」、「高中所得国・ODA非対象国」、「地域別分類」、「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」でクロス集計し、全体の比率と比べ、3ポイント以上高いサブカテゴリーを中心に分析を行った¹³。さらに、評価の実施時期による提言・教訓内容の変化をみるため、「2003～2007年度に実施された評価結果の合計」と「2008～2013年度に実施された評価結果の合計」のクロス集計を行った。なお、提言・教訓の5つのカテゴリーのうち、「4. 個別セクターについての改善」及び「5. 個別案件に関する提言」及びそれに属するサブカテゴリーは母数が少ないことに加え、セクターごとに集計すると、更に母数が小さくなり、傾向を見るのは難しいことから、クロス集計の対象としなかった。

(1) 「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」及び「高中所得国・ODA非対象国」

「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」と「高中所得国・ODA非対象国」の提言・教訓について、サブカテゴリーごとの比率を全体の比率と比較した結果を図表3-5に示す。

「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」は、全体の比率と比べて顕著な違いは見られない。これは、評価対象となった国の大半が「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」であり、その傾向が全体傾向に表れているからである。一方、「高中所得国・ODA非対象国」で、全体の比率に比べて3ポイント以上比率の高い結果であったのは、「1-5. その他の援助政策の改善」、「3-4. ODA広報の強化に関する提言」、「3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲」である。とりわけ、差異が大きい「1-5. その他の援助政策の改善(全体が6%に対して15%)」では、外交政策の方向性を明示すべきといった提言・教訓や、限られた援助スキームをいかに効果的に活用するか、外交戦略的観点からの支援の在り方、中進国の格差問題への対応等の提言・教訓がなされている。これらの分析結果から、被援助国における日本のODAの量や被援助国

¹³ 各分類の詳細は第1章の図表1-4に示したとおりである。

の発展段階に応じて、援助アプローチを変えることの必要性が示唆されていると言える。

図表 3-5 日本との ODA 関係からみる提言・教訓の傾向

カテゴリー	サブカテゴリー	全体	日本が二国間 援助供与国第 5 位以内の国	高中所得・ ODA 非対象国
対象件数/ 提言・教訓数		70/ 435	37/ 300	13/ 82
1. 援助ア プローチの改善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	18%	18%	13%
	1-2. プログラム・アプローチの導入	6%	6%	5%
	1-3. 援助協調への対応	3%	4%	0%
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	3%	2%	2%
	1-5. その他の援助政策の改善	6%	5%	15%
2. 援助ツ ール（援助手 法）の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	0%	0%	0%
	2-2. コモンバスケット, 財政支援への対応	2%	3%	0%
	2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力 隊の活用・育成	2%	2%	1%
	2-4. 南南協力の活用	3%	3%	5%
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	2%	2%	0%
	2-6. 無償, 有償, 技術協力のスキーム改善	2%	2%	2%
	2-7. その他の援助ツールの改善	2%	1%	1%
3. 援助プロ セス・実施体 制の改善	3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提 言	5%	5%	1%
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	3%	4%	6%
	3-3. 外務省内の体制強化・援助実施機関との連 携強化	1%	0%	0%
	3-4. ODA 広報の強化に関する提言	5%	6%	9%
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	6%	5%	7%
	3-6. 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性 の向上	2%	3%	1%
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化	1%	2%	1%
	3-8. 援助計画策定時の諸側面への配慮	1%	1%	0%
	3-9. 他アクターとの連携強化	8%	6%	9%
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	0%	0%
	3-11. 援助のノウハウ及び情報の共有	3%	2%	0%
	3-12. その他	2%	2%	2%

出典: 評価チーム作成

(2) 「地域別分類」及び「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」

「地域別分類」及び「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」の提言・教訓について、サブカテゴリーごとの比率を全体の比率と比較した結果を図表 3-6 に示す。

東アジアでは、「1-2. プログラム・アプローチの導入」及び「1-5. その他の援助政策の改善」が全体の比率に比べて3ポイント以上高い値となった。「1-5. その他の援助政策の改善」は、全体の6%に対して14%と高くなっており、国の情勢に応じた具体的な政策方針に関する提言・教訓が大半である。例えばベトナム国別評価(2006 年度)の例ではベトナムの世界貿易機関(World Trade Organization:WTO)加盟を受けて産業競争力強化、環境問題、所得格差の拡大など、多様化するベトナムの開発課題に対応した支援アプローチを採用する必要があるとの提言がなされている。

南アジアでは、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」、「3-7. 相手国政府との政策協議の強

化」の比率が若干高いが、いずれも3ポイントの差であり、特筆すべき点は見当たらない。

中央アジア・コーカサスでは、「1-2. プログラム・アプローチの導入」、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」の比率が比較的高い結果となった。対象案件3件のうち2件は1つの評価調査案件となっており、評価者も同じであることから提言・教訓の特徴を一般化することは難しいが、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」は14%と、全体の5%を9ポイント上回る結果となっており、同地域における更なる広報の重要性が示唆されている。

中東・北アフリカでは、「2-4. 南南協力の活用」、「2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善」の比率が高い結果となった。とりわけ「2-4. 南南協力の活用」に関する提言・教訓は他の地域よりも比率が高い特徴がある(全体が3%に対して11%)。中東・北アフリカ地域ではヨルダン、モロッコ、チュニジア等、所得が比較的高い国が評価対象となっていたことから、これらの国々が南南協力支援の実施国としていかなる成果を上げてきたか、また更に効果を上げるべく、どのような関与の仕方があるか等に関する提言・教訓が多くなされている。

サブサハラ・アフリカでは、「1-3. 援助協調への対応」、「2-2. コモンバスケット、財政支援への対応」、「1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進」、「3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提言」の比率が比較的高い結果となった。同地域では他地域に比べて援助協調やコモンバスケット方式の支援が進んでおり、こうした動きに関連し、「3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提言」で現地 ODA タスクフォースを援助協調等への対応にいかに関効果的に活用できるかといった内容が多くなっている。

中南米では、「1-5. その他の援助政策の改善」、「1-2. プログラム・アプローチの導入」、「1-3. 援助協調への対応」、「3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提言」の比率が高い結果となった。中南米は提言・教訓数が少ないことから提言・教訓の特徴を一般化することは難しいが、中でも高い比率となっているのは「1-5. その他の援助政策の改善(全体が6%に対して27%)」である。ここでは、重点分野の在り方や考え方等、特定国における政策アプローチに関する提言に加え、外交的位置付けを明確化することの重要性が複数提案されているのが特徴である。

大洋州では、「2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成」、「2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用」の比率が比較的高い結果となった。対象案件2件は1つの評価調査案件となっており、評価者も同じであることから提言・教訓の特徴を一般化することは難しいが、地方・離島での事業が多い同地域での支援はボランティアやNGOを通じた小規模案件の有用性が高いことが示唆されている。

欧州では、「1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進」、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」の比率が比較的高い結果となった。対象案件2件は1つの評価調査案件となっており、また提言・教訓数も5件と非常に少ないことから、その特徴を一般化することは難しい。

ポスト・コンフリクト国／脆弱国では、全体傾向とほぼ同じ結果であった。ただし、集計には含

めていないが、ポスト・コンフリクト国／脆弱国における提言・教訓は、分野別及び個別案件に関する提言・教訓の比率が他より高くなっている¹⁴。その内容は多岐にわたり、また母数はそれほど大きくないため、一般化は難しいが、ガバナンスに対する支援強化、農業分野における食糧供給の安定、防災分野等の分野に関する提言・教訓が見られる。この分析結果から国の情勢が不安定なポスト・コンフリクト国／脆弱国では、支援の一般化が難しく、その国の状況に応じた支援を行う必要性が高いことが示唆されていると言える。

¹⁴ 対象件数及び提言・教訓数が少ない地域を除く。

図表 3-6 地域別・ポスト・コンフリクト国／脆弱国にみる提言・教訓の傾向

カテゴリー	サブカテゴリー	全体	東アジア	南アジア	中央アジア・コーカサス	中東・北アフリカ
対象件数/ 提言・教訓数		70/ 515	11/ 77	9/ 75	3/ 21	6/ 54
1. 援助アプローチの改善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	18%	19%	16%	19%	15%
	1-2. プログラム・アプローチの導入	6%	9%	3%	10%	4%
	1-3. 援助協調への対応	3%	3%	3%	0%	0%
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	3%	1%	1%	0%	2%
	1-5. その他の援助政策の改善	6%	14%	4%	0%	7%
2. 援助ツール（援助手法）の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	0%	0%	1%	0%	0%
	2-2. コモンバスケット、財政支援への対応	2%	1%	4%	0%	2%
	2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成	2%	0%	3%	0%	4%
	2-4. 南南協力の活用	3%	1%	4%	0%	11%
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	2%	1%	3%	0%	2%
	2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善	2%	0%	0%	0%	6%
	2-7. その他の援助ツールの改善	2%	0%	3%	0%	2%
3. 援助プロセス・実施体制の改善	3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提言	5%	6%	5%	0%	6%
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	3%	3%	1%	0%	4%
	3-3. 外務省内の体制強化・援助実施機関との連携強化	1%	1%	0%	0%	0%
	3-4. ODA 広報の強化に関する提言	5%	5%	8%	14%	4%
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	6%	8%	7%	0%	2%
	3-6. 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性の向上	2%	1%	4%	0%	2%
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化	1%	0%	4%	0%	2%
	3-8. 援助計画策定時の諸側面への配慮	1%	0%	0%	0%	2%
	3-9. 他アクターとの連携強化	8%	4%	5%	10%	7%
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	0%	0%	0%	0%
	3-11. 援助のノウハウ及び情報の共有	3%	3%	0%	0%	0%
	3-12. その他	2%	5%	7%	0%	2%
4. 個別セクターについての改善改善改善及び 5. 個別案件に関する提言		16%	13%	15%	48%	17%

カテゴリー	サブカテゴリー	全体	サブサハラ・アフリカ	中南米	大洋州	欧州	ポスト・コンフリクト／脆弱国
対象件数/ 提言・教訓数		70/ 515	11/ 92	7/ 35	2/ 9	2/ 5	10/ 91
1. 援助アプローチの改善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	18%	17%	15%	11%	20%	17%
	1-2. プログラム・アプローチの導入	6%	3%	9%	0%	0%	5%
	1-3. 援助協調への対応	3%	7%	9%	0%	0%	5%
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	3%	7%	3%	0%	20%	0%
	1-5. その他の援助政策の改善	6%	10%	27%	11%	0%	1%
2. 援助ツール（援助手法）の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	0%	0%	0%	0%	0%	1%
	2-2. コモンバケット、財政支援への対応	2%	5%	0%	0%	0%	4%
	2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成	2%	1%	0%	22%	0%	2%
	2-4. 南南協力の活用	3%	2%	0%	0%	0%	4%
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	2%	0%	0%	11%	0%	4%
	2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善	2%	4%	0%	0%	0%	0%
	2-7. その他の援助ツールの改善	2%	2%	0%	0%	0%	1%
3. 援助プロセス・実施体制の改善	3-1. 現地ODAタスクフォースの強化に関する提言	5%	8%	3%	0%	0%	5%
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	3%	5%	6%	0%	0%	1%
	3-3. 外務省内の体制強化・援助実施機関との連携強化	1%	1%	0%	0%	0%	1%
	3-4. ODA 広報の強化に関する提言	5%	2%	6%	0%	20%	7%
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	6%	0%	3%	0%	0%	5%
	3-6. 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性の向上	2%	2%	3%	0%	0%	4%
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化	1%	2%	3%	0%	0%	1%
	3-8. 援助計画策定時の諸側面への配慮	1%	1%	0%	0%	0%	0%
	3-9. 他アクターとの連携強化	8%	8%	3%	11%	0%	6%
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	1%	0%	0%	0%	0%
	3-11. 援助のノウハウ及び情報の共有	3%	4%	0%	0%	0%	0%
	3-12. その他	2%	1%	3%	0%	20%	4%
4.個別セクターについての改善改善改善及び5.個別案件に関する提言		16%	5%	6%	33%	20%	22%

出典：評価チーム作成

(3) 「2003～2007 年度に実施された評価結果」と「2008～2013 年度に実施された評価結果」の比較

サブカテゴリーごとの比率を「2003～2007 年度に実施された評価結果」の累計と「2008～2013 年度に実施された評価結果」の累計で比較した結果を図表 3-7 に示す。特徴としては、2008 年度から 2013 年度の評価結果の累計では、「1-1. 戦略・プライオリティの明確化」の比率が 2003 年度から 2007 年度の累計よりも低くなっているが、「1-2. プログラム・アプローチの導入」、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」、「3-9. 他アクターとの連携強化」の比率が微増していることが挙げられる。「1-1. 戦略・プライオリティの明確化」が以前より低くなっている理由は、現地 ODA タスクフォースの定着によって、以前より分野の重点化が図られている国が増えつつあることと考えられるが、「1-1. 戦略・プライオリティの明確化」が最も多い提言・教訓であることに変わりがないこと、またこれに関しては、選択と集中の在り方、プログラム化、日本の知見と経験の活用、日本が国際機関への拠出を通じて実施している事業との二国間援助の連携強化を含む、総合的な取組が必要であることから、引き続きその対応が強く求められていることが示唆される。「1-2. プログラム・アプローチの導入」、「3-4. ODA 広報の強化に関する提言」の微増については、2009 年度調査との比較(図表 3-4)と同様の傾向となっており、これら 2 つの提言・教訓への対応が近年ますます重要となっていることが示唆される。

図表 3-7 評価実施時期別にみる提言・教訓の傾向

カテゴリー	サブカテゴリー	全体	2003～2007 年度	2008～2013 年度
	対象件数/ 提言・教訓数	70/ 435	35/ 291	35/ 224
1. 援助ア プローチの改 善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	18%	20%	14%
	1-2. プログラム・アプローチの導入	6%	5%	7%
	1-3. 援助協調への対応	3%	4%	3%
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	3%	2%	3%
	1-5. その他の援助政策の改善	6%	5%	7%
2. 援助ツール(援 助手法)の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	0%	0%	0%
	2-2. コモンバケット, 財政支援への対応	2%	2%	2%
	2-3. 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成	2%	1%	2%
	2-4. 南南協力の活用	3%	3%	3%
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	2%	2%	3%
	2-6. 無償, 有償, 技術協力のスキーム改善	2%	2%	2%
	2-7. その他の援助ツールの改善	2%	2%	2%
3. 援助プロセス・実施体制 の改善	3-1. 現地 ODA タスクフォースの強化に関する提言	5%	6%	3%
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	3%	2%	4%
	3-3. 外務省内の体制強化・援助実施機関との連携強化	1%	1%	1%
	3-4. ODA 広報の強化に関する提言	5%	4%	7%
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	6%	9%	2%
	3-6. 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性の向上	2%	1%	3%
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化	1%	1%	1%
	3-8. 援助計画策定時の諸側面への配慮	1%	2%	0%
	3-9. 他アクターとの連携強化	8%	7%	9%
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	0%	1%
	3-11. 援助のノウハウ及び情報の共有	3%	3%	2%
	3-12. その他	2%	2%	1%

出典: 評価チーム作成

3-2 ODA 大綱を切り口としたレビュー

提言・教訓の分類化・体系化では、対象案件の報告書をレビューした結果、ODA 大綱に関連する合計 303 件の提言・教訓を特定し、ODA 大綱の項目に沿って次の 6 つのカテゴリーに分類した。

1. 基本方針
2. 重点課題
3. 重点地域
4. 援助政策の立案及び実施体制
5. 国民参加の拡大
6. 効果的実施のために必要な事項

さらに図表 3-8 に示したとおり、6 カテゴリーに合計 30 サブカテゴリーを設定し、分類した。

3-2-1 カテゴリー別分類

提言・教訓(303件)をカテゴリー別に分類した結果、「1. 基本方針」(64件)(21%)、「2. 重点課題」(59件)(19%)、「3. 重点地域」(25件)(8%)、「4. 援助政策の立案及び実施体制」(99件)(33%)、「5. 国民参加の拡大」(32件)(11%)、「6. 効果的实施のために必要な事項」(24件)(8%)との結果であった。カテゴリーの中では「4. 援助政策の立案及び実施体制」に関する提言・教訓が最も多い結果であった。

3-2-2 サブカテゴリー別分類

提言・教訓(303件)のサブカテゴリー別分類を図表 3-8 に示す。また、提言・教訓数が 15 以上のサブカテゴリーを図表 3-9 に示す。これに見るとおり、「一貫性のある援助政策の立案」(13%)が提言・教訓の中で最も多い比率であった。このサブカテゴリーに分類された提言・教訓の多くは、援助政策の戦略化や優先付け及び援助スキーム間の連携に関する内容となっている。

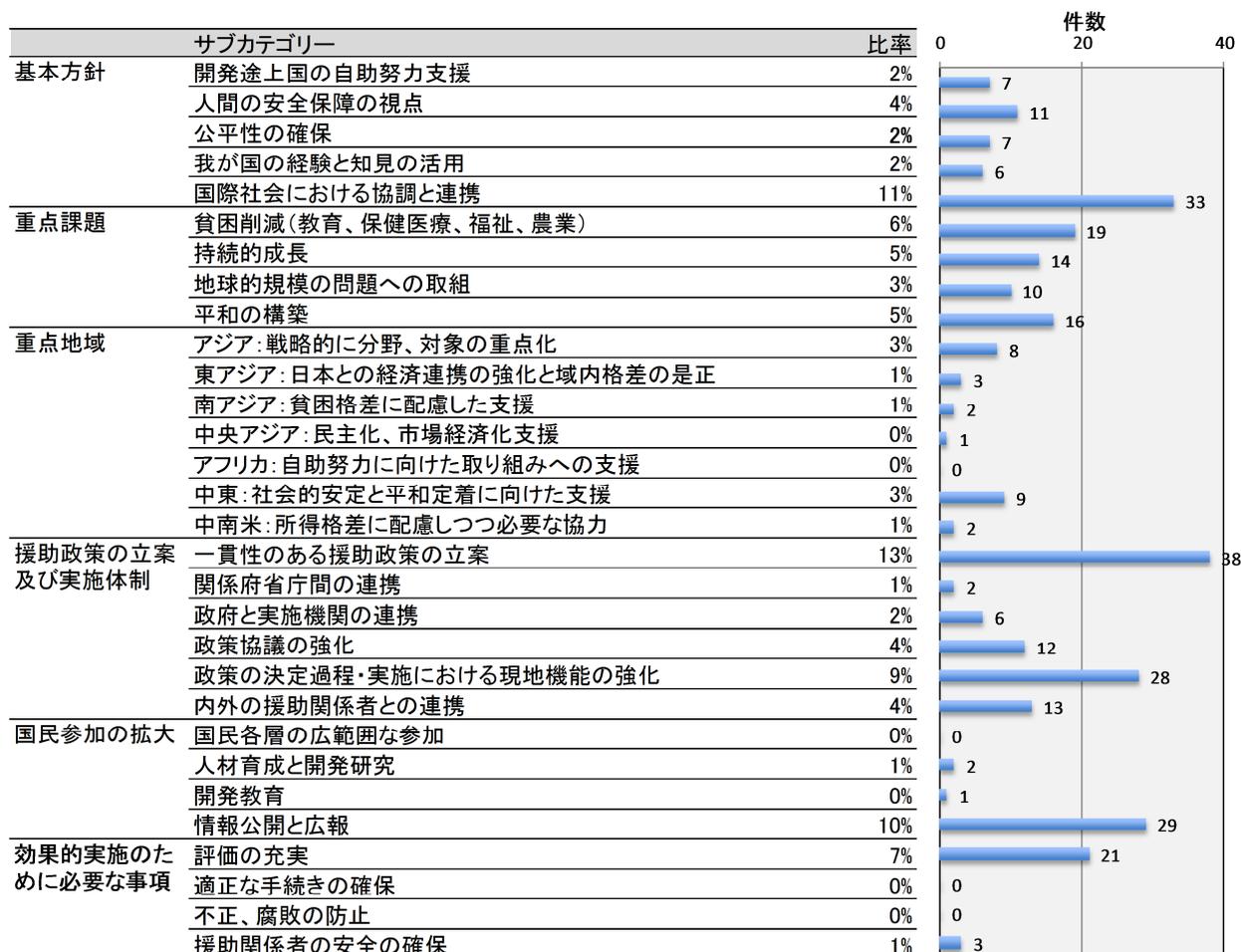
次いで比率が高いのは「国際社会における連携と協調」(11%)、「情報公開と広報」(10%)及び「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」(10%)であった。

「国際社会における連携と協調」の提言・教訓の多くは、援助協調、NGO との連携、民間企業との連携、日本の拠出によって国際機関に設置された特別基金との連携、地域機関との連携等、様々な連携を通じた援助の効率化・最大化に関する内容となっている。

「情報公開と広報」での提言・教訓は、被援助国における戦略的な広報の在り方、帰国研修員の広報の拡大、日本の ODA の認知度向上に関する結果の有効性やドナーコミュニティにおける日本の援助政策の認知度向上に関する内容となっている。

「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」での提言・教訓は、援助協調に参画する国における現地への権限移譲の必要性、現地 ODA タスクフォースの役割の明確化及び役割強化に関する内容となっている。

図表 3-8 ODA 大綱を切り口としたサブカテゴリーごとの比率・件数(提言・教訓数=303)



出典: 評価チーム作成

図表 3-9 提言・教訓数が多かったサブカテゴリー (提言・教訓数=303)

サブカテゴリー	件数	比率%
一貫性のある援助政策の立案	38	13
国際社会における協調と連携	33	11
情報公開と広報	29	10
政策の決定過程・実施における現地機能の強化	28	10
評価の充実	21	7
貧困削減(教育、保健医療、福祉、農業)	19	6
平和の構築	16	5

出典: 評価チーム作成

3-2-3 クロス集計分析から得られた特徴

3-1-3 の分析と同様に、提言・教訓について、サブカテゴリー別に「日本が二国間援助供与国第5位以内の国」、「高中所得国・ODA 非対象国」、「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」、「2003～2007 年度に実施された評価結果の合計」及び「2008～2013 年度に実施された評価結果の合

(1) 日本が二国間援助供与国第 5 位以内の国

「日本が二国間援助供与国第 5 位以内の国」の提言・教訓で全体の比率と比べて 3 ポイント以上高かったのは、「政策協議の強化」及び「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」である。ただし、いずれも 3 ポイント差であり、顕著な違いは見られない。

(2) 高中所得国・ODA 非対象国

「高中所得国・ODA 非対象国」の提言・教訓で、全体の比率に比べて 3 ポイント以上高い結果であったのは、「一貫性のある援助政策の立案」及び「情報公開と広報」である。とりわけ「一貫性のある援助政策の立案」は全体の 13%に対して 26%と非常に高くなっている。「一貫性のある援助政策の立案」では政策の戦略性・プライオリティの明確化に加え、ODA の外交的戦略の明確化、当該国の地政学的位置付けを踏まえた援助の在り方等が提案されている。「情報公開と広報」も全体で 10%に対して 17%と高い比率となっている。ここでは日本の ODA の認知度の低さを指摘した上で、戦略的広報の在り方が提案されている。「情報公開と広報」は全体でも上位 3 位に入るが、「高中所得国・ODA 非対象国」のように日本の援助が限定的となっている国ではその取組をより強化すべきであることがこの結果から示唆される。

(3) ポスト・コンフリクト国／脆弱国

「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」の提言・教訓で、全体の比率に比べて 3 ポイント以上高い結果であったのは、差異が大きい順に「情報公開と広報」、「内外の援助関係者との連携」、「開発途上国の自助努力支援」である。「情報公開と広報」は全体で 10%に対して 18%と高くなっている。ここでは戦略的広報の在り方が提案されているが、提言・教訓の内容から「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」の特徴は確認できなかった。「内外の援助関係者との連携」では、スリランカ国別評価(2007 年度)及びネパール国別評価(2012 年度)で NGO との連携の必要性や NGO との連携に関する役割分担の必要性が提案されている。また、「開発途上国の自助努力支援」では、ラオス国別評価(2004 年度)でラオス政府の援助受入れ能力を踏まえた援助の在り方が提案されている。これら分析結果から、ポスト・コンフリクト国／脆弱国における支援では日本の援助だけで完結するのではなく NGO 等の他の組織・機関と連携すること、また、被援助国の援助受入れ能力に留意して支援を行うことの重要性が示唆される。

(4) 「2003～2007 年度に実施された評価結果」と「2008～2013 年度に実施された評価結果」の比較

サブカテゴリーごとの比率を「2003～2007 年度に実施された評価結果」の累計と「2008～2013 年度に実施された評価結果」の累計で比較した結果、近年比率が高くなっているサブカテゴリーは差異が大きい順に「持続的成長」、「情報公開と広報」となっている。「持続的成長」では、貧困削減に資するインフラ支援の在り方、官民連携による鉱工業開発、地域(リージョン)を意識した支援の在り方等が、「情報公開と広報」では、戦略的な広報の在り方のほか、援助協調への参画に際しての他ドナーへの情報提供の在り方などが提案されている。

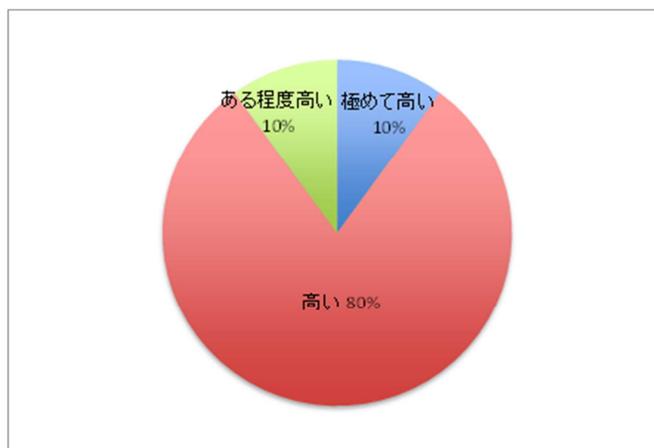
第4章

まとめと提言

4-1 評価報告書レビュー結果

第2章において評価報告書をレビューした結果、政策の妥当性では図表4-1に示したとおり、全体の90%が「極めて高い」又は「高い」結果であった。サブカテゴリーの中では戦略的選択性（選択と集中等）を分析していない報告書も多く、分析されている場合の評価は他の項目より低かった。

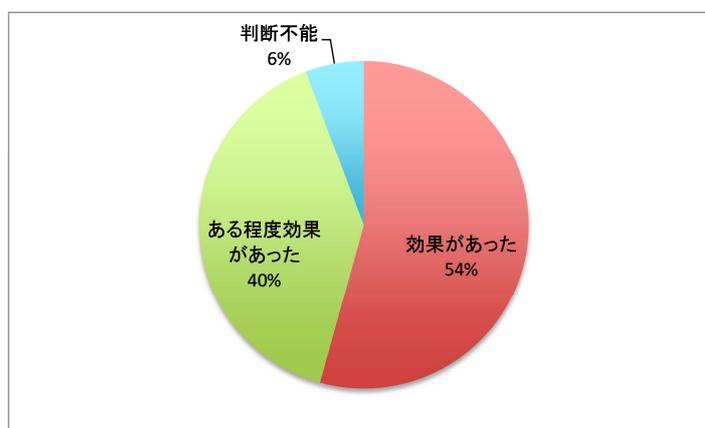
図表 4-1 政策の妥当性の集計結果



出典：評価チーム作成

結果の有効性では図表4-2に示したとおり、アウトカム指標が設定されていないことも影響して、効果を上げているものもあれば上げていないものもあるなど、様々な事業の結果が平均化され、「効果があった」(54%)、「ある程度効果があった」(40%)に評価が集まり、際立った傾向は見られなかった。その中で「極めて大きな効果があった」とされたのはインフラ分野が多かった。

図表 4-2 結果の有効性の集計結果

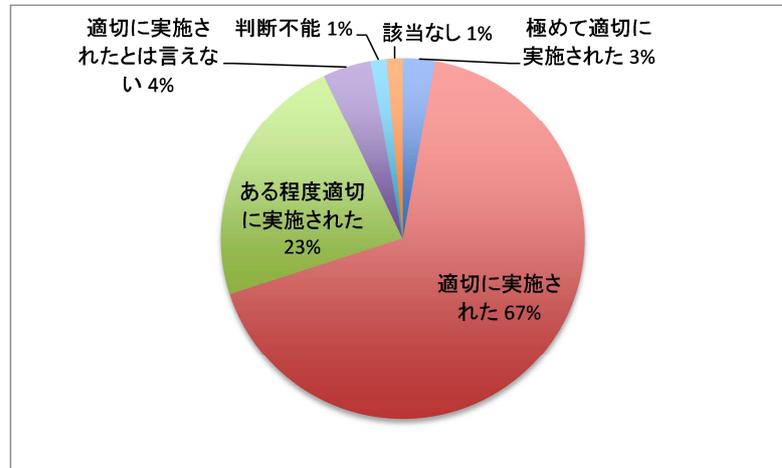


出典：評価チーム作成

プロセスの適切性では図表4-3に示したとおり、全体の70%が「極めて適切に実施された」又は「適切に実施された」との評価結果であったが、27%が「ある程度適切に実施された」又は

「適切に実施されたとは言えない」として何らかの指摘事項があった。サブカテゴリーの中では、援助実施体制の評価結果が他の項目より低かった。

図表 4-3 プロセスの適切性の集計結果



出典：評価チーム作成

外交の視点からの評価は、2011 年度から導入されたところ、本レビュー対象の評価 70 件のうち、外交的な重要性の分析がなされている場合が 26 件、外交的な波及効果の分析がなされている場合が 22 件と少なかったものの、いずれの項目でも、「認められる」という結果が大部分であり、「認められない」との評価結果は皆無であった。

また、評価結果の時系列での比較において、2003 年～2007 年度に実施された評価結果と 2008 年～2013 年度に実施された評価結果を比べると、全般的に改善しており(政策の妥当性は改善、結果の有効性は大きく改善、プロセスの適切性は安定)、日本の ODA は改善していると言える。

第 3 章では提言・教訓のレビューを行い、5 つのカテゴリーのうち、「援助プロセス・実施体制の改善」(36.3%)、「援助アプローチの改善」(35.5%)が最も多かった。サブカテゴリー別では、「戦略・プライオリティの明確化」(18%)が最も多く、「他アクターとの連携強化」、「プログラム・アプローチの導入」(以上 8%)、「その他の援助政策の改善」、「モニタリング・評価に関する改善」(以上 6%)、「ODA 広報の強化」、「現地 ODA タスクフォースの強化」(以上 5%)が続いた。このうち「他アクターとの連携強化」は 2009 年度「過去の ODA 評価案件のレビュー」調査から提言・教訓数、比率共に増加していた。

2003 年～2007 年度に実施された評価結果と 2008 年～2013 年度に実施された評価結果を比べると、「戦略・プライオリティの明確化」は、二つの期間を通じて、また地域を問わず提言・教訓が圧倒的に多かった。戦略性の問題は、日本の援助は総花的でメッセージ性が弱いことを意味すると同時に、「プログラム・アプローチの導入」の指摘も、戦略性と関連すると解釈できる。

4-2 ODA 大綱を切り口としたレビュー結果

ODA 大綱を切り口としたレビューでは、第 2 章において、過去の ODA 評価結果のうち、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の各評価項目において、ODA 大綱に記載されている各項目の観点からどのような評価分析が行われているか、につき分析した。また、第 3 章においては、過去の評価結果の中で、ODA 大綱のカテゴリー、サブカテゴリーごとに、どのような提言・教訓が出されているか、につき分析した。

(1) 政策の妥当性

政策の妥当性においては、ODA 大綱の基本方針の「人間の安全保障の視点」、「公平性の確保」、「開発途上国の自助努力支援」、「国際社会における協調と連携」、「我が国の経験と知見の活用」の順に整合性が確認されている。過去の経年変化を見てみると、基本方針との整合性が基本的に確認されているものの、「我が国の経験と知見の活用」との整合性が 14%から 40%へ大幅に上昇していることが興味深い。背景としては、近年の官民連携の動向等が高まりを見せていることなどが影響している可能性もあると推察される。

(2) 結果の有効性

結果の有効性においては、国別評価の結果において、「社会経済インフラ」、「農業・農村開発」といった言わば従来からの開発分野については、著しい経年変化は特になく、安定的に効果が上がってきており、むしろ「教育」、「保健」等の分野においては、近年、効果に関する指摘が多くなってきていることは、貧困削減の効果発現との関連性も感じられ、興味深い。

(3) プロセスの適切性

プロセスの適切性においては、やはり、ODA の受入れ経験の豊富な東アジアで適切性が高く確認され、南アジア、アフリカ等が相対的に低く確認されている。また、「政府と実施機関との連携」の適切性が高く評価されているのは、新 JICA の発足(2008 年)が大きな背景にあると考えられる。また、「内外の援助関係者の連携」、「情報公開と広報」、「評価の充実」等については一部改善が図られ、適切性が高くなっているが、引き続き強化が必要と言える。

(4) 提言・教訓

ODA 大綱の切り口から提言・教訓を見ると、カテゴリー別には、「援助政策の立案及び実施体制」、「基本方針」、「重点課題」、「国民参加の拡大」、「重点地域」、「効果的実施のために必要な事項」の順に提言・教訓数が多い。また、サブカテゴリー別には、「一貫性のある援助政策の立案」、「国際社会における協調と連携」、「情報公開と広報」、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」、「評価の充実」、「貧困削減」、「平和の構築」等の順に提言・教訓数が多い。ODA 政策の戦略性の明確化に関する提言は、過去 10 年間にわたり一番件数が多いことから、逐次改善が図られているものの、引き続き改善の余地がある。また、情報公開・広報、評価等に関しても、一層の改善を期待されている。また、国際協調、平和構築等、難易度の高まっている課題に関しては、更なる効果発現に向けた提言が多くなっている。

4-3 ODA 政策・実施に関する提言

上記 4-1 及び 4-2 のまとめを通じて得られた、今後の ODA 政策及び ODA 実施に関する提言は以下のとおり。

4-3-1 ODA 政策に関する提言

(1) 援助戦略・方針の一層の明確化

第 2 章 2-1-2(1)(エ)で述べたとおり、戦略的選択性(選択と集中等)に関する政策の妥当性の評価結果は高いものが少ないことから、第 3 章 3-1-1 で述べたとおり、「戦略・プライオリティの明確化」に関する提言・教訓がもっとも高い比率となっている(全体の 18%)。「我が国の知見と経験の活用」が分析されていない評価報告書が多かったことから、国別援助方針や国別援助計画でこの点が明示されていないことがうかがえる。日本の ODA は総花的で特徴が見えない、メッセージ性が薄い、との指摘が数多く、第 5 章教訓①、②にも表れている。さらに、「プログラム・アプローチの導入」についても、2009 年度調査から一貫して多くの提言・教訓が出されており、全体に占める順位は上がっている(図表 3-4 「提言・教訓数が多かったサブカテゴリーの 2009 年度及び本調査結果の件数順の比較」)。

本調査の結果を踏まえ、今般見直しが行われている ODA 大綱や今後策定される国別援助方針では、日本の援助戦略を明確に示し、他の外交手段との連携も考慮しながら、一貫性のある援助政策を立案することが必要である。日本が強みを有し、比較優位性が高い分野での支援を積極的に図る(日本らしさの追求)など分野の絞り込みも含め、具体的でメッセージ性のある援助の戦略・方向性を一層明確に示し、可能な限り指標も設定するなど、戦略性を強化する方策についての検討及び総合的な取組が必要である。援助戦略の明確化は、国際機関との連携の在り方(拠出している事業と二国間援助との連携)、日本の知見と経験の活用、総花的でなく選択と集中、プログラム化、一貫性ある援助政策、に関する評価や提言とも密接に関連している。こうした点も踏まえて、戦略性を強化する方策についての検討、総合的な取組が必要である。

また絞り込みを行った重点分野においては、スキーム連携などを通じた案件間の相乗効果を図る包括的なアプローチによって支援を行うことが援助効果を高めると言える(第 5 章教訓③)。例えば、本調査でとりわけ高い結果の有効性が認められた社会経済インフラ支援での包括的なアプローチとして、以下が提案される。

(ア) 社会経済インフラ支援での包括的アプローチの在り方

第 2 章 2-2-1(1)で述べたとおり、多くの国で社会経済インフラ支援は他分野への波及効果も大きく、評価が高かった。この背景には日本の ODA の多様なスキーム(円借款、無償資金協力、技術協力、青年海外協力隊、民間連携等)の存在とそれらを連携して活用する、適切な形でのスキーム間連携があると考えられる(第 5 章教訓⑳、㉑)。国別援助方針において、プログラム化を視野に入れ、他分野との連携を積極的に図りながら社会経済インフラ支援の効果的活用を図ることは有効と考えられる。インフラ支援では、技術協力による人材育成と組み合わせると効果が高まることが期待される。

(2) 民間等他アクターとの連携と協調の更なる促進

第2章 2-3-3 図表 2-12 「ODA 大綱を切り口とした援助政策策定プロセス・援助実施プロセス・援助実施体制の分析結果」に示したとおり、内外の援助関係者との連携の評価では、「判断不能」が多く、「適切に実施された」の比率も低かった。一方で、第3章で述べたように「他アクターとの連携強化」に関する提言・教訓は全体で2番目に多く、ODA 大綱を切り口としたレビューでも、「国際社会における連携と協調」に関する提言・教訓が全体で2番目に多かった。4-1に述べたとおり、他アクターとの連携や協調が弱いとの指摘は、2009年度調査と比較して特に増加している。近年国際協力の担い手の多様化が進む中、持続性や波及効果の面からも他アクターとの連携が重要となっている。

国際機関、地方自治体、民間企業、大学、NGO などの他アクターとの協力・連携関係を更に拡充すべきである。特に、民間との連携の在り方については抜本的に取り組む必要がある。また、国際機関の場合は特に拠出事業との連携を拡充すべきである。ODA 上位政策で他アクターとの連携の重要性を打ち出し、そのための制度設計、現地機能強化もされるべきである。第5章教訓②にこうした連携の好事例を掲載しているが、ODA と民間の連携に関するニーズは高まっている一方、過去の評価からはまだ連携の効果発現に関して、特に良い事例は見られない。

また他アクターとの連携に関連して、以下の点も指摘できる。

(ア) 日本による国際機関への拠出金との連携強化

第3章 3-2-2 で述べたとおり、「国際社会における連携と協調」に関して出されている提言・教訓の中身を見ると、国際機関に設置された特別基金との連携や地域機関との連携などが含まれており、各種国際機関との連携に改善が必要と言える。また、他の友好国、特に普遍的価値観を共有する諸国との密接な協議・協力を通じて、日本の援助理念・目的・目標を伝えていくことは、外交的な視点からも重要である。より具体的な方法としては、第5章教訓⑩のとおり、日本の信託基金のモニタリング・評価の必要性が指摘されている。一方で、第5章教訓⑪に示すように、平和構築支援において、国際機関と日本による二国間援助の連携が有効であった事例も見られた。ODA 予算全体の効率的、効果的執行が求められている中で、特に国際機関への拠出金との連携が必要である。ODA 案件を形成・実施する際は、国際機関への拠出を通じて実施される援助案件との、案件形成への働きかけを含めた、積極的な連携を図ることが望ましい。

(3) 多様な支援対象国(高中所得国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国等)に対応した援助方針の策定

援助対象国の発展段階や政治・経済・社会・地理的構造へ十分に配慮しつつ、当該国の長期的開発計画・政策に則して、援助が当該国の安定的発展に寄与し、その成果が一般国民に広汎に被益するよう努めること等が、ODA の重要な意義と捉えると、高中所得国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国等、国の事情に応じた支援の在り方を検討すべきである。

(ア) 高中所得国への支援の在り方

第5章教訓④に示したとおり、高中所得国になれば支援が必要なくなる、ということはなく、高

中所得国への支援には様々な意義がある。統計上、国民一人当たり所得は高いものの、債務が多かったり、経済的に脆弱であったり、環境的に脆弱であったり、人道上のニーズ、地域レベルの開発の必要性が高い、紛争や災害などで緊急性・迅速性が必要な場合など、低所得国への支援と目的が同じ場合も多い。また、低所得国への支援とは目的が違う場合もある。南南協力や広い地域の開発の要となる場合、経済連携の強化、地球規模課題解決に対する積極的働きかけが必要な場合、さらには、これまでの ODA 投入の効果の持続的活用が外交上望ましい場合などである。これらのことは、第3章3-1-3(1)で述べたとおり、高中所得国・ODA 非対象国への支援の評価の提言・教訓には、全体と比べ外交政策の方向性や外交戦略的観点からの支援の在り方、限られた援助スキームの効果的活用、中進国の格差問題への対応など「その他の援助政策の改善」に関するものが多かったことから明らかである。

高中所得国への協力については、上位政策や国別援助方針において、上記のような点を踏まえた明確な意義付けを行い、国民の理解を十分得る必要がある。また、必要に応じて、各種の援助スキームの相互関連性を強化し、被援助国における援助成果の最大化に向けて柔軟に対応できるようにすることが求められる。

(イ) ポスト・コンフリクト国／脆弱国への支援の在り方

第2章2-1-1(4)、2-2-3(2)(エ)及び2-4で述べたとおり、ポスト・コンフリクト国／脆弱国への支援は分野・事業の目標とは別に、平和構築上の目標・成果、外交的重要性が高い場合も多い。ODA の範囲外である PKO を含む国際機関との連携も必要で、今後重要性が高まってくる可能性がある。また、「情報公開と広報」についての提言・教訓が多い傾向にあるが、外交的重要性が高い場合が多いこともこの背景にあると推察される。

ポスト・コンフリクト国／脆弱国に対する、一般的な被援助国に対する協力とは異なる目標等について、国別援助方針で明記・整理することが必要である。これによって、こうした国の ODA 評価においても、より包括的な評価が可能となると期待される。また、国内と国外での広報にも重点的に取り組むことが重要と考えられる。

4-3-2 ODA 実施に関する提言

(1) 情報公開、ODA 広報の強化

第2章2-3-3で述べたとおり、「情報公開と広報」は、他項目と比較して低い評価結果であった。この結果、「ODA 広報の強化」、「情報公開と広報」に関する提言・教訓は多く、この点は2009年度調査から変化していない。提言・教訓は特に高中所得国やポスト・コンフリクト国／脆弱国で多い。また、上記のとおり国際社会における協調と連携が弱いことが指摘されているが、その中でも、多くの国で主要ドナーによる日本の援助方針の理解が低いとの指摘がなされており(第5章教訓⑥、⑦)、この点からも引き続き積極的な情報公開・広報が求められていることが分かる。

情報公開、ODA 広報の強化によって、被援助国における日本の ODA の認知度が高まれば、外交的な効果も高まることが期待される。情報通信技術(ICT)の利用も含め、効果的な ODA 広

報の在り方を見直すべきである。このことは、特に高中所得国やポスト・コンフリクト国／脆弱国において重要である。日本のODAの認知度を、国内及び被援助国等で高めるべく、限られた予算・人員の制約がある中で、一層効果的なODA広報活動の検討・実施が重要である。この点で、第5章教訓①⑦が参考になると考える。ドナー会合などの場においても十分な情報提供・広報活動を行い、その国での日本の協力方針を理解させることが重要である。さらに、比較優位が発揮できる場では、積極性を発揮して、他ドナーとの協力をリードする事も考える等、多様な支援対象国の状況に応じた現地広報の工夫が必要である。

(2) 現地機能の更なる強化

第2章2-3-3(1)(ウ)で述べたとおり、ODA大綱の切り口からのレビュー項目の中で、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」の評価結果は他項目と比べ必ずしも低いわけではない。また第3章3-1-3(3)で述べたように、「現地ODAタスクフォースの強化」に関する提言・教訓は、2003～2007年度と2008～2013年度を比較すると減少傾向にある。このことから、現地ODAタスクフォースの機能の定着、2008年以降、新JICAや体制整備を含め、現地の体制強化が進んできたことがうかがえる。一方、第3章3-1-1で述べたとおり、「現地ODAタスクフォースの強化」に関する提言・教訓の比率は2009年度調査から変わらず全体の中でも一貫して多く、ODA大綱の切り口からのレビューにおいても、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」に関する提言・教訓は全体で4番目に多かった。このことから、現地の情勢変化に迅速に対応するため、政策の決定過程・実施における現地機能の更なる強化が求められていると言える。

現地ODAタスクフォースが機動性を発揮できるよう、役割に合った体制と権限を与えるべきである。また、外務本省主導の意思決定プロセスや単年度主義に関しても、可能な範囲で再検討すべきである。現地機能の強化は、前述のとおり他アクターとの連携と協調を進める上でも重要である(第5章教訓⑬, ⑭, ⑮)。

(3) ODA評価結果の一層の活用

ODA評価に関する提言・教訓の数は減少傾向にある(図表3-4「提言・教訓数が多かったサブカテゴリーの2009年度及び本調査結果の件数順の比較」)。外務省によるODA評価、またJICAによる事業評価及び大使館による草の根・人間の安全保障無償資金協力の評価が徹底されるようになってきていること等がその要因と考えられる。ODA評価の実施が体系化、強化され、透明性は確実に上がった。一方で、「戦略・プライオリティの明確化」をはじめとして2009年度調査から変わらず指摘されている提言・教訓が多いことにも着目すべきである。ODA政策の戦略性の難易度が上がっていることも考えられるが、ODA評価の各種提言・教訓等が、必ずしもODA政策・実施に十分いかされているとは言えない面もあると考えられる。

ODA評価はODAの戦略的・効果的实施に一層貢献してゆくべきである。そのため、本レビューで得られた過去の提言・教訓を、今後のODA政策策定・実施にいかすとともに、個別のODA評価結果及び提言等が、確実に今後の援助政策等に反映され、PDCAサイクルを回す鍵となる仕掛けをODA評価室が中心となって工夫・強化する必要がある。例えば、様々なレベルでの

これまでの提言・教訓のデータベース化、チェックリスト化なども考えられる。

4-4 ODA 評価手法に関する提言

上記 4-1 及び 4-2 のまとめや、第 1 章で概要を述べた本調査の分析作業全体を通じて得られた、外務省が行う ODA 評価の手法に関する提言は以下のとおり。

(1) 評価判断の明確化

(ア) 評価結果のレーティングの徹底

第 1 章 1-5 で述べたとおり、評価結果のレーティングを行っていない報告書の中には、内容を読んでも結局評価結果が、どの程度良かったのか悪かったのか十分理解できない場合が多かった。評価は事実の記述だけではなく、評価専門家としての価値判断を含めることが必要である。

したがって、評価判断を一層明確に示すために、開発の視点からの評価結果のレーティングに関しては、原則導入すべきである。レーティングを行うことで、評価判断を明確化することができる。もちろん、レーティングを行う場合、なぜそのように判断したかの根拠が書かれていなければならない、この点も報告書で十分に分析・記載することが重要である。なお、本調査が行ったように、開発の視点からの評価では、4 段階でレーティングを行いつつ、外交の視点からの評価は「認められる」、「認められない」の 2 段階でレーティングを行うなど、評価項目に応じたレーティング基準を設定することが望ましい。

(イ) 結果の有効性:アウトカムやインパクトの評価判断の提示

第 2 章 2-2 や第 5 章教訓①で指摘されているとおり、結果の有効性の評価において、支援の実績として、支援内容やアウトプットの記載のみで、アウトカムやインパクトとしての効果について言及していないものが散見された。これは政策レベル評価として、必ずしも適切な評価とは言えず、その要因の一つとしては、援助方針等に指標の設定が十分になされていないことが挙げられる。

各評価においては、指標が設定されていないなど、限られた評価しかできない場合でも、少なくともアウトカムやインパクトを示す事例について極力記載すべきである。また、事前にアウトカムやインパクトの指標が設定されていない場合でも、評価の計画段階で関連情報を基に指標を設定することも検討すべきである。なお前述のとおり、ODA 政策の結果の有効性を適切に評価するためには、援助方針において、必ずしも数値指標でなくとも、アウトカムやインパクトの目指すところが明確となるような記載をすることも必要である。

(2) メリハリのある評価の実施

本調査の分析作業を通じ、既存の評価項目の中には一部形式化し評価結果に大きな差が出ないものが見られた一方、上述のアウトカムやインパクトの分析も含め、分析が不十分な項目も見受けられた。また、後述するように、近年新たに導入された外交の視点からの評価は今後ますます重要になるなど、新たな作業も必要となっている。ODA 評価に係る予算及び評価期間等の一定の制約を考慮すると、既存の評価項目に加え、新たに導入された評価項目を同じ深さで

調査・分析することは難しく、また、確認の意味はあるとしても、形式化された評価報告書は単調で読み手にとっても得るものが少ない。

よって、政策の妥当性、プロセスの適切性の中で、一部形式化している項目の評価はできるだけ簡略にし、必要に応じて削る一方、日本の援助の戦略性・比較優位性、他アクターとの多様な連携、日本の特長をいかした援助等、新たな視点として考慮すべき項目や結果の有効性及び外交の視点からの評価分析をこれまで以上に充実させ、メリハリをつけた評価を実施してゆくべきである。具体的には、以下の点が指摘できる。

(ア) 政策の妥当性:日本の上位政策との整合性の評価が一部形式化

第2章図表2-2「国別評価の政策の妥当性評価結果の項目ごとの経年変化」で示したとおり、日本の上位政策との整合性の評価結果は全体として非常に高い。しかし、その評価方法を見ると、ODA大綱などの上位政策において、当該分野が言及されていることのみをもって、「上位政策に整合しており妥当」と判断する場合も多い。援助方針はODA大綱を踏まえて策定されており、両者の重点分野が大きく乖離していることは考えにくい。例えば、重点分野以外に基本方針との整合性を確認する、上位政策と援助方針の双方をより戦略的なものとし、その整合性を確認する、などであればより評価の意味が向上するものと考えられるが、そうでない場合は、この項目に対する評価は一部形式化していると言わざるを得ない。

(イ) 政策の妥当性:国際的潮流、日本の比較優位性に照らした評価が不足

第2章図表2-2「国別評価の政策の妥当性評価結果の項目ごとの経年変化」で示したとおり、相手国のニーズとの整合性については、特に最近ではほとんど全ての案件の報告書において、被援助国側の政策に照らして検討されており、「判断不能」が0件だった一方、国際的な優先課題との整合性及び戦略的選択性(選択と集中等)の項目においては、「判断不能」や「該当なし」が多かった。また判断がなされている場合でも、国際的な優先課題との整合性に関しては、国際的潮流に対してそれらとの整合性を確認する視点がMDGsとの分野の整合性のみであったり、TICADなど日本の国際的なイニシアティブに限定されたり、不十分な場合も見られた。また日本の比較優位性に関しては、特に「判断不能」や「該当なし」が多い一方で、ODAの戦略性を高める上では非常に重要な評価項目と言える。元より、国際的潮流をそのまま採用することが常に正しいとは限らない事には留意しながらも、様々な国際的潮流や日本の比較優位性に照らした評価を確実にを行うよう、評価ガイドラインに明記することが望ましい。

なお日本の比較優位性に関しては、従来から国際機関、DAC加盟国を中心とする他ドナーの支援戦略、活動分野や支援規模との比較分析が行われてきたが、情報が得がたいこともあり、特に支援戦略などの面で中国、インドなど新興ドナーの情報は限定的であった。しかし、幾つかの途上国においては、新興ドナーの影響はDAC加盟国を凌駕する事態になってきており、これらの分析はODA評価を行う上で欠かせない。新興ドナーの動向及びそれが日本の援助に及ぼす影響について、可能な限り分析するよう評価ガイドラインに明記することも一考に値する。

(ウ) プロセスの適切性:政策策定プロセスの適切性の評価が一部形式化

第2章図表 2-12「ODA 大綱を切り口とした援助政策策定プロセス・援助実施プロセス・援助実施体制の分析結果」で示したとおり、プロセスの適切性の中で、援助政策策定プロセスの適切性が低いものはほとんどない。国別援助計画はほぼ一律の手順で策定されていることから、評価結果に大きな違いは見られないためである。

(エ) プロセスの適切性:他アクターとの多様な連携と協調の評価が不十分

第2章図表 2-12「ODA 大綱を切り口とした援助政策策定プロセス・援助実施プロセス・援助実施体制の分析結果」で示したとおり、内外の援助関係者との連携の評価では、「判断不能」の結果が多くなっている。一方で、第3章図表 3-3「サブカテゴリーごとの比率・件数(3-9.)」で示したとおり、「他アクターとの連携強化」に関する提言・教訓が全体で2番目に多い結果となっており、2009年度調査との比較でみてもその重要性は増している。このように重要な項目については、各評価において確実に分析が行われるよう、評価ガイドラインなどに明記することが必要と考えられる。また第5章教訓⑳で指摘しているとおり、国際協力のアクターが多様化している現状に十分対応すべく、国際機関、地方自治体、民間企業、大学、NGO など、各種アクターとの具体的な連携・協調事例を十分に調査し、その結果を分析すべきである。

(3) 外交の視点からの評価の強化

外交の視点からの評価は2011年度から導入され、現在、「外交的な重要性」と「外交的な波及効果」の2つの項目で分析がなされている。日本の対外援助・国際協力は、日本の外交目的（国際社会・地域の平和と安定、世界経済の繁栄、国内外の格差の削減・解消、地球環境の保全、人権擁護等とこれらを通じた日本の安全と繁栄の確保）を達成するための一つの重要な手段であり、他の政治的・経済的協力手段との整合性を図り、もって国際社会の責任ある国家としての責務を果たすことを考慮すると、外交の視点からの評価を実施することは必須である。

第2章 2-4 で述べたとおり、現在は外交からの視点について具体的にどのように評価するかは各評価チームの判断に委ねられており、対象国の状況等によって様々な基準で評価が行われている。この結果、該当する全ての評価報告書で外交の視点からの評価の2つの項目の評価結果が「認められる」となっている。ODAによる外交的な効果が全く認められないことは考えにくく、この結果はある程度仕方のない面はあるものの、どの国で特に外交的効果があったかといった点が見えにくくなっている。

外交の視点からの評価は今後ますます重要になってくるので、開発の視点からの評価と同様に、評価ガイドラインにおいて、より詳細な評価の観点を示すべきである。第2章で述べた過去の評価の分析事例を踏まえ、例えば以下のような分析項目が考えられる。対象国の事情で必ずしもこれら全ての分析項目について評価することはできないとしても、各評価案件において共通の分析項目で評価が行われれば、国による外交的効果の強弱がより分かりやすくなると考えられる。

(ア) 外交的な重要性

① 政治的側面

- ・二国間関係の強化に資するか
- ・地政学的位置付けの重要性はあるか
- ・外交の深化(要人往来数の推移等)はあるか

② 社会的側面

- ・途上国の政治・経済・社会構造に配慮しながらも、基本的価値観の共有はあるか

(イ) 外交的な波及効果

① 政治的側面

- ・地域の安定、地域の持続的発展はどうか
- ・国際社会における日本のプレゼンス強化に寄与したか
- ・国際社会における日本の立場に対する理解、支持はあったか

② 経済的側面

- ・経済関係の強化、市場経済化(日本と被援助国の経済関係を検証:貿易額、量の推移等)はあったか、今後ありそうか

③ 社会的側面

- ・ボランティア活動などに対する草の根レベルでの一般大衆の認識はどうか
- ・日本や日本人に対する理解、評価の向上はあるか
- ・日本からの援助に対する有識者の認知度(被援助国の有識者に対するアンケート調査等による)はどの程度か、変化したか
- ・帰国留学生、帰国研修員などの同窓会活動を通じた知日派の活躍、拡大はあるか
- ・友好関係の促進(第三者機関による友好国調査の結果等を活用)はあったか

④ その他

- ・民間交流、特に若者を中心とした人的交流は増加しているか
- ・大震災など緊急時の支援はどの程度あったか

(4) 高中所得国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国での評価の視点の工夫

(ア) 高中所得国への支援の評価

第2章図表2-1「政策の妥当性レビュー結果」及び図表2-9「プロセスの適切性レビュー結果」に示したとおり、高中所得国への支援は、それ以外の国と比べ政策の妥当性の評価が若干低く、プロセスの適切性の評価がより高い結果であった。また、第3章で述べたとおり、評価の結果得られる提言・教訓の傾向も、低所得国とは異なり、外交戦略や格差問題への対応に関するものが多かった。第5章教訓④で指摘するとおり、高中所得国への支援は低所得国への支援と目的が違う場合も多く、高中所得国への支援の評価では、分析視点の設定の際に工夫が必要である。

高中所得国の開発計画は、いわゆる開発援助が支援するもの(貧困削減等)から乖離することがある。その場合、被援助国の国家開発政策と日本の援助政策との整合性をとる意味が薄い

事もある。また対象国の開発より当該地域全体の開発や南南協力の観点から当該国への支援が重要な場合もある。こうした特色を踏まえ、一律の評価視点を改め、援助目的に沿って、その国に適した特有の視点を評価に反映することが重要である。

(イ) ポスト・コンフリクト国／脆弱国への支援の評価

本調査の作業を通じ、平和の構築分野の重点課題別評価及びポスト・コンフリクト国／脆弱国の国別評価報告書を読むと、全体として、これらの国・地域への支援は分野・事業の目標とは別に、平和構築上の目標・成果、外交的重要性が高い場合も多いことが分かった。第 2 章で分析したこれらの評価結果を見ると、政策の妥当性が高かった。平和の構築は ODA 大綱の重点課題の一つであり、国際的な援助の注目度も高い場合が多く、またこれらの国・地域では支援ニーズが高かつ広範にわたることが明白であることも背景にあると推察される。また第 3 章で述べたとおり、ポスト・コンフリクト国／脆弱国に対する提言・教訓は、全体と比べ「情報公開と広報」、「内外の援助関係者との連携」、「開発途上国の自助努力支援」が多い傾向にあった。これらの点は、平和の構築分野の支援では、第 5 章教訓⑮に例示するとおり、国際機関や NGO を始めとする多様な援助関係者との連携が通常の開発援助以上に求められる場合があり、また被援助国の援助受入れ能力に留意することが重要であることを示唆している。

支援対象国の置かれた状況が異なれば、違った評価の視点が重視されてしかるべきである。ポスト・コンフリクト国／脆弱国への支援の評価に当たっては、上記のようなこれらの国・地域に特徴的な視点を重視するよう、評価ガイドラインに明記することが望ましい。

(5) 評価の質の確保

本作業によって 67 冊の評価報告書を通読してみると、評価報告書の質にばらつきが大きいことが感じられた。取り扱うテーマによる難易度の影響は当然あるが、より一層の評価の質の確保が必要と考えられる。また、添付資料 1 の「他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較表」に示したとおり、日本の場合他ドナーと比較して、評価件数当たりの予算が少なく、国別評価の現地調査実施期間が比較的短いこと、評価チームの独立性を維持しつつも、その他に評価の質を確保・向上するシステムが存在しないことなども報告書の質に影響を与えている可能性がある。評価件数当たりの予算が年々減少する中、評価予算による評価報告書の質への影響を定期的に確認することも重要である。

評価ガイドラインの改善やメリハリをつけた評価の実施も評価の質的改善に貢献すると考えるが、それ以外にも、評価件数を減らし、予算との関係(評価 1 件当たりの予算、調査期間(人月)の設定等)を再検討するなどの工夫も一案である。

第 5 章

教訓・好事例集

本報告書の第 2 章及び第 3 章の分析結果を踏まえ、教訓集としてまとめた。教訓の特定に際しては、件数の多い提言・教訓及び本調査検討会での議論、2014 年 5 月現在行われている ODA 大綱見直しでの議論、さらに ODA 大綱見直しに関する岸田外務大臣の「ODA 政策スピーチ」(2014 年 3 月 28 日)等に基づき重要と考えられるテーマを考慮した。

教訓集は、「援助アプローチ(援助の方法論)」、「援助モダリティ(援助方式)」、「援助実施プロセス」、「分野別」の 4 つのタイプに分類した。冒頭に「教訓一覧」と共に、ODA 大綱の見直しでの議論を踏まえた「キーワード¹⁶」及び「ページ番号」を掲載し、その後に各教訓に対応した詳細を「背景」及び「好事例(確認された場合のみ)」の構成で整理した。なお、各教訓の背景及び好事例は、複数の報告書で記載された内容を評価チームの責任で編集している。また、各教訓の背景は複数の報告書を基に作成しているため、出典を明記していないが、好事例については該当する評価報告書名を明記した。

¹⁶ キーワードは次のとおり。「援助戦略」、「外交」、「中進国」、「連携」、「民間」、「援助協調」、「ポスト・コンフリクト国／脆弱国」、「現地機能」、「広報」、「モニタリング・評価」、「インフラ」、「教育」、「保健・医療」、「環境」、「地球規模」、「防災」、「緊急・復興」、「平和構築」、「女性支援」、「産業振興」。

教訓一覧	キーワード	ページ番号
援助アプローチ		
① 日本の援助戦略を明確に示すべきである	援助戦略	5-4
② 日本が強みを有し、比較優位性が高い分野での支援を積極的に図るべきである(日本らしさの追求)	援助戦略	5-5
③ 包括的な援助アプローチは援助効果を高め、また、日本の国際的・地域的プレゼンスの維持・向上につながる	援助戦略	5-6
④ 中進国に対しても引き続き支援することが肝要である	外交 中進国	5-8
⑤ 民間セクターのニーズに応える協力を検討すべきである	連携 民間	5-8
⑥ 援助協調における日本の立場を明確に示すべきである	援助協調	5-9
⑦ 日本が援助協調に参加している国では積極性を発揮すべきである	援助協調	5-9
援助モダリティ		
⑧ シニアボランティア・青年海外協力隊のボランティア間の連携や ODA 事業における位置付けの明確化、戦略的活用の可能性を検討すべきである	外交	5-10
⑨ 南南協力は多くの分野で効果を発揮しているが、外交や開発効果の波及の観点からより戦略性を持って推進すべきである	外交	5-11
⑩ 人材育成は援助の質的成果や外交的波及効果を得る上で有効な支援手段である	外交	5-12
⑪ 草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本 NGO 支援無償資金協力は、スキームの制度・運用を見直し、NGO にとっての有用性を高めるべきである	連携	5-13
援助実施プロセス		
⑫ 援助受入れ能力が脆弱な国では、中央政府の案件形成・案件管理能力の向上を含めた支援が必要となる	ポスト・コンフリクト国／脆弱国	5-13
⑬ 現地 ODA タスクフォースが機動性を発揮できるよう、役割に合った体制と権限を与えるべきである	現地機能	5-14
⑭ 情勢変化に迅速に対応できるよう、外務本省主導の意思決定プロセスや単年度主義を抜本的に見直すべきである	現地機能 ポスト・コンフリクト国／脆弱国	5-14
⑮ 案件の要請から採択に至るまでの時間短縮を図るべきである	現地機能	5-14
⑯ ハイレベル協議の定例化は外交関係を緊密化する上でも有用である	外交	5-15
⑰ 被援助国における日本の ODA の認知度を高めるべく ODA の広報戦略を見直すべきである	広報 外交	5-15

⑱ 国別援助計画・方針及びイニシアティブに有効期限を付記し、併せて政策のモニタリング・評価の時期も設定すべきである	モニタリング・評価	5-16
⑲ ODA の実施経験から得られた情報・知見を体系的に管理・活用できるシステムを構築すべきである	モニタリング・評価	5-16
⑳ 国際機関への拠出金を通じた連携事業のモニタリング・評価を徹底すべきである	連携 モニタリング・評価	5-16
㉑ 国際機関への拠出を通じて実施している日本の援助との連携を図るべきである	連携	5-17
㉒ 国内外の国際機関、NGO、自治体、大学、民間企業等との協力関係を更に拡充すべきである	連携	5-18
分野別		
㉓ インフラ支援では技術協力による人材育成を組み合わせることが重要である	インフラ	5-20
㉔ インフラ支援は他分野への寄与が大きいことから、分野間連携／プログラム化を視野に入れた支援アプローチを採るべきである	インフラ	5-20
㉕ 教育関連 MDGs の達成を目指すならば地域別・国別の教育援助メニューを検討すべきである	教育	5-20
㉖ 初等教育分野の支援では、技術協力の適用範囲の多様化を図るべきである	教育	5-20
㉗ 教育分野での支援では「量」と「質」の両立に注力する必要がある	教育	5-21
㉘ 感染症対策支援戦略を実施するに際し不可欠なのは、戦略を練り、実施機関となる日本国内拠点の設置・強化である	保健・医療	5-21
㉙ 国際的に通用する“感染症対策の人材”を育成することは感染症対策支援を効果的に進めるための鍵である	保健・医療	5-21
㉚ 保健・医療分野の一連のイニシアティブは日本のプレゼンスを高めている	保健・医療	5-22
㉛ 森林保全分野への支援は被援助国の自助努力の存在有無が成果の決め手となる	環境	5-22
㉜ 要請主義を担保しつつ、地球規模の問題に対する日本の姿勢を明確に示すべきである	地球規模	5-23
㉝ 地震対策強化、防災は日本の豊富な経験をいかせる分野であり、今後も支援を強化すべきである	防災	5-24
㉞ 緊急及び復興期における支援に迅速に対応できるよう援助モダリティや支援方針・手順の原則を見直すべきである	緊急・復興	5-25
㉟ 平和構築支援の概念規定や業務範囲に関する、共通認識を確立し、適切な実施体制を構築することが急務である	平和構築	5-26
㊱ ODA ジェンダー担当官制度を強化し、ジェンダー主流化に向けた取組を強化すべきである	女性支援	5-27
㊲ 産業振興分野では、産官学の協力・連携で支援すべきである	産業振興	5-28

【援助アプローチ】

① 【援助戦略】 日本の援助戦略を明確に示すべきである

【背景】現在の国別援助方針は、被援助国のニーズに幅広く対応できるよう総花的な内容となっているが、記載内容は具体性に欠けており、とりわけ当該国における日本のプライオリティが明らかとなっていない。今後日本の援助全体の方針として ODA 予算が減少する見込みが高い中で、日本の援助をますます国益に基づき、戦略的、効率的、重点的に行い、効果を最大限とすることが求められる。国によっては、国別援助方針あるいはそれに類する文書を明文化していないところもあり、そうした国々への対応も必要とされている。教育、保健、水などに関する分野別イニシアティブについても、日本の政策として公言されているものの、実際には具体的な戦略が設定されていないものもある。改善案として、政策文書の作成の際には、日本の比較優位に基づき、①援助の意義・目的の明確化、②援助対象(分野／地域)の選択と集中(優先度付け)、③連携・協調による相乗効果の視点から計画が立案される必要がある。また、成果／到達点を明らかにし、文章の曖昧さを排除すべく目標の達成を測る定量的／定性的指標を入れた計画書を策定することが望ましい。

【好事例】

◆ プライオリティを援助計画に反映した例

ガーナでは、「国別援助計画」に記載されている「重点協力領域」を「◎優先協力事項、○関与すべき事項」など優先度を記している。

【ガーナ国別評価(2009年度)】

◆ 課題分析を踏まえて重点を明確に打ち出した例

インドネシアでは、国別援助計画の中で、「投資環境整備に対する対応がまさに欠落した部分」と課題を分析した上で、同計画では経済インフラ整備を含む投資環境整備に重点を置くとの政策を打ち出している。他の援助国・国際機関の支援は貧困削減、ガバナンス支援を重視し、社会的サービスあるいは地方インフラに重点を置きがちであるところ、日本は債務返済負担を抱えるインドネシア政府も公共事業費を十分に手当てする財政的余裕がないとの分析から優先度・方法論を検討している。

【インドネシア国別評価(2007年度)】

②【援助戦略】日本が強みを有し、比較優位性が高い分野での支援を積極的に図るべきである(日本らしさの追求)

【背景】日本のODAの選択と集中が進む中、今後は更に支援分野を絞り込むことが求められている。絞り込みに際しては、日本の過去の経験から高い実績を上げている事業例を踏まえ、比較優位性の高い分野、日本らしい存在感を発揮できる分野を特定すべきである。過去の評価結果から、日本の比較優位性として、東アジアを開発に導いた経験、インフラ分野を中心とした高い技術力、ボランティアや専門家を通じた顔の見える日常的な支援、現場での技術移転・研修などを通じた人づくり支援、環境に配慮した鉱業、環境(省エネルギー、再生可能エネルギー)、防災、母子手帳の普及、廃棄物管理・処理、公共財政管理等がキーワードとして挙げられている。

【好事例】

◆ 顔の見える日常的な支援の例

青年海外協力隊派遣は、2012年11月30日時点で累計1,581人にのぼり、世界最多の派遣数となっている。その活動は、活動現場や先方政府から高く評価されており、現場に根ざしたきめ細かい援助に対する肯定的な意見が現地関係者から多数寄せられた。例えば、HIV/AIDS対策の活動を展開している地域では、行政組織によるHIV/AIDS対策についての月例レポート作成・提出率が他地域に比して高い、栄養に関する活動を展開している地域では、食事内容や栄養に関心を持つ住民が増加した、といった効果が確認されている。また、青年海外協力隊派遣40周年に当たる2011年には、大統領主催のレセプションが開催されるなど、首脳レベルからも高い評価を受けている。

【マラウイ国別評価(2012年度)】

◆ 日本が独自に発展させた行政システムの例

日本では、第二次世界大戦中の1942年に母子健康手帳の原型となる「妊産婦手帳」が導入され、戦中・戦後の日本の母子保健の向上に役立ってきた。母子健康手帳は日本が独自に発展させた仕組みだが、1989年にインドネシアで試験的に手帳の配布を開始して以降、JICAが中心になり様々な国で手帳の導入を行っている。例えば、パレスチナ自治区では、2005年度から開始された「パレスチナ母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」において、母子手帳の普及が行われた。2012年の評価時点では、公的な診療所では妊娠が診断された段階で母子手帳を発給しており、産婦の100%に、妊婦の約50%に母子手帳が普及している。

【パレスチナ自治区に対する支援(2012年度)】

③ 【援助戦略】 包括的な援助アプローチは援助効果を高め、また、日本の国際的・地域的プレゼンスの維持・向上につながる

【背景】 個々の案件はそれぞれに素晴らしいが全体としてのインパクトが見えない、技術協力で確立した「モデル」の垂直・水平展開が課題である、との指摘がなされている。国によっては、現地 ODA タスクフォースが重点課題を抽出し、プロジェクトの関連性を検討の上、戦略的に援助の一貫性やプログラムの援助を図り、被援助国でのプレゼンスを高めている事例もあるが、これらのスキーム連携は必ずしも制度化されておらず、属人的であったり、偶発的であったり等の限界が見られる。

優先的に協力すべき分野／地域を選択し、重点開発課題の解決に向けた包括的・戦略的開発協力プログラムを作成することや日本の ODA と投資金融／NGO との連携も含めた、幅広い協力の在り方にも着目していくこと等で、援助の相乗効果を発揮させ、支援のインパクトの最大化、継続化を図り、ひいては日本のプレゼンス維持・向上につながるような工夫が必要である。

【好事例】

◆ 包括性を発揮した復興支援の例

インドネシアのアチェ・ニマス地震津波災害の復興支援では、通常の支援であれば手続きに時間を要し、柔軟な変更が難しいところ、特にノン・プロジェクト無償においては、日本は手続きもインドネシア国内の調達規定に基づいて実施した。し尿処理場の復旧は調査から実施までの期間を短縮し、災害後 1 年間で完成させた。プロジェクト無償の資金で、チャラン・ムラボ間の西岸道路が 2007 年 1 月に完成した。復旧後にこの道路は地元では日本道路 148 と呼ばれ、日本の貢献度が住民からもよく認識されている。道路の復旧によって、災害によって破壊された西海岸地域では復興需要に対する物流が確保され、周辺地域の経済活動の活性化に貢献している。円借款においても津波直後の被災アセスメントを他ドナーと共に行うとともに震災復旧後の当該地域の復興と持続的開発促進のため 2006 年度にアチェ復興事業及びプサンガン水力発電所建設事業を承諾した。日本が独自に無償資金協力(含むノン・プロジェクト無償、草の根無償)、技術協力(緊急開発調査、住民能力開発)、円借款事業(水力発電、道路)といった複数のスキームで対応したことは、他ドナーと比べて特徴的。インドネシア政府は日本を二国間援助ドナーとして最も迅速に対応した国と評価している。

【日本の津波支援の評価(2008 年度)】

◆ プログラムの中で異なったスキーム同士が強い連携によって相乗効果を発揮した例

ウガンダの「コメ振興プログラム」では、2003 年の TICAD III で小泉首相(当時)がネリカ米普及に言及したことがきっかけとなり、それまで西部、中央アフリカの 17 か国に限られていたコメ振興が、東南部アフリカにも拡大する計画がなされ、ウガンダとベナンが重点対象国として選ばれた。ウガンダにおいては、当初(2004-2008 年)、個別専門家が一人で活動していたが、2006 年には「ネリカ適応化計画(稲育種)」が開始され、ウガンダにおける最適品種が選定された。その後、2008 年には「ネリカ米振興計画」が開始され、2010 年 4 月から 3 名の長期専門家及び短期専門家の活動が開始された。また、無償資金協力「稲研究・研修センター建設計画」によって研修センターが建設された。また、日本は 2003 年の開発調査「東部ウガンダ持続型灌漑開発計画調査」によって得た、農民が主体的に行う簡易なかんがい稲作がコメ増産に効果があるという実証成果

を通じて、持続可能なかんがい農業開発を確実なものにするため、東部 22 県の農民を対象に技術協力プロジェクトである「東部ウガンダ持続型灌漑農業開発プロジェクト」を実施している。このほか、他スキームとの連携としては、2007 年に最初の 2 名が派遣されて以来、村落開発普及員(ネリカ)と直接連携している。また、村落開発普及員以外の新隊員全員を対象に、1 日研修(植え方、ネリカ米の栽培方法の指導)を行い、赴任先でネリカ米の普及を促進している。

同プログラムの結果、2004 年から 2008 年の間に陸稲の作付面積は 1,500 ヘクタールから 40,000 ヘクタールと 4 年間に 26 倍以上も増加した。現在、総計 120,000-130,000 ヘクタールのコメ作付面積があり、ネリカ米の作付面積は 3 分の 1 を占めるまでとなっており、飛躍的に伸びている。この成果は、他ドナーからも高い評価を得ている。

【ウガンダ国別評価(2010 年度)】

④ 【外交】【中進国】中進国に対しても引き続き支援することが肝要である

【背景】 経済的に見れば中進国に分類される国であっても格差は存在し、日本の支援は必要とされている。例えば、チュニジアは一人当たり GNI で見れば既に中進国水準に達しているが、国全体を俯瞰すると、地域間や所得層間でまだ大きな経済格差が残っている。このような格差は、放置すれば情勢不安定化の要因にもなり得るものであり、貧困層、社会的弱者に対する配慮を援助に盛り込むことが、チュニジアの安定的な経済発展に必要である。また、タイ国別評価でもタイ一国のみの裨益を主眼とした ODA の必要性は低いものの、「リージョン（メコン地域、ASEAN（東南アジア諸国連合）地域、東アジア地域など）」の観点でタイがもつ拠点性は経済・外交面から非常に重要であるとの指摘がなされている。このほか、モロッコ国別評価では、貧困問題や地域・社会格差及び天災による脆弱性を考慮し、国の発展段階に関わらず、一般無償資金協力の継続的適用の可能性を検討すべきとの提言がなされている。また、ODA は、重要な外交ツールの 1 つであることを踏まえれば、中進国への支援は二国間並びに地域レベルにおける外交の観点からも重要であるとの指摘がなされている。タイ国別評価では、タイ側から毎年相当数の事業案が提出しているにもかかわらず、日本からの対タイ援助規模が縮小する中で ODA として実施できる事業案は限定されるため、タイ側の事業案の大半が採用されていない状況を踏まえ、日本の援助の実施効率性の観点から若干問題があるとの指摘もある。一方、日本の外交政策の方向性及び中進国に援助することの意義はこれまで対外的に必ずしも明示されてこなかった。中進国に対する援助について広く国民の理解を得るためには、被援助国に対する日本の外交政策、地政学的位置付け、援助を行うことの意義等を明確、かつ分かりやすく示していく必要がある。

⑤ 【連携】【民間】民間セクターのニーズに応える協力を検討すべきである

【背景】 被援助国の民間企業が国際競争力を向上させるべく、日本が支援することは重要であるが、日本も国際協力理念「開かれた国益の増進」や政府新戦略「日本再生戦略」等の実現に向けて、日本の民間企業が被援助国との経済活動を活発化させる基盤づくりに着手することも期待されている。日本及び被援助国双方の民間企業が経済活動を活発化させるような支援にはどのようなものがあるのか、現況・ニーズ確認調査を行って、具体的な協力を検討するのが望ましい。

【好事例】

◆ 民間企業活動を支援した例

ウズベキスタンでは、「民間セクター活性化のための行政手続法改善プロジェクト」を実施し、民間企業活動に広く関係している「企業活動の自由の保障法」の行政手続に関する行政官及び企業家向け解説書を作成し、無料で行政官や企業関係者に配布している。同事業では、同解説書が活用されることで、企業家にとって、ビジネスを展開する上で不可欠となる法令に対する理解を促進し、経済活動の活性化に寄与することが期待されている。また企業家向けの解説書は、日本語版・英語版の作成も予定しており、外国・日本企業の当該国におけるビジネス環境の改善と共に、投資を検討する上での参考情報として活用でき、外国における外国企業からの投資促進を考える上で、貴重な参考資料になると考えられている。

【中央アジア 3 か国に対する市場経済化支援評価(2011 年度)】

⑥ 【援助協調】 援助協調における日本の立場を明確に示すべきである

【背景】 援助協調に対する日本の方針は国によって異なっている。援助協調は目的ではなく、援助の目的・目標を達成するための手段の一つであることから国によって方針が異なることに問題はない。例えば、ベトナムでは、多国間の枠組みや援助協調へ参画しつつ、二国間の取組とも相互補完的・重層的に組み合わせて支援を行い、他ドナー・ベトナム政府の理解を得ながら成果を上げている。ただし、援助モダリティの多様性を主張する日本を否定的に見る被援助国政府・ドナー関係者もあり、援助協調に対する日本の方針が他ドナーや被援助国に十分理解されていない国もある。援助協調への参画度合いに関わらず、日本の立場や考え方を他ドナー及び被援助国政府に明確に示し、理解を図るべきである。

⑦ 【援助協調】 日本が援助協調に参加している国では積極性を発揮すべきである

【背景】 日本はドナー会合に参加しているものの、一部のドナーから日本に対し、ドナー会合においてより積極的に情報共有を行ってほしいとの要請や日本はドナー協調の枠組みへ関与していても主要ドナーへの日本の経済協力方針の周知度は低いとの指摘がなされている。さらにプール・ファンドに参加する場合、又は参加しなくともプール・ファンドの資金を使って日本の援助を普及・展開する場合には、ドナー間の駆け引き、成果の売り込みなど、かなりの力量が必要となるが、日本はその点が十分対応できていないとの指摘がなされている。ドナー及び援助国において援助協調が主流となっており、日本もその枠組みに参画していくと決めた場合は、日本の比較優位が発揮できる分野においてリードをとるための体制強化の可能性も検討しつつ、何をどのように支援していくのか、日本の考えを明確に発信する必要がある。援助協調に対応できる人材がいない場合は、語学力に加え国際機関などにおいて責任ある立場で援助協調の現場に携わった経験を持つ人材を新たに投入する必要がある。

【好事例】

◆ 日本が援助協調で主体性を発揮した例

ベトナムにおいて日本は成長促進支援という課題を達成するという明確な目的の下で、援助協調を「手段」として位置付け、様々な援助スキームや、日越共同イニシアティブのような取組を補完的・重層的に組み合わせて、課題達成を念頭においた援助協調を行ってきており、質を重視した援助協調が進められてきた。例えば、貧困削減支援借款等の多国間の取組の他にも、セクターごとのパートナーシップグループ、5Banks(譲許的な融資を供与する 5 つの開発金融機関グループ)、援助効果向上に関するパートナーシップグループといった枠組みがあり、日本はこれら枠組みに深く関与してきた。とりわけ運輸パートナーシップグループでは共同議長を務め、ドナー間やベトナム運輸交通省との調整を積極的に行ってきた。このほか、東ティモールでも、日本は国連平和構築委員会の議長を務めており、こうした積極的な活動を通じて、日本は平和構築支援に関する国際的な潮流をリードしてきた国として認知されるようになっていく。

【ベトナム国別評価(2006 年度)】

【援助モダリティ】

⑧ 【外交】 シニアボランティア・青年海外協力隊のボランティア間の連携や ODA 事業における位置付けの明確化, 戦略的活用の可能性を検討すべきである

【背景】シニアボランティア・青年海外協力隊は、地域密着型のスキーム、日本の「顔の見える援助」の代表として、被援助国関係者、受益者から高い評価を受けていることが確認されているが、問題も指摘されている。例えば、チュニジア国別評価では従来シニア海外ボランティアの派遣数が多く、現地での援助活動に貢献してきたが、ボランティア事業の位置付け、現地側と志願者側の理解の相違等に起因する問題も発生していることが指摘されている。また、太平洋島嶼国の評価では、「ソロモンは多くの陸島、洋島(火山島、サンゴ礁)から成る国家であることから、青年海外協力隊の分散投入は、ともすれば成果が見えにくくなる可能性がある。このような状況を防ぐためにも、青年海外協力隊の集中的投入によって、グッド・プラクティスを作り、それを他の州や地域に広めるといった工夫を行うことで目に見える成果を目指すことが必要である。」といった指摘がなされている。

⑨ 【外交】南南協力は多くの分野で効果を発揮しているが、外交や開発効果の波及の観点からより戦略性を持って推進すべきである

【背景】南南協力は、政治的事情から日本が直接支援できない国への支援、あるいは言語や文化の違いから日本よりも第三国による支援が有意義な場合において効果を発揮しており、今後も推進していくべきであるとの提言が複数出されている。また、モロッコ、トルコ、ヨルダン、マレーシア等の比較的所得が高い国では日本との新しい協力関係構築の一環として「パートナーシップ・プログラム」を締結し、南南協力・三角協力を実施しており、中進国との関係を維持する方策の一つとしての意義も確認されている。

一方、南南協力においては日本の援助がある程度「間接的」なものとなるため、そこでも日本のプレゼンスを示し、国益をもたらす工夫が必要となるとの指摘もある。具体的な対応策として、日本の支援の長所として多く指摘されているハード（インフラ整備）とソフトの組合せを南南協力でも推進し、ハードによって日本のプレゼンスを維持する等がある。このほか、南南協力・三角協力は、「たまたま担当者同士が知り合いだったから」といった偶発的・属人的な要素に依存して発展することがあり、南南協力を意識的に創り出していく仕組みづくりが重要として、地域の安定と発展を明確に目指す等、南南協力をより戦略的に位置付けていくことも提案されている。

【好事例】

◆ **保健分野の南南協力支援の例**

感染症対策における支援を効果的、効率的に行うためには、一つの国のみならず周辺地域への協力を併せて推進することが重要であり、そのためには南南協力推進が必要とされている。また、国境がないといわれる感染症の広域対策や地域間協力の推進にもつながることから、その積極的な取組が求められている。HIV/AIDS 対策では、無償資金協力及び技術協力で協力しているフィリピンの熱帯医学研究所にて HIV 感染及び日和見感染症の診断技術の第三国研修が実施され、20 か国の研修参加者が帰国後、自国で診断技術の普及に努めるなど成果が上がっている。また、無償資金協力及び技術協力で支援している The Kenya Medical Research Institute (KEMRI) において、周辺 16 か国を対象に血液スクリーニングセミナーを第三国研修として実施している。ザンビアでは、HIV ハイリスクグループ啓発活動において、業務委託された国際 NGO が年次レビューや終了時評価等を実施する際に第三国専門家を活用している。アフリカにおける第三国研修や第三国専門家による活動は、研修参加及び講師派遣に必要な交通費等の経費の削減にも大きく寄与していると考えられる。

【沖縄感染症対策イニシアティブ中間評価(2003 年度)】

◆ **教育分野の南南協力支援の例**

日本が支援したケニアの「中等理数科教育強化計画 (SMASSE)」はアフリカ域内の 30 数か国に対して教育ノウハウを伝播しており、ウガンダの「中等理数科教育強化計画 (SESEMAT)」も SMASSE の経験を踏まえたプロジェクトである。SMASSE も SESEMAT もアジアでの第三国研修も実施している。アジアでの研修に参加したアフリカの研修員は、「学ぶ」という本質に関して、経済発展段階の隔たりが大きい「日本対アフリカ」という関係より、「アジア対アフリカ」ないし「アフリカ域内」での関係の方がより有効に機能するとして、南南協力による支援を評価している。

【ケニア国別評価(2005 年度)】

⑩ 【外交】人材育成は援助の質的成果や外交的波及効果を得る上で有効な支援手段である

【背景】日本への研修員受入れ事業や留学生受入れ事業，日本人材開発センターに対する支援は，「日本人の顔が見える支援」であり，技術移転の効果に加え，対日理解が進むという外交的波及効果も生み出していることが確認されている。また，本邦研修に参加した研修員が自国に戻ってから JICA 帰国研修員同窓会を発足させ，JICA 研修を通じて得た知識の関係者との共有，日本文化と伝統の普及等の活動を行っていることや，自国で大臣，事務次官，局長や国会議員になり，日本との良好な外交関係の構築に寄与している事例も確認されている。

【好事例】

◆ **本邦研修をきっかけとして自国で帰国研修員同窓会が結成された例**

コロンビアでは，本邦研修に参加した帰国研修員によって 1978 年に帰国研修員同窓会として日コ留会 (Asociación Colombiana de Ex Becarios de Japón) が設立され，1989 年に法人登録された。2013 年時点の会員数は，帰国研修員累計 2,700 名のうち，約 1,800 名に達する。会員は，帰国研修員のみならず，日系企業勤務者，文部省奨学生，在コロンビア日本国大使館勤務者等によって構成されている。会員は，中央・地方行政関係者が大勢を占める。その中には中央省庁の中でも管理職に就いている者も多く，大使館や JICA といった日本側とのコミュニケーションの窓口的な役割を担っている者も少なくない。主な活動は，以下のとおりである。

- ・ JICA 帰国研修員のネットワーク強化・名簿作成
- ・ 講演会・セミナー・ワークショップの企画・実施
- ・ 交流イベント「MATSURI」等の企画・実施（日本文化紹介イベントや JICA プロジェクト写真展の開催等）
- ・ 広報活動（ホームページ・会報の作成）
- ・ JICA 研修参加者／JICA ボランティアの活動支援

上記活動にとどまらず，東日本大震災の際にはチャリティーバザーを開催するなど，コロンビアと日本の友好関係を推し進める架け橋役として活発な活動を繰り広げている。なお，これら活動が称えられ，2011 年に第 7 回 JICA 国際協力感謝賞の表彰を受けている。このような本邦研修後に研修員ネットワークが構築された例は，中国，トルコ，ルーマニア，ボリビア，中央アジア諸国，スリランカ等，複数国で確認されている。

【コロンビア国別評価(2013 年度)】

⑪ 【連携】 草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本 NGO 支援無償資金協力は、スキームの制度・運用を見直し、NGO にとっての有用性を高めるべきである

【背景】草の根・人間の安全保障無償資金及び日本 NGO 支援無償資金協力は一件当たりの金額は小さいものの、住民の生活に密着した分野で効果を上げており、今後も積極的に実施すべきとの提言が複数なされている。一方、以下の視点からスキームの制度及び運用の見直し・改善の必要性が指摘されている。

- ・ 地雷除去活動や犠牲者支援活動等の平和構築に従事する援助機関の多くは、国際 NGO であり、これらの NGO の活動を支援するために、草の根・人間の安全保障無償資金協力は広く活用されている。しかし、地雷除去や犠牲者支援が長期的・継続的取組を必要とする活動であるのに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力は単年度主義に基づいて援助決定がなされるため、実際に援助を受ける国際 NGO からは、中長期的な支援を約束してもらえるように制度・運用を変えて欲しいという声が強い。
- ・ 国際 NGO の中には、地雷除去要員の人件費や機材費だけでなく、多くの地雷除去部隊を管理したり、地雷除去地の選定や除去後の品質確保を行うための人件費の手当を求めたりする組織もある。
- ・ 平和構築を目的とした草の根・人間の安全保障無償資金協力では、現場の状況と照らして必要な場合には安全対策費を支援対象経費の一部として認め、平和構築援助という文脈において独自の効果を発揮させることができるよう、柔軟かつ戦略的に活用できるようにすべきである。
- ・ 草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本 NGO 支援無償資金協力事業は、大使館で個別に管理されており、支援の知識・経験が体系的に整理されていない。

【援助実施プロセス】

⑫ 【ポスト・コンフリクト国／脆弱国】 援助受入れ能力が脆弱な国では、中央政府の案件形成・案件管理能力の向上を含めた支援が必要となる

【背景】オーナーシップの欠如や低い援助受容能力等の理由から、インプットに対して期待ほど成果が上がっていない国がある。このような国で支援を行う際には、援助依存体質を改善させ、被援助国のオーナーシップの意識を引き出すような、援助による働きかけが求められる。例えば、日本が重点とする分野の中央政府に対し、大臣や局長付きのアドバイザーを派遣するなどが考えられる。これによって、次の成果が期待される。①日本の個別案件実施に関し、中央政府内での調整が可能になる、②中央政府の政策動向や支援ニーズ把握が容易になる、③日本の政策や支援方針についての伝達が容易になる、④中央政府に対して局長以上の立場から助言が可能になる。また、援助受容能力が財源、人材等の面から限定的である国で総花的な支援を行うと、援助の実施に支障をきたし、援助効果の発現を阻害する可能性もあることから、こうした国ではより分野を絞って支援を行うべきである。

⑬ 【現地機能】 現地 ODA タスクフォースが機動性を発揮できるよう、役割に合った体制と権限を与えるべきである

【背景】 スキーム間連携や援助協調・ドナー連携、NGO との連携は、現地 ODA タスクフォースの活動に負うところが大きい。また、援助計画の策定、実施、モニタリングにおいても現地 ODA タスクフォースの役割が重視されている。援助協調が活発な国では、ワーキンググループへの対応等も加わり、更に多忙である。このように現地 ODA タスクフォースの役割や業務量は国によって異なることを踏まえ、必要に応じて人数を増やすことを検討すべきである。また、援助協調が活発な国では、専門的な知識を有する人材も必要となることから、政策アドバイザー型の専門家派遣や現地 NGO の積極的な活用を通じて、人材の質の面での強化の必要性が指摘されている。更に現地 ODA タスクフォースの役割及び重要性は高まっているものの、人事、予算、指揮系統などを備えた組織ではなく、メンバーの自発的で献身的な努力に依るところが大きいことも指摘されている。現地 ODA タスクフォースが十分に機能するよう、その関与の程度及び権限を抜本的に見直すとともに、最低限の予算を確保することが提案されている。このほか、人間の安全保障重視の潮流に沿った NGO／市民社会、市場との連携、南南協力・地域協力の重要性が大きくなるという見通しを踏まえ、「地域版 ODA タスクフォース」を設立すべきとの提案もある。

⑭ 【現地機能】【ポスト・コンフリクト国／脆弱国】 情勢変化に迅速に対応できるよう、外務本省主導の意思決定プロセスや単年度主義を抜本的に見直すべきである

【背景】 他ドナー及び被援助国から、日本の機関は、対応方針に関する決定権が現地にないため、東京(本省・本部)へ常にお伺いを立てる必要があり、案件形成や承認において「時間がかかる」という意見が出ている。また、アフガニスタンのように日本が平和構築支援を行っている国では、様々な場面で迅速な判断が求められ、細かなことまで外務本省に判断を仰いでいる余裕はなく、現地の治安情勢を見つつ現地大使館が柔軟に判断していく必要があるとの指摘がなされている。

このほか、ネパール国別評価(2012 年度)では、日本がネパールと約束した中長期的な計画を日本側の都合から覆すという事態が生じていることが指摘されており、こうした事態を避けるべく、各年の ODA 予算総額に一定の配分未定援助枠(Reserve Fund)をあらかじめ設けて、特定国への援助予算減額が生じた場合、あるいは特定国への援助額を緊急に増額する場合には、優先案件に対してその配分未定枠から補完するという、UNDP 等国際機関が用いている制度の導入が提案されている。

⑮ 【現地機能】 案件の要請から採択に至るまでの時間短縮を図るべきである

【背景】 日本の援助は他ドナーに比べ、案件の要望提出から採択に至るプロセスが長いいため、被援助国側の計画が立てにくく、被援助国のニーズに迅速に対応できていないことが指摘されている。また、要望調査後、審査の進捗状況について情報がなく、状況が分からないまま時間が経過するため、事前調査結果の妥当性が損なわれたり、対象コミュニティの信頼を損ねたりする恐れがあるとの懸念が聞かれている。このことは、官民連携を推進していく上でも阻害要因になるとの指摘もなされている。具体的な対応策として、手続を簡素化すること、案件採択過程での政策対話を強化すること等が挙げられている。

⑩ 【外交】ハイレベル協議の定例化は外交関係を緊密化する上でも有用である

【背景】 ハイレベル協議の実施頻度は国によって異なっており、定例化されていない。要請主義を採用している日本に限られた ODA 予算内で効率的な支援を行っていくためには、優良案件の形成が不可欠であり、そのためには被援助国に日本の援助政策を周知する必要がある。タイミングよく日本から政策協議を提案することは、両国間の外交関係を緊密化する上でも有用であり、また、政策協議の場では援助方針の説明にとどまらず、日本の外務省、大使館、JICA 関係者による政策への踏み込んだ助言も行うべきであること、さらに、地方分権化が進んでいる国では、中央政府のみならず、地方政府との対話も強化すべきとの提案がなされている。

⑪ 【広報】【外交】被援助国における日本の ODA の認知度を高めるべく ODA の広報戦略を見直すべきである

【背景】 広報活動は行われており、現地の報道でも日本の ODA 事業が頻繁に取り上げられているものの日本の ODA の認知度は必ずしも高くない。その理由として、日本の ODA に関する広報は、インプットとアウトプットの時点の情報が多く、受益者の変化に焦点を当てたアウトカム発現後の広報が十分でない、マスメディアを効果的に活用していない、日本が建設したインフラ施設や機材に援助マークを貼るといった従来の ODA 広報は十分でない、一般的に知らせるという目的に特化しており戦略性に欠ける、といった分析がなされている。具体的な改善案として以下の提案がなされている。

- ・ 複数の支援にストーリー性をもたせつつ一体的に広報する。
- ・ 親日的なジャーナリストに対して一層積極的に記事を書いてもらうように依頼する。そのためには日本の ODA に関する基礎情報、最新の案件情報、日本の政治・経済・文化等の関連情報等、記事や番組の作成に資するような情報を定期的に発信する必要がある。
- ・ 個別事業のレベルで広報活動を行う専門家を投入する。
- ・ 広報・報道のプロフェッショナルを巻き込む。
- ・ 日本へ招へいした被援助国の報道関係者によるネットワークを活用する。
- ・ 写真や図表などを用いて日本の ODA を紹介するような効果的な広報資料を外部への委託を含め作成する。
- ・ 専門家や一般市民を対象とする以外に、小中学校の生徒を対象にした国際開発教育の教材を作成する等、目的や対象とする年齢層に合わせて発信方法を考案する。

【好事例】

◆ プロジェクトの中で広報活動を行い、成果を上げた例

フィリピンのパッシング-マリキナ川河川改修事業(II)では、2002 年まで実施してきた詳細設計の段階からコンサルタントの一員として広報担当専門家を投入し、広報活動に資するためのキャンペーン計画を策定し、これに基づき実施機関である公共事業道路省が 2002-2009 年の間に地元コミュニティに対するキャンペーン活動を実施してきた。ここには各種マスメディアも利用されている。その成果は他のプロジェクトと一線を画す効果となって顕在化している。

【フィリピン国別評価(2010 年度)】

⑱ 【モニタリング・評価】 国別援助計画・方針及びイニシアティブに有効期限を付記し、併せて政策のモニタリング・評価の時期も設定すべきである

【背景】 政策(国別援助計画, イニシアティブ等)の失効年, モニタリング・評価時期について関係者による共通認識が存在していない。政策・方針によっては, 10 年以上見直しが行われていないものもある。被援助国の国家開発計画の見直しの時期と国別援助計画・方針の策定時期が合致していないために, 国によっては現地のニーズに沿った政策が時機良く実施されていない状況がみられた。

⑲ 【モニタリング・評価】 ODA の実施経験から得られた情報・知見を体系的に管理・活用できるシステムを構築すべきである

【背景】現地では日本人スタッフが 1~3 年程度で交代するため, 情報の蓄積・共有化の推進による属人的な情報管理の改善は不可欠である。とりわけ, 平和構築支援のように, 予期せぬ状況の下で活動を行う際には, 不確定な状況下で迅速な判断を的確に行うことが求められ, その際には以前に発生した類似の事例が貴重な参照例となり得る。このような状況に対応すべく, ODA 政策の上流部分である援助方針に関する政策文書や, さらに事業計画と実績報告, 事業の好事例・先行事例, 評価報告, 各種調査報告など, 事業の立案や質管理に不可欠と考えられる文書を, 必要なときにいつでも参照できる体制, 案件データベースを構築する等が考えられる。

⑳ 【連携】【モニタリング・評価】 国際機関への拠出金を通じた連携事業のモニタリング・評価を徹底すべきである

【背景】 日本は, 二国間援助と効果的に組み合わせて援助を行うことを目指し, 国際機関と連携を図っている。例えば, 教育支援では, 万人のための教育の達成, 教育関連 MDGs の達成への貢献の一環として, ユネスコ, ユニセフ, 世銀等との拠出金を通じた連携が強化され, 活用されている。しかしながら, ユネスコやユニセフの評価体制が未整備であることから, 信託基金のモニタリングや評価が行われていない。「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」に関する評価」では, 国際機関への拠出金については, 国際機関によるモニタリング及び評価を徹底させ, それを受けて外務省及び文部科学省において, 拠出金プログラムの使途と活動内容, 成果を公表すると同時に, 必要であれば, 自らがモニタリング・評価を行う体制を構築することが提案されている。このほか, 「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)中間評価」では, イニシアティブの終了時評価を世界保健機構(WHO)等の国際機関を交えた合同評価の形で実施すべきであると提案されている。

⑳ 【連携】 国際機関への拠出を通じて実施している日本の援助との連携を図るべきである

【背景】 日本は世界銀行やアジア開発銀行に設けられた日本の特別基金(世界銀行の開発政策・人材育成基金(PHRD), 日本社会開発基金(JSDF), アジア開発銀行の日本特別基金(JSF), 貧困削減日本基金(JFPR)等), 国際機関を通じて数多くの援助を行っている。しかしながら, これについて日本国内及び被援助国において余り認知されておらず, 日本の二国間援助との連携も十分に図られていると言えない。例えば, ヨルダンでは, 1996年から2003年までに, PHRD及びJSDFによって20案件が実施されたが, これらの案件とわが国ODA案件との連携は特に行われていなかった。通常, 国際機関を通じた援助は日本の国別援助方針にも明示的に組み込まれていない。少なくとも, 日本がイヤーマーク¹⁷した案件については, 日本の二国間ODA案件の形成段階において緊密な調整体制を図る等, ODA予算全体の一層の効率的かつ効果的な執行が求められる。

【好事例】

◆ **国際機関と連携した例**

紛争関連地域での日本人専門家による技術協力が容易ではないという現実がある一方で, 国連による人間の安全保障基金ではインフラ支援に使用できる資金の上限が決まっているというスキーム上の制約がある。コンゴ民主共和国では, 日本のコミュニティ開発支援無償でインフラ整備(関連施設の建設)を実施し, 国連の人間の安全保障基金でソフト系の支援を行い, スキームの制約を補完し合う形で事業が実施された。この連携事例については, 『外交』Vol.5, 32 ページで, 緒方貞子元 JICA 理事長も次のように紹介している。「特筆すべきものとしてコンゴ民主共和国イツリ県における平和構築・復興開発プロジェクトがあげられる。平和維持活動を行う国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)から UNHCR や ユニセフ等の人道援助機関, UNDP や JICA 等の開発援助機関がそれぞれの専門性を生かしながら, 人々の保護と能力向上の組合せによって地域に共生を作り出し, 和解と復興を促進している。この事業は, 平和維持から平和構築・復興開発への移行期に対応する国際協力のモデルとなり得るものであり, 他の地域においても同様の事業の検討が始まっている。」

【平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価(2010年度)】

¹⁷ 資金を特定の用途に指定すること。

② 【連携】国内外の国際機関、NGO、自治体、大学、民間企業等との協力関係を更に拡充すべきである

【背景】日本のODAは他ドナーと比較して他アクターとの連携による事業が限定的である。連携の重要性はODA関係者の間でも認識されているが、他アクターの動向が十分に掴めていないこともあり、具体的な連携につながる場合が少ないのが現状である。現在どのような主体がどこで、どのような協力を行っているのか、また、どのような協力が可能であるかについて、まずは基本的な情報を収集・整理すること、また、アクターの特徴や強みをいかした連携の在り方を模索すべきである。例えば、人間の安全保障の観点に立った場合、通常の開発援助ではなかなか手が届かないような貧農や社会的弱者にも裨益する必要があるような支援では、よりきめ細かな支援を得意とするNGO／市民社会との連携が有効であるが、一方、産業振興分野では日本企業との連携が有効である。

【好事例】

◆ **NGOとの連携の例**

バングラデシュの技術協力プロジェクト「母性保護サービス強化プロジェクト」では、現地NGOであるケアバングラデシュと連携し事業を実施している。同プロジェクトではケアバングラデシュが開発し、緊急産科ケア利用率や住民の知識向上などの効果が確認されたコミュニティサポートシステムを、行政との連携を強化する工夫を加えながら普及している。同システムは地域で暮らす女性が妊娠、出産、産褥期に必要なサービスを得られる、緊急時に適切なケアが受けられる環境を地域住民が主体となって確立するものである。ケアバングラデシュは、妊産婦を含んだ会合でのファシリテーション、地域の妊産婦に関する情報収集、分析、介護や医療機関へのアクセスの紹介、妊産婦と家族への情報提供といった活動をプロジェクト内で行っている。現在、モノホルディ・ライプーラの2郡で合計133のコミュニティサポートグループが設立され、妊産婦への様々なサービスが提供されており、ケアバングラデシュの保健分野での豊富な活動経験、特に草の根レベルでのエンパワーメント活動や参加型保健活動がプロジェクトに役立っている。

【バングラデシュ国別評価(2009年度)】

◆ **大学及び自治体との連携の例**

人材育成分野では、日本の地方の大学や自治体との協力を通じて地方レベルでの交流に貢献している。例えば、中国の「内陸部・人材育成計画：黒龍江省」(有償資金協力)では、地域活性化、市場ルール強化及び環境保全に重要な役割を果たす黒龍江省の9大学を対象として新潟大学への研修・派遣が実施され、また新潟大学と黒龍江工程学院と共同研究が実施された。同じく中国の「内陸部・人材育成計画：江西省」(有償資金協力)では、江西省の3大学と岡山産業界との連携が行われている。このような研修員事業や人材育成事業は日本の国内実情を理解してもらうことにもつながり、目に見えない部分で対日理解が得られたことが有益であった。特に中国に帰国した研修員や日本の教育機関に派遣された者は、帰国後、同窓会のようなものを行う場合が見られ、様々なネットワークを通じて対日理解が進むという波及効果も生み出している。このほかの例では、陝西省の水供給案件、西安市の下水処理案件では、友好都市である京都府、京都市での訪日研修が組み込まれた。また、北九州市や札幌市からは自治体の国際化の観点、あるいは環境ビジネスの振興から、訪日研修の受入を希望する声が寄せられている。

【中国国別評価(2007年度)】

◆ **民間との連携の例**

日越共同イニシアティブでは、イニシアティブ作成に当たり、投資環境を改善するために

必要な措置を日系企業から聴取し、これら個々の課題解決のための 125 項目の具体的措置をベトナム側関係省庁と協議した上で策定し、これを日越間の合意とした。行動計画の実施には 2005 年末までという期限が設定され、また、半年ごとのモニタリングも実施された。イニシアティブの最終年となる 2005 年 11 月には「日越共同イニシアティブ評価・促進委員会」が開催され、実施状況の評価が公表された。その結果、125 件の個別項目のうち、85%に当たる 105 項目で計画が達成されたことが確認された。その後も日越共同イニシアティブによる投資環境改善が日本企業の投資増加を後押ししたと評価されている。

【ベトナム国別評価(2006 年度)】

【分野別】

⑳ 【インフラ】 インフラ支援では技術協力による人材育成を組み合わせることが重要である

【背景】日本のインフラ支援はハード面の開発を中心に各国で成果を上げているが、さらハードインフラ支援の結果の有効性を高めるためには、ソフト面の支援を充実させることが重要である。例えば電力では、ハード(設備)に加え、事業効率性改善、組織改革、経営改革、及び人材育成・キャパシティビルディング等のソフト支援を組み合わせることで相乗効果を創出している例がある。また、運輸セクターでは、総合的政策策定への支援や、空港事業と観光産業開発との連携、経営やマーケティング能力強化等に必要なソフト面の支援が考えられる。

一方、インフラ整備が一定程度行われた中進国では、ハードとソフトを組み合わせた支援ではなく、むしろ被援助国が自ら整備したインフラ(ハード)の有効活用を目指したソフト支援を中心とした技術協力が求められている。

㉑ 【インフラ】 インフラ支援は他分野への寄与が大きいことから、分野間連携／プログラム化を視野に入れた支援アプローチを採るべきである

【背景】インフラ整備は、政治的安定、効率的な行政、教育・保健水準の向上にも寄与する。例えば初等教育分野では、道路建設事業の結果として学校へのアクセスが楽になったことから就学率が上がったことが確認されている。投入規模でも、コミュニティのインフラ整備への投入額は、教育関連 MDGs への直接的貢献が期待される教育分野への取組に比べて3倍近く多いとされる。ただし、インフラ支援の計画段階から教育開発への貢献が意識されなければ、その効果は十分に発揮されない。また、農業・農村開発においても、市場アクセスの観点からインフラ整備が重要として、一貫性のある包括的な取組の必要性が指摘されている。

㉒ 【教育】 教育関連 MDGs の達成を目指すならば地域別・国別の教育援助メニューを検討すべきである

【背景】教育関連 MDGs 達成へ向けて日本がこれまで展開してきた取組の投入実績を見ると、相手国からの要請に基づいて案件形成がなされているものの、当該国と日本との地理的・歴史的結びつきや、当該国の経済開発レベルに拠るところが大きく、必ずしも当該国の教育事情や教育関連 MDGs 達成のための開発ニーズに対応したものとなっていない。日本がより効率的な貢献を果たしていくために、地域別・国別に効果的な教育援助メニューを検討することが必要である。

㉓ 【教育】 初等教育分野の支援では、技術協力の適用範囲の多様化を図るべきである

【背景】日本の教育セクターにおける技術協力は、教育の質の改善、コミュニティの参加促進、子供の生活環境改善、児童中心型教育を中心に、90年代以降、取組を拡大しているものの、いまだ中等及び高等教育サブセクターを対象としている協力が大半を占める。一方、今後、教育開発に本格的に貢献するためには、協力の対象分野を初等教育、ノンフォーマル教育へ徐々に拡張していくことが必要となり、こうした技術協力の多様化に対応していくことが求められている。

⑳ 【教育】教育分野での支援では「量」と「質」の両立に注力する必要がある

【背景】教育関係の MDG 指標を検討した際、初等教育の就学率では一定の改善が見られるが、1年生から5年生への進級率では改善と悪化が相半ばという状況が見出された。このことは、教育の「量的」側面では一定の結果が出ているが、「質的」な改善については結果が伴っていないことを示唆していると考えられる。つまり、入学を促進し生徒数を増やすことには力が入れているが、入学した生徒に教え、学ばせ、その能力を高めていくことが必ずしもうまくいっていない。学校教育において、入学者が増えても、一方で中退者も増えてしまっただけでは、意味がない。単純な就学率で測られる教育の「量」だけでなく、進級率で測られる教育の「質」について、有効な結果をもたらすような支援の在り方を模索することが望まれる。

㉑ 【保健・医療】感染症対策支援戦略を実施するに際し不可欠なのは、戦略を練り、実施機関となる日本国内拠点の設置・強化である

【背景】感染症対策への支援に関連する管轄諸官庁には、外務省、JICAを始め、厚生労働省（研究所、病院等）、文部科学省（大学等）、その他の省庁があるが、被援助国から日本の援助は一貫性に欠けるとの指摘を受けている。今後日本が質の高い感染症対策支援を進めるためには、主体的に世界の感染症対策支援戦略を練り、技術指導を行う日本国内の感染症対策支援拠点が不可欠であり、このような施設・機関を政策的に強化する必要がある。

㉒ 【保健・医療】国際的に通用する“感染症対策の人材”を育成することは感染症対策支援を効果的に進めるための鍵である

【背景】日本の保健医療分野の国際協力では、案件立案や管理、技術協力において、途上国のニーズや問題を理解し適正な事業管理ができる専門家の不足が課題となっている。途上国で保健医療分野の案件を立案したり、適切に管理したりするためには、国際保健や事業管理に関する専門的な訓練と知識・経験が重要で、そのような専門性を備えた人材を積極的かつ計画的に育成する必要がある。

③⑩ 【保健・医療】保健・医療分野の一連のイニシアティブは日本のプレゼンスを高めている

【背景】保健・医療分野のイニシアティブは、1994年に「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ(GII)」、2000年に「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)」と続いて打ち出され、そして2005年の「保健と開発に関するイニシアティブ(HDI)」へと約15年間にわたってつながってきた。保健・医療分野のイニシアティブは、GIIの頃から一定の拠出金額をイニシアティブと共に打ち出していること、また5年ごとに継続してきたことで、一過性の政策文書ではなく、ある期間の保健・医療分野支援を方向付ける政策として認知される傾向があること、さらに各イニシアティブが国際的な取組に先駆けた内容を打ち出していることが、他分野に比べても成功している要因と考えられる。

【好事例】

◆ 日本が国際社会の取組の潮流を築いた例

日本は第二次世界大戦後、結核対策に成功した経験を有する。この経験を途上国において活用すべく、カンボジア、フィリピン、ネパール、イエメンで結核対策プロジェクトを実施した。これらプロジェクトは、いずれもWHOと連携を図り、直接服薬確認療(DOTS)戦略に基づいて実施しているものである。このような事業が展開された背景は、日本がDOTSをWHOなどに先駆けて実施し、その有効性が注目され、国際社会の手本となり得たからとも言われている。

【保健関連 MDGs 達成に向けた日本の取り組み評価(2004年度)】

◆ ポリオワクチンの供与で効果の発現が認められた例

エチオピアでは、保健省、ユニセフ、WHOが中心となって、予防接種拡大プログラム(EPI)を推進している。日本は、無償資金協力によって、ポリオワクチン、麻疹ワクチン、接種用注射器及びコールドチェーン等をユニセフ経由で供与している。ユニセフの資料によれば、2001年の全国予防接種日(NID)の追加接種では、金額ベースでポリオワクチンの38.8%、麻疹ワクチンは100%を日本の無償資金協力が支援している。2002年のポリオワクチンの追加接種も27.8%を日本の無償資金協力が支援しており、日本の貢献は大きいと言える。2001年1月を最後にポリオ患者は発見されておらず、ポリオ撲滅達成の見込みは高いとされる。バングラデシュでもポリオワクチンの支援を行い、同様の成果が確認されている。

【エチオピア国別評価(2004年度)】

③⑪ 【環境】森林保全分野への支援は被援助国の自助努力の存在有無が成果の決め手となる

【背景】インド・中国では、植林を中心に多くの森林保全事業が実施され、成果を上げている。成功の要因には、森林保全・林業の歴史が長いこと、技術レベルが比較的高いこと、国家開発計画の中で植林を明記し、援助の有無にかかわらず実施していること等が挙げられる。このようにインド・中国は高い自主性を持って植林を推進しており、これに対し、日本が森林保全に関する両国の自助努力を支援したことが成功につながったと考えられる。こういった条件を満たす中進国に対し援助をすれば森林保全の取組が成果を上げる可能性は高く、逆に満たさない国では失敗のリスクが高いことに十分な注意が必要である。

③ 【地球規模】要請主義を担保しつつ、地球規模の問題に対する日本の姿勢を明確に示すべきである

【背景】「温暖化防止」や「生物多様性保全」等の地球規模の問題は、その被害や便益を直接短期的には感じにくいいため、ニーズに立脚した案件が形成されにくい。また、一般に開発途上国にとっては経済発展が最優先事項であるため、「地球的規模の問題」への対応は後回しになり、こうした事業が日本の ODA 案件として要請されてこない。要請主義に立脚して案件発掘・形成を行えば、地球的規模の問題への対策を期待した案件が要請される可能性は低くなる。要請主義を保持しつつ、日本が国際社会から期待されている「地球的規模の問題」対策に貢献するためには、これまでとは異なる案件発掘・形成の方法が必要である。対応策としては、地球的規模の問題への取組を重視する日本の姿勢を相手国政府に明確に示し、地球的規模の問題を扱った案件の発掘・形成を相手国に対して促すことが挙げられる。例えば、国際条約を批准した国には条約の履行義務が生じる。相手国側が履行義務を果たせるような形で案件の発掘・形成を狭義の政策対話を通じて相手国政府に促すことが効果的である。いかに「地球的規模問題への取組」の優先事項と被援助故国政府の経済開発のニーズとを関連付けるのか、またいかに「地球的規模の問題」への取組による地域への便益を、具体的な形で説明し理解を得るのが求められる。

【好事例】

◆ 二国間援助から広域支援に波及しつつある例

タイに対する技術協力として実施されているタイ温室効果ガス管理機構(TGO)の組織能力強化案件では、タイ側の環境管理体制支援で一定の効果が認められた。タイ政府からは日本の支援は資金的な側面よりも環境管理に関する人材育成・経験の側面から優れていたと評価されている。さらに、TGOを拡張し、ASEAN 地域全般の温室効果ガス管理関係組織の能力強化に資するトレーニングセンターを TGO 内に設立することを検討している(2010 年評価時点)。これが実現すれば、日本やタイと ASEAN 諸国の結束力の向上、さらに、タイ自身のハブ機能強化といった効果が期待できる。

【タイ国別評価(2011 年度)】

③ 【防災】地震対策強化, 防災は日本の豊富な経験をいかせる分野であり, 今後も支援を強化すべきである

【背景】日本は防災分野における豊富な経験をいかし, 好事例に示すとおり成果を上げてきた。また, 防災は日本の比較優位を有する分野として, 被援助国からのニーズも高い。今後更に取り組むべき事項として以下が挙げられている。

- ・ 広域的な視野に立ったりリモートセンシング技術を利用した監視システム, 早期警戒システム及び青年海外協力隊や NGO によるコミュニティベースでの防災教育
- ・ 技術協力による行政・コミュニティ・個人の地震発生時の対応能力強化
- ・ 防災に関する法整備, 防災計画づくり
- ・ 公共事業の計画時における災害リスク評価導入の促進

【好事例】

◆ 防災計画の策定を支援し, 実現した例

パキスタンでは 2010 年 3 月から 2012 年 6 月まで, 国家レベルの防災対策の基本となる計画が策定されることを目的として開発調査型技術協力プロジェクトが実施された。プロジェクトでは, 防災管理計画案の策定やこれに基づいた人材育成を支援した。また, 早期予警報システムの整備やモデル事業の実施を通じて国家防災管理庁の人材育成を図った。防災管理計画は, 日本の国家防災基本計画を基に, パキスタンの災害や防災活動の実際に合わせて策定されたものである。また, 本邦研修で内閣府防災担当部署や練馬区危機管理室からの講義が行われたのは, 日本の知見が活用され, 様々な関係者との連携が行われた好例と言える。プロジェクト終了時には防災管理計画の最終案が策定され, 2013 年 2 月, 正式な国家計画として承認された。政情不安の中, 国家計画として承認されるまでにやや時間を要したが, 同プロジェクトの前に実施された JICA のプロジェクト(ライヌラー川洪水危機管理強化プロジェクト)で主担当として活躍した国家防災管理庁職員の一人が承認のために積極的に働きかけたというのもまた, 人づくりの賜物であると言える。このほか, スリランカでも日本の地方自治体における防災体制を見本にした国家防災法が策定されている。

【防災協カイニシアティブの評価(2013 年度)】

◆ 日本の大学との連携によって地震防災センターを支援し, 被援助国の防災政策へ影響を与えつつある事例

ペルーにおける日本の防災分野支援の歴史は長く, 1986 年から 1991 年に実施した「日本・ペルー地震防災センタープロジェクト」によって, 日本・ペルー地震防災センター(CISMID)の設立に協力して以来である。2009 年からは CISMID をペルー側の実施機関とし, 日本側は千葉大学を研究代表機関とする研究チームの支援の下, 科学技術協力で「ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト」を実施している。本プロジェクトは現在実施中であることからその成果はまだ分からないが, CISMID は地震防災分野においては, ペルーで唯一の専門機関であることから, 同組織への支援の成果がペルーの防災政策に与える影響は大きいことは間違い無い。プロジェクト内で実施した過去 2 回のセミナーには, 住宅建設衛生省, 国家防衛庁などの中央政府, 建設訓練所や大学などの研究機関, UNDP なども含め合計 585 名が出席しており, 今後 CISMID で開発された技術や知識・経験の他機関への波及が期待される。

【ペルー国別評価(2011 年度)】

③④ 【緊急・復興】 緊急及び復興期における支援に迅速に対応できるよう援助モダリティや支援方針・手順の原則を見直すべきである

【背景】評価結果から以下の課題が指摘されている。

- ・ 住宅支援について 津波などの災害緊急復旧支援においては、人道・緊急支援が行われた後の復旧支援の初期において、一般的に被災者の住宅建設や、基本的生計手段である農機具や漁具・漁船などが量的にもまた重要性の面からも中心的なニーズになる。日本も津波支援において二国間援助のみならず国際機関経由の支援なども活用して実質的にこれらに対応したが、その一方で、これらが個人資産支援の性格を有する面があることから、相当の理由付けを行いつつ、注意深く支援を実施してきた。特に恒久住宅支援に関しては、個人資産支援となることを理由として日本としては実施しないことを建前としている。個人に援助物資等を提供することから生じるリスクは認識しつつも、災害という特殊状況において正に中心的な支援ニーズとなる住宅支援を含む個人資産支援を日本として実施する可能性の余地を再検討することが重要である。
- ・ 空白期のない支援について 津波支援評価では、緊急期支援の終了後、復旧初期に具体的な案件が顕在化するまでに日本の支援の「空白期」が生じたとの指摘がなされている。まずは、日本単独の支援によって「空白期」が生じることをどのように考えるかについての議論が必要である。日本としてはそれをよしとしないならば、そうした事態にどう対応すべきか日本の NGO との連携の在り方を含め、検討されるべきである。
- ・ 支援の表明の在り方について 津波支援において、日本政府はノン・プロジェクト無償の採用と支援金額をいち早く決定し被援助国に対し明らかにした。これには効果的な面もあったが、一方で、金額とスキームの両者をセットにしてあらかじめ明らかにしたことで、その後の津波支援実施段階で日本の足が縛られてしまった面があるのは否定できない。相手国やドナーコミュニティに対し支援への強い意志を迅速に示しつつも、支援の最終的な規模や内容、手法の選定に関する柔軟性を確保しておくことが望ましい。したがって、災害対応において支援金額を表明する際には、額の提示方法、採用スキームの想定や表明の仕方について検討する余地がある。

③⑤ 【平和構築】 平和構築支援の概念規定や業務範囲に関する、共通認識を確立し、適切な実施体制を構築することが急務である

【背景】平和構築支援の関係者の間に、必ずしも統一された平和構築概念や、具体的に「どの国に対するどの支援を指すのか」について、共通の理解が図られていない。また、平和構築支援の多様な手段と多様な担い手を効果的に組み合わせ、短期と長期の課題を円滑に遂行するためには、多数の省庁の関係者間で基本方針が共有され、省庁横断的な総合調整の体制や仕組みを確立することが不可欠であるが、現状では、日本政府に平和構築支援全体を統括する組織や、総合調整を担当する組織が存在しない。国連平和維持活動(PKO)と ODA の連携、ODA と NGO 活動の連携、国際機関を通じた援助と二国間援助の連携など、それぞれの条件・課題を検討する必要がある。

【好事例¹⁸】

◆ 国際機関との連携による平和構築支援の例

日本はエジプト外務省が 1995 年に設立した国際連合アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(CCCPA)に対し、UNDP を通じて施設・機材整備、各種訓練プロジェクトの実施等、約 300 万ドルの支援を実施している。CCCPA は、アフリカ大陸の平和維持活動を支援し、アフリカ諸国が危機管理・紛争対処においてより積極的な役割を果たすために設置された機関で、同センターでは平和維持要員への研修、アフリカ共同体(AU)の平和協力部隊の能力強化、スーダンへの協力、北アフリカ諸国への協力、エジプト人平和協力要員の強化等行っており、過去 2 年間の実績をみると、24 コース及びセミナーが実施され、受講者数は 500 名に上る。日本の資金はこれら研修の実施や、センターの改修に利用されており、こうした支援はまさに「サブサハラ諸国の平和の定着」に貢献する事業である。CCCPA に対する支援は、二国間援助ではないため日本で大きく取り上げられることはないが、現地での評判は非常に高い。

【エジプト国別評価(2010 年度)】

◆ 安定的な支援の実施を通じて被援助国から高い評価を受けている例

日本は、パレスチナ自治政府へのノン・プロジェクト無償、及び国際機関を通じた食糧援助を政治状況の変動にかかわらず継続的に支援している。具体的には、ノン・プロジェクト無償では、日本は 2007 年度から毎年約 10 億円程度の財政的な支援を行ってきており、財政危機にあるパレスチナ自治政府の安定化に寄与してきた。また、食糧援助に関しては、2005 年度以降、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)及び世界食糧計画(WFP)を通して毎年約 7 億円の予算で、パレスチナ難民やガザ地区住人等の貧困者層に主食の支給が行われた。こうした支援は、パレスチナ自治政府の存続、並びにパレスチナ人の生存に不可欠であり、日本による安定的な支援が高い評価を受けている。

【パレスチナ自治区に対する支援(2012 年度)】

¹⁸ 平和構築支援に関する好事例は限定的で、教訓に対応する好事例が特定できなかった。しかしながら、平和構築支援は ODA 大綱の見直しにおいても重要視されているテーマであることから、ここではレビューを通じて今後参考となる事例を列挙した。

③⑥ 【女性支援】 ODA ジェンダー担当官制度を強化し、ジェンダー主流化に向けた取組を強化すべきである

【背景】2005年のジェンダーと開発(GAD)イニシアティブの策定に先駆けて整備された ODA ジェンダー担当官制度は今日、当初想定されたような機能を十分果たしていない。在外公館の ODA ジェンダー担当官の役割は、(i)ジェンダーに関する問題及び取組状況の把握、(ii)関係者とのネットワークの構築、(iii)ジェンダー平等に資する案件の発掘、(iv)在外公館内の意識の向上、(v)ジェンダー平等の問題・視点の提起、(vi)これらの取組状況及びジェンダーの視点に配慮した好事例や教訓の本省への定期的報告となっている。在外公館の ODA ジェンダー担当官がその力を発揮できるようにするために、外務省本省は、在外公館の ODA ジェンダー担当官がまず任命時にその役割について十分な説明を受けられるよう配慮し、その上で、適切なタイミングで専門的な助言を行ったり、遠隔でジェンダー研修を提供するなど、担当官がジェンダー視点に立って案件の審査を行ったり、国別援助計画・方針策定の際にジェンダーの視点を考慮できるよう、技術的な支援を行うことが望ましい。また、現行の GAD イニシアティブの見直しの際には、取組内容をより具体的に記すべきである。

【好事例¹⁹】

◆ ジェンダー案件ではないがジェンダーを意識した事業の実施を通じて結果的に女性支援につながった事例

マラウイでは、日本が重点を置いて援助を実施してきた中等教育分野について、女子の純就学率の推移を見てみると、2005年の約21.9%から2011年の約28.8%にかけて継続的に改善している。また同様に、女性中等教育有資格教員比率の推移を見ると、2005年及び2008年は60%強程度であったが、2011年には約73.5%となっており、ジェンダーを意識した日本の援助が効果を創出している可能性が考えられる。

【マラウイ国別評価(2012年度)】

◆ 被援助国の事業実施省庁を巻き込み成功した事例

カンボジアでは技術プロジェクトとして「社会・ジェンダー政策立案・制度強化支援計画」を実施し、パイロット・プロジェクト対象州において主要な事業実施省庁の6省庁と共に、ジェンダーに配慮した政策の改訂に向けた提言を女性省と共同で作成した。アフガニスタンでは、治安を理由とした専門家体制の縮小もあり、事業実施省庁の巻き込みに向けた活動の実施が難しかったが、女性のエンパワーメント事業について情報を共有することで、周知・啓発が図られた。ネパールでは、ジェンダー平等・社会的包摂を所管する地方開発省を拠点に、地方開発におけるジェンダー平等・社会的包摂の定着を図っている。

【ジェンダー平等政策・制度支援の評価(2012年度)】

¹⁹ ジェンダーに関する好事例は限定的で、教訓に対応する好事例が特定できなかった。しかしながら、女性支援はODA大綱の見直しにおいても重要視されているテーマであることから、ここではレビューを通じて今後参考となる事例を列挙した。

③⑦ 【産業振興】 産業振興分野では、産官学の協力・連携で支援すべきである

【背景】 被援助国の経済社会開発のために人材育成を支援することは重要であり、とりわけ工業・先進技術分野での日本からの協力に対する期待は大きい。加えて、開発途上国における政策管理体制や人材の質の改善は、海外へ進出する日本の民間企業からも求められている。よって、日本の民間企業の進出という視点も踏まえながら産官学の協力・連携を得た形で支援していくことが望ましい。

【好事例】

◆ 官民連携で産業振興に取り組み成果を上げた例

日越共同イニシアティブによって投資環境が改善し(125 項目中 85%に当たる 105 項目が 2 年間で達成)、2002 年以降年率 7%を超える経済成長率を維持し、日本の直接投資も大きく伸びた(日越共同イニシアティブに関する詳細は教訓②を参照)。

【ベトナム国別評価(2006 年度)】

添付資料

添付資料 1 : 他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較

添付資料 2 : 分析シート

添付資料 3 : 参考文献

添付資料 1 他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較

本調査では、2010 年度実施の「政策レベルの ODA 評価(手法・体制)にかかる調査」にて作成された比較表を更新する形で、最新の他ドナー機関の評価体制・手法を調査した。調査対象他ドナー機関は上記 2010 年度の調査を踏襲し、国際機関では世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、国連開発計画(UNDP)の 4 組織、二国間ドナーでは米国、カナダ、英国、オランダ、ドイツ、フランスの 6 か国とし、比較表ではこれらに日本外務省を加えた 11 組織を記載した。以下では、調査結果から、評価実施体制、評価手法、評価結果活用の 3 点につき、日本外務省と他ドナーを比較した上で、各ドナーによる評価体制や手法の変化、進展をまとめ、最後に日本外務省の評価体制・手法の特長と比較優位・劣位性を述べる。

(1) 評価実施体制

評価部署の人員体制に関しては、二国間ドナーのみでも、国によって実施している評価種類やプロジェクトレベル評価の実施や監理が業務に含まれるか否か、等が異なるため単純に比較することは難しい。評価件数や種類が比較的日本の状況と似ているドイツは、2010 年段階から大きな変化が無いと仮定すれば日本外務省と同様の人員体制である。二国間ドナーの評価部署予算の比較では日本の予算が限られていることが分かる。対 ODA 予算比でも日本の評価部署予算は非常に低くなっている。国別評価一件当たりの経費では 2011 年以降の情報が入手できたのは英国、世界銀行、IDB のみであるが、2010 年時点の数値も含めて比較すると、二国間ドナーでは経費削減をしているであろうことを鑑みても、日本の経費が限られていることが分かる。この経費の差は、現地調査の回数にも反映されていると考えられ、多くの他ドナーでは国別評価において現地調査を準備段階、実施段階、フィードバック段階等に分けて複数回実施している。複数回の現地調査を実施することによって、情報収集の正確度が増すことはもとより、被援助国の評価への参加度も増すと考えられる。国別評価への被援助国参加度合いについては、報告書草案に政府のコメントを取り付けることは実施している組織が多いが、UNDP では政府のみならず被援助国の市民社会等も含む国内参与グループ(National Reference Group)を国ごとに設置し、評価計画、情報収集、報告書作成・公表の各段階で被援助国の参加を確実にする仕組みがある。

(2) 評価手法

評価手法で比較すると、DAC 評価 5 項目をそのまま政策レベル評価で用いている組織はほとんどなく、独自の項目を加えるか、全く別の項目を設定して評価している。日本外務省が 2011 年から導入している外交の視点からの評価については、オランダが政策の一貫性(Policy consistency)という項目で他の外交政策との整合性を評価している。また、同じく 2011 年から日本外務省が試行的に導入しているレーティングは二国間ドナーではカナダと英国が、国際機関では世界銀行と ADB が導入している。

(3) 評価結果活用

評価結果活用状況で比較すると、提言への対応方針策定とその実施状況のフォローアップや公表は、日本外務省は 2010 年時点から他ドナーに先駆けて実施してきている。二国間ドナーのこれら実施状況は国によってまちまちであるが、国際機関では対応方針策定は義務化されており、その実施状況を定期的にフォローアップするデータベースが構築され、実施期限と共に対応状況が公表されている。

(4) 2010 年以降の評価体制・手法の変化及び進展

(ア) 国際機関

調査の結果、国際機関の中で比較的变化があったのは、UNDP である。2010 年時点で検討中であった政策レベル評価におけるレーティングは 2014 年現在、導入されていない。また、2010 年時点では、評価実施者は外部コンサルタントのみであったが、近年、評価部署内部職員が評価チームに参加する割合を増やしており、特に提言についてはその実現可能性を高めるため、内部職員が形成するよう努めている。一方、2013 年に評価の質確保のため、評価専門家や学者から成る常設の国際評価助言委員会 (International Evaluation Advisory Panel: IEAP) が設置され、評価戦略、計画、手法等につき助言している。その他の国際機関では、評価実施体制・手法、実施している評価種類に基本的に大きな変化はなかった。各組織とも、対応方針実施状況を管理するデータベースの構築を進めており、評価結果活用の徹底を進めている。例えば、世界銀行では、2013 年 4 月から新たな対応方針記録 (Management Action Record: MAR) システムを導入し、評価結果、提言、対応方針、対応実施状況を管理している。また、ADB が導入している対応方針記録システム (Management Action Record System: MARS) は IDB やアフリカ開発銀行にも注目され、ADB が技術支援を行い、IDB では 2013 年から導入している。

(イ) 二国間ドナー

二国間ドナーにおいては、米国、カナダ、英国の 3 か国で大きな変化が生じている。米国では、2010 年に評価部署を復活させ、再度評価の重要性が増している。2011 年以降の新体制において、評価部署は政策レベル評価を実施することになっているが、インターネット上で公表されている評価報告書は全てプロジェクト評価のものである。評価方針 (Evaluation Policy) も基本的にプロジェクト評価を想定したものとなっており、評価部署の役割としては、政策レベル評価の実施というより、実施部門が行うプロジェクトレベル評価の質確保支援と職員の評価能力向上が重視されていると推察される。このため、比較表では主に上記援助方針から得た政策レベル評価にも共通する情報を記載している。

カナダでは 2013 年 6 月からカナダ国際開発庁²⁰ (Canadian International Development Agency: CIDA) に代わり外務国際貿易省が ODA を主導しているが、2014 年 5 月現在、評価体制や手法、評価実施計画は CIDA 作成のものを同省が引き継いでいる。新体制となってから実施した国別評価報告書はまだ公表されていないため、本調査では 2012 年及び 2013 年に CIDA が発表した国別評価報告書を参照した。2009 年の国家財政委員会による評価方針 (Policy on Evaluation) によって、5 年間で CIDA の全ての直接プログラム支出を評価することになっているため、近年評価件数が増えている。一方で、予算は減らす必要があり、類似 2 か国をまとめて評価するクラスタ一国別評価を試行し、国別評価手法についてレビューを実施中である。評価予算のみならず、ODA 全体の予算も削減しているため、選択と集中を進め、多数の国の二国間援助を終了させている。このため、国別評価も重点国となっている 15-20 か国を 5 年に一度実施することになっている。その他のカナダによる援助規模が中程度の国については、セクターや課題が似ているとされる 8 か国程度をまとめて国別評価することになっている。類似複数国まとめての国別評価は、世界銀行も予算の有効活用及び、一層教訓を引き出す目的で、2015 年から実施予定であり、注目に値する。

英国では 2011 年 5 月に援助インパクト独立委員会 (Independent Commission for Aid Impact: ICAI) をイギリス国際開発省²¹ (Department for International Development: DFID) 外部に設置し、全ての外部評価を ICAI が実施し、評価結果を直接国会に報告する体制となった。ICAI に外部評価が移行したことを受け、DFID では援助実施部門の職員がエビデンスに基づいた内部評価を実施するための内部人材の評価能力強化に取り組んでいる。内部評価の実施数も増えており、評価の質向上のために外部から評価専門人材を登用することも積極的に進めている。ICAI の評価項目は DFID と異なり、目的 (Objectives) (評価設問の内容は DAC 評価 5 項目の妥当性に近い)、実施 (Delivery) (同じくプロセスの適切性 (効率性) に近い)、インパクト (Impact) (同じく有効性、インパクト、自立発展性に近い)、教訓 (Learning) の 4 つであり、DAC 評価 5 項目は用いていない。

二国間ドナーのうち、オランダ、ドイツ、フランスは英語で入手可能な情報が少ないが、基本的な評価実施体制・手法に変化はないと推察される。オランダの場合は、上記 2010 年度調査の際にはインターネット上で入手できなかった 2009 年の評価政策とガイドライン (Evaluation policy and guidelines) が英語で公開されており、主にその情報、また 2013 年や 2014 年の政策レベル評価の報告書やその委任事項 (TOR) を参照した。しかしながら、国別評価に当たる評価報告書は 1 件も該当がなく、近年の評価実施計画自体も不明であるが、日本外務省が実施しているような国別評価は実施がないものと推察される。

²⁰ 2013 年 6 月までカナダの ODA 政策立案、実施を主管してきた組織。

²¹ 英国閣内大臣の下で、援助の政策立案から実施までを一元的に実施している組織。

ドイツでは、2010年調査時情報では2012年に連邦経済協力開発省²²(Federal Ministry for Economic Cooperation and Development: BMZ)外部に独立評価機関を設置する予定であったが、本調査において新たな体制に関する情報は得られなかった。評価に関するホームページによれば基本的な実施体制に変化はないが、評価実施計画が2011年以降更新されておらず、評価報告書も英文ホームページに掲載されているのは少数であるために、最新情報は乏しい。

フランスの場合は、プロジェクトレベルの評価ガイドラインは2013年に新たな英語版が出ているが、政策レベルの評価ガイドラインは2007年以降更新されていない。外務省では評価に特化したホームページは仏英語共に存在せず、評価実施計画も不明である。評価報告書は英語版となると非常に限られた数の要約版しか掲載されていない。仏語版の評価報告書は英語版より多く掲載されているが、国別評価に該当する報告書は1件も掲載されていないため、最新情報は乏しい。

(5) 日本外務省の評価体制・手法の特長と比較優位・劣位性

他ドナーと比較すると、日本外務省は評価結果活用において比較優位があると言える。提言への対応方針策定とその実施状況のフォローアップ、公表の全てを実施している二国間ドナーは、本調査の対象となった国では英国と日本のみである。また、評価報告書の公開も他ドナーと比べ徹底している。一方で、他ドナーと比べ評価予算が限られているという制約がある。日本外務省による評価案件の現地調査は他ドナーと比べ、短期間であり回数も1回のみとなっているが、この背景には限られた予算も関係していると思われる。他ドナーで実施しているように、予備調査を実施してから本格調査を実施する、ある程度の規模の受益者調査を実施する、国別評価結果を被援助国政府に直接フィードバックする機会を設ける、といったことは現地調査を複数回実施する、若しくは、より長期で実施しなければ不可能であるが、評価の質や被援助国政府の参加を高めるためには有効な手段である。

²² ドイツの開発政策を主管する官庁。

他ドナー機関と日本外務省評価体制・手法比較表

組織・国名 調査項目	日本外務省	国際機関			
		世界銀行	アジア開発銀行(ADB)	米州開発銀行(IDB)	国連開発計画(UNDP)
評価実施体制					
評価部署の独立性	ODA 評価室は大臣官房に所属しており実施部門から独立している	独立評価グループ(Independent Evaluation Group:IEG) は理事会直属で実施部門から独立している	独立評価部(Independent Evaluation Department:IED)は理事会直属で実施部門から独立している	評価監督局(Office of Evaluation and Oversight:OVE)は理事会直属で実施部門から独立している	独立評価局(Independent Evaluation Office:IEO)は執行役員会直属で実施部門から独立している
現在進行中の評価実施体制変更にかかる動向	2010年度のレビューを受け評価部署の独立性を高め、外交の視点からの評価を導入、レーティングを試行中	2015年から国別評価を1か国ごとではなく4-6か国ごとの評価とする予定	情報なし	2011年のIDB評価機能外部レビューを受け、評価結果活用を強化しつつある	特になし
本部評価部署が実施する評価の種類	国別/地域別評価、重点課題別評価、スキーム別/セクター別評価、その他ODA政策に係る評価、政策評価法に基づく評価	年次レビュー、メタ評価、組織/プロセス評価、国別評価、セクター/テーマ別評価、インパクト評価、プロジェクト評価	年次レビュー、国別評価、セクタープログラム評価、テーマ別評価、インパクト評価、プロジェクト/プログラム評価	国別評価、政策/戦略評価、セクター/テーマ別評価、組織評価、インパクト評価、プロジェクト評価	国別評価、テーマ別評価、地球規模/地域プログラム評価、その他実施部門からの要請による評価
評価部署職員数	9名(2014年度)	107名(2013年度)	2010年時点で46名、最新情報なし	約25名の職員と30名の研究員/コンサルタント	21名
評価部署年間予算****(万ドル)	153(2013年度)	3,380(2013年実績)	2010年時点で800、最新情報なし	850(2013年実績)	771,200(2012年予算)
評価部署年間予算対ODA予算比*****	0.028%(2013年度)	1.4%(2013年)	1.7%(2013年)	1.3%(2013年)	1.7%(2012年)
年間評価件数	9件(2014年度)	24件の政策/プログラムレベル評価及び31件のプロジェクトレベル評価(2013年)	10件の政策レベル評価、他プロジェクトレベル評価多数(2014年計画)	9-12件の政策レベル評価(内国別評価3-7件)、他プロジェクトレベル評価	17件(2012年実績、内国別評価5件)
国別評価1件あたり経費(万ドル)	13(2013年度)	43(2014年計画)	情報なし	28-32(2013及び2014年計画)	2010年時点で23、最新情報なし
国別評価調査期間	約10か月	12か月程度と推察	6～12か月	12か月程度と推察	約12～18か月
国別評価での現地調査実施回数又は期間	1回	複数回と推察、詳細不明	最低2回(調査時(1か月以内)及びハイレベルコンサルテーション(1週間))	実施しているが詳細不明	3～4回
評価実施の主体	外部コンサルタント	IEG職員	外部コンサルタント及びIED職員	OVE職員	外部コンサルタント及びIEO職員(職員実施の割合を増やしている)
評価報告書の責任主体	評価チームであり日本政府の見解とは限らないと明記	IEG、世銀、世銀理事会の見解とは限らないと明記	IED	OVE	IEOでありUNDPの見解とは限らないと明記
評価チーム外からの質確保の仕組み	無	各案件ピアレビューを実施、大規模評価の場合は外部パネルを設置	報告書草案のIEDシニア職員若しくは外部専門家によるピアレビュー、IED幹部によるレビュー	各案件レビュー者を任命しているようだが、詳細不明	各案件レビュー者を任命
常設の評価外部委員会の成り立ち	無	理事会内の委員会のひとつとして開発効果委員会を常設	開発効果委員会を2000年に設置	理事会内の委員会のひとつとして政策及び評価委員会を常設	国際評価助言委員会(International Evaluation Advisory Panel:IEAP)を2013年に設置

組織・国名 調査項目	二国間ドナー					
	米国 (USAID)*	カナダ (外務国際貿易省)**	英国 (ICAI/DFID)***	オランダ (外務省)	ドイツ (BMZ)	フランス (外務省)
評価実施体制						
評価部署の独立性	教訓・評価・研究部は政策企画・教訓局の一部署として存在しており、実施部門から独立している	外務国際貿易省内での位置付け情報なし、カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency: CIDA) では戦略的政策・実績・評価総局内の評価課として存在	2011年に援助インパクト独立委員会 (Independent Commission for Aid Impact: ICAI) をイギリス国際開発省 (Department for International Development: DFID) 外部に設置し、全ての外部評価をICAIが実施、評価結果を国会に直接報告	政策活動評価部 (IOB) は監査・評価ユニットに属しており、実施部門から独立している	開発協力評価課は二国間協力政策、開発効果、評価局に属しており、実施部門から独立している	2010年時点で評価部署がグローバル開発・パートナーシップ局内に設置されているが、その独立性及び現状について情報なし
現在進行中の評価実施体制変更にかかる動向	情報なし	類似2か国をまとめて評価するクラスター評価を試行し、国別評価の手法についてレビューを実施中	ICAI設置に伴い、DFIDの実施部門が内部評価を実施し、DFID評価部は直接評価を実施していない	情報なし	情報なし	情報なし
本部評価部署が実施する評価の種類	重点課題/政策に係るテーマ別評価/メタ評価、長期プロジェクトの事後評価、USAID以外の組織によるODAの評価 (ただし、2011年以降の体制で実施された評価の大部分は実施部門によるプロジェクト評価)	国別評価、重点課題評価、国際機関を通じた援助の評価、プログラム評価、プロジェクト評価	国別評価、メタ評価、セクター/戦略/テーマ別評価、インパクト評価 (よりテーマ別、分野横断的な評価を重視し評価対象を決定 (ICAI))	政策レビュー、インパクト評価、ODA以外の外交政策の評価	分野横断的課題の評価、重点課題別評価、セクター別評価、スキーム別評価、政策及び国別評価	外務省実施のODAの評価
評価部署職員数	2010年時点で8名、最新情報なし	18名 (2013/14年計画)	2010年時点で23名 (DFID)、ICAIの最新情報なし	2010年時点で17名、最新情報なし	2010年時点で7名、最新情報なし	2010年時点で5名、最新情報なし
評価部署年間予算**** (万ドル)	2010年時点で200、最新情報なし	199	573 (ICAI)	2010年時点で500、最新情報なし	2010年時点で222、最新情報なし	2010年時点で140、最新情報なし
評価部署年間予算対ODA予算比*****	プログラム予算の最低3%はプロジェクト評価を含む外部評価予算に充てられるよう定められている	0.04% (上記評価部署年間予算/2012年度ODA純額)	0.04% (上記評価部署年間予算/2012年度ODA純額)	2010年時点で0.075%、最新情報なし	2010年時点で0.12%、最新情報なし	2010年時点で0.06%、最新情報なし
年間評価件数	政策レベル評価件数情報なし (実施部門が多数のプロジェクト評価を実施)	12件	年間10-15件 (ICAI) 26件 (2012/13年実績)、60件 (2013/14年予定) (DFID)	2010年時点で5-11件、最新情報なし	2010年時点で5-8件、最新情報なし	2010年時点で12件、最新情報なし
国別評価1件あたり経費 (万ドル)	情報なし	2010年時点で25、最新情報なし	35 (ICAI) 国別評価の場合、ただし例が少ないため国によって大きく異なる可能性あり、27 (ICAI) 全評価案件の平均)	情報なし (2011年以降の国別評価報告書又はTORの掲載が無い)	2010年時点で34-65、最新情報なし (2011年以降の国別評価報告書又はTORの掲載が無い)	情報なし (2011年以降の国別評価報告書又はTORの掲載が無い)
国別評価調査期間	情報なし	8~13か月	3~6か月	情報なし	2010年時点で1~数年、最新情報なし	情報なし
国別評価での現地調査実施回数又は期間	情報なし	評価計画時及び実施時の合計2回	評価計画時及び実施時の合計2回実施 (多くの案件が数百単位の受益者インタビューを実施している) (ICAI)	2010年時点で実施しているが詳細不明、最新情報なし	2010年時点で実施しているが詳細不明、最新情報なし	2010年時点で実施しているが詳細不明、最新情報なし
評価実施の主体	外部コンサルタント	外部コンサルタント	外部コンサルタント (コンソーシアムを作っており数社で固定)	内部職員の場合もあるが、多くの場合、評価の一部若しくは全体を外部コンサルタントが実施	外部コンサルタント	外部コンサルタント
評価報告書の責任主体	執筆した評価者でありUSAIDの見解とは限らないと明記	2010年時点ではCIDA評価部署と評価者の共同責任だったが、最新情報なし	ICAI	IOB	執筆した評価者でありBMZの見解とは限らないと明記	執筆した評価者であり公的見解ではないと明記
評価チーム外からの質確保の仕組み	評価部署実施の政策レベル評価に関する情報なし、実施部門によるプロジェクト評価はUSAID内部のピアレビューを実施 (報告書質確保の基準とチェックリストあり)、時折評価部署が外部監査を実施	長官の諮問機関であるCIDA評価委員会が報告書、対処方針をレビューしていたが、外務国際貿易省統合後の情報なし	ICAIの情報なし、案件形成時、評価計画時、報告書作成最終段階の3段階でチェック、報告書の質をレーティングしている (DFID)	各案件にピアレビュー者、参与委員会 (一部外部専門家) を設置し、部内会議でもTOR、報告書の質確保を実施	2010年時点では各案件に参与委員会を設置、最新情報なし	案件毎に関係部局代表者や外部有識者からなる運営委員会を設置し監督
常設の評価外部委員会の成り立ち	情報なし	CIDA評価委員会を常設していたが、外務国際貿易省統合後の情報なし	評価の質確保、技術支援のために評価と質確保専門職 (Specialist Evaluation and Quality Assurance Service: SEQAS) を2012年に設置 (DFID)	2010年に評価活用方法を助言する外部有識者による委員会を設置	2010年時点で設置無、最新情報なし	2010年時点で設置無、最新情報なし

組織・国名 調査項目	日本外務省	国際機関			
		世界銀行	アジア開発銀行(ADB)	米州開発銀行(IDB)	国連開発計画(UNDP)
評価実施体制					
ローカルコンサルタントの活用	稀に有	2010年時点で活用無, 最新情報なし	有	2010年時点で稀に有, 最新情報なし	全ての国別評価に活用
他ドナーとの合同評価実施	有	有	有	有	有
援助受入国との合同評価実施	有	無	無	有	有
評価計画や評価デザインへの援助受入国の参加	無	2010年時点で活用無, 最新情報なし	無	2010年時点で有, 最新情報なし	IEO実施の評価では無, 実施部門による評価で有
援助受入国による報告書草案へのコメント	無	有	有	2010年時点で有, 最新情報なし	有
評価手法					
DAC評価5項目以外の評価項目	政策の妥当性, 結果の有効性, プロセスの適切性の3項目に加え, 外交の視点からの評価項目を2011年度から設定	5項目は使用せず成果, 開発成果へのリスク, 組織的開発インパクトの3項目で評価	5項目に加え, 戦略的ポジショニング, ADBと借入国のパフォーマンスの項目がある	無	インパクト以外の4項目に加え, 戦略的妥当性と感応性, ネットワークの活用と比較優位, 国連価値観の推進の項目がある
有効性の評価方法	結果の有効性にインパクトも含めて評価	有効性とインパクトを分けて成果(Outcome)として評価	有効性(Effectiveness)とインパクト(Development impacts)を分けて評価	有効性とインパクトを分けて目標値に照らして評価	有効性で事前設定された目標値の達成状況を評価し, インパクトは含まれない
効率性の評価の有無	有(プロセスの適切性)	有(効率性(Efficacy)は成果(Outcome)に反映される形になっており, 独立の評価項目は設けていない)	有	有	有
(インパクト評価以外において)貢献度合・帰属度合の評価の有無	試みているが, 国別評価において厳密に帰属度合を特定する方法はとられていない	無	貢献度合いは介入の前後比較で検討するがADB単体によるインパクトは評価しない	試みているが, 国別評価において厳密に帰属度合を特定する方法はとられていない	試みているが成果はUNDP以外の貢献も含め総合的にもたらされるとしている
政策レベル評価にレーティングを導入している	有(文章による記載, 2011年度から試行的導入)	有	有	無	無
評価結果活用体制					
提言に対する対応方針策定	有	有	有	有	有
対応方針実施状況の定期的フォローアップ	有	有(対応方針記録(Management Action Record:MAR)にてフォロー)	有(対応方針記録システム(Management Action Record System)にてフォロー)	有(ADBと同様のシステムを2013年に導入)	有
対応方針実施状況の一般公表	有(主な提言のみ)	有(年次レビューにて公表, MARデータも公表予定)	有(年次レビューにて公表)	無(2014年から年次報告書を発行する予定であり, その中で公表予定)	有(評価資料センター(Evaluation Resource Centre:ERC)上で公開)
評価結果を評価対象国政府にフィードバックする仕組み(コメント依頼, 現地WSの実施等)	無	有	有	有	有
ODA評価の広報					
評価報告書のインターネットでの掲載状況	和文全文掲載。英文及び現地語の要約版も全て掲載。	基本的には全て掲載	基本的には全て掲載	基本的には全て掲載	ERCに全て掲載
報告書以外の媒体による一般向けODA評価広報	有	有	有	有	有

組織・国名 調査項目	二国間ドナー					
	米国 (USAID)*	カナダ (外務国際貿易省)**	英国 (ICAI/DFID)***	オランダ (外務省)	ドイツ (BMZ)	フランス (外務省)
評価実施体制						
ローカルコンサルタントの活用	有	国別評価はカナダと対象国のコンサルタント混成チームを結成	有	有	有	2010年時点で現地調査時に有、最新情報なし
他ドナーとの合同評価実施	有	有	有(積極的)	有	有	有
援助受入国との合同評価実施	2010年時点で無、最新情報なし	2010年時点で有、最新情報なし	有(積極的)	有	有	2010年時点で有、最新情報なし
評価計画や評価デザインへの援助受入国の参加	有	2010年時点で有、最新情報なし	有	2010年時点で有、最新情報なし	2010年時点で無、最新情報なし	2010年時点で有、最新情報なし
援助受入国による報告書草案へのコメント	有、ただし義務ではない	2010年時点で無、最新情報なし	2010年時点で有、最新情報なし	無	2010年時点で無、最新情報なし	2010年時点で無、最新情報なし
評価手法						
DAC評価5項目以外の評価項目	政策レベル評価の情報なし。プロジェクト評価では5項目に加え、ジェンダー主流化、汎用性(自立発展性と共に)、コミュニケーションとブランド化の項目がある	5項目に加え、一貫性、分野横断的課題(ジェンダー等)、運営理念(バリ宣言等)、パフォーマンス管理(結果重視マネジメント、M&E体制等)の項目がある	5項目は使用せず目的、実施、インパクト、教訓(Objectives, Delivery, Impact, Learning)の4項目で評価	5項目に加えて政策の一貫性の項目がある	5項目に加えて補完性、連携、一貫性の項目がある	2010年時点では5項目に加え、一貫性の項目あり、最新情報なし(評価項目に沿って報告書が記述されておらず不明)
有効性の評価方法	政策レベル評価の情報なし。プロジェクト評価では有効性とインパクトを分けて評価し、一部インパクト評価を実施	有効性・結果(Effectiveness/results)という1つの項目で評価	インパクトの項目の中でDAC5項目でいう有効性、インパクト、自立発展性を評価	有効性とインパクトを分けて評価	有効性とインパクトを分けて評価	2010年時点では有効性、成果(Outcome)、インパクトに分けて評価、最新情報なし
効率性の評価の有無	政策レベル評価の情報なし。プロジェクト評価では有	有	有(実施の項目で評価)	有	有	2010年時点では有、最新情報なし
(インパクト評価以外において)貢献度合・帰属度合の評価の有無	政策レベル評価の情報なし。プロジェクト評価では有	有	試みているが、国別評価において厳密に帰属度合を特定する方法はとられていない	政策努力の自国の貢献度合いは評価するが、各プログラムの政策レベルでの貢献度合いは評価しないとしている	無(入手可能な報告書要約からは貢献度合いの分析は読み取れない)	2010年時点では有、最新情報なし
政策レベル評価にレーティングを導入している	2010年時点では無、最新情報なし	有(各項目でレーティング、総合評価はしていない)	有(青、青黄、黄赤、赤(Green-Amber, Amber-Red, Red)の4段階)	無	無	無
評価結果活用体制						
提言に対する対応方針策定	2010年時点では無、最新情報なし	有	有(全ての評価で義務付けられており、ICAIの提言に対しDFIDが作成)	有(3か月以内に大臣が国会に提出)	有	2010年時点では有、最新情報なし
対応方針実施状況の定期的フォローアップ	定期的ではないが評価結果活用状況について外部監査を実施	有(評価結果活用状況を測るツールを試作中)	有	無	有	2010年時点では有、最新情報なし
対応方針実施状況の一般公表	2010年時点では無、最新情報なし	2010年時点では無、最新情報なし	有	有	2010年時点では無、最新情報なし	2010年時点では無、最新情報なし
評価結果を評価対象国政府にフィードバックする仕組み(コメント依頼、現地WSの実施等)	奨励されているが仕組みとはなっていない	情報なし	有	有(報告書配布とWS)	情報なし	2010年時点では有、最新情報なし
ODA評価の広報						
評価報告書のインターネットでの掲載状況	評価完了後3か月以内に開発経験情報センター(Development Experience Clearinghouse:DEC)のサイトに掲載されることになっている	全ての報告書を掲載	法律に基づき、全ての報告書を掲載(評価調査によって収集したデータもできる限り公開)	基本的には全て公開とされているが、英文HPに掲載されているのは2件のみ	基本的には全て公開とされているが、英文HPに掲載されているのは少数であり、2011年以降は要約版3件のみ	全ての案件かどうかは不明だが、仏語は全文・要約掲載、英文は限られた案件の要約のみ掲載
報告書以外の媒体による一般向けODA評価広報	有	有	有	有	2010年時点では有、最新情報なし	2010年時点では有、最新情報なし

*2011年以降の新体制において、評価部署は政策レベル評価を実施することになっているが、DECサイト内に公表されている評価報告書は全てプロジェクト評価のものであり、評価方針(Evaluation Policy)も基本的にプロジェクト評価を想定したものとなっている。このため、本表では政策レベル評価にも共通すると思われる事項につき、記載している。

**2013年6月よりCIDAに代わり同省がODAを主導しているが、2014年5月現在、評価体制や手法、評価実施計画はCIDA作成のものを同省が引き継いでいる。

***2011年より全ての外部評価はDFID評価部ではなくICAIが担当することになったため、本表に示す情報は特に断りが無い限りICAIに関するものである。

****間接費が含まれている機関があるため留意が必要。*****国際機関の場合は対運営予算比。

注：本表は基本的に政策レベル評価について記載。制度としてガイドラインに記載されている。若しくは評価報告書、その他文献から読み取れる情報に基づき記載。インフォーマルに実施している事等は記載していない。金額の単位はドル以外の情報の場合、2014年4月1日の為替レートで換算して記載。

添付資料 2 分析シート

項目		記入／レーティング基準	
作成者 ID		(分析者名)	
報告書 ID		(本文図表 1-1 の案件番号に対応)	
年度		(評価実施年度)	
地域／分野		(本文図表 1-2, 1-3 に対応)	
二国間援助における日本の順位		(本文図表 1-4 に対応)	
高中所得国及び ODA 非対象国		(本文図表 1-4 に対応)	
ポスト・コンフリクト国／脆弱国		(本文図表 1-4 に対応)	
1. 政策の妥当性			
ODA 評価のサブ項目	1-1	相手国の開発ニーズとの整合性	1 極めて高い 全ての項目において極めて高い評価を得て、かつ戦略的選択性について、創意工夫を凝らした取組を行っていた 2 高い ほぼ全ての項目において高い評価を得た 3 ある程度高い 多くの項目において高い評価を得た) 4 高いとは言えない 多くの項目において高い評価を得たとは言えない 5 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない 6 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない
	1-2	日本の上位政策との整合性	
	1-3	国際的な優先課題との整合性	
	1-4	戦略的選択性(選択と集中等)	
	1-5	他ドナーの支援との整合性, 相互補完性	
ODA 大綱の切り口	1-6	開発途上国の自助努力支援	1 整合性が認められる 評価対象となっている政策が ODA 大綱に記載された内容に合致している
	1-7	「人間の安全保障」の視点	
	1-8	公平性の確保	
	1-9	我が国の経験と知見の活用	2 整合性が認められない 評価対象となっている政策が ODA 大綱に記載された内容に合致していない
	1-10	国際社会における協調と連携	
	1-11	アジア:戦略的に分野, 対象の重点化	
	1-12	東アジア:日本との経済連携の強化と域内格差の是正	
	1-13	南アジア:貧困格差に配慮した支援	
	1-14	中央アジア:民主化, 市場経済化支援	3 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない
	1-15	アフリカ:自助努力に向けた取り組みへの支援	
	1-16	中東:社会的安定と平和定着に向けた支援	4 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない
	1-17	中南米:所得格差に配慮しつつ必要な協力	
	1-18	大洋州:脆弱な島嶼国を踏まえた協力	

2. 結果の有効性			
ODA 評価のサブ項目	2-1	設定された日本の援助政策に照らして有効であったか	<p>(注: 2-1 については、課題別評価では重点分野目標よりも上位の目標の達成状況が分析されている場合のみ対応。目標体系図には上位目標が記されているものの、分析がされていない場合は「判断不能」とする。)</p> <p>1 極めて大きな効果があった 被援助国において発現している効果が日本の支援によるものとはほぼ断定できる</p> <p>2 効果があった 項目全体としての効果は特定できないものの、投入が他ドナーに比べて大きい、幾つかの事業でプラスの効果が発現していることが確認された</p> <p>3 ある程度効果があった なんらかのプラスの効果に関する記載がある</p> <p>4 効果があったとは言えない プラスの効果があったとは判断できない</p> <p>5 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない</p> <p>6 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない</p>
	2-2a	経済・社会インフラ（道路・橋りょう）	
	2-2b	経済・社会インフラ（鉄道）	
	2-2c	経済・社会インフラ（空港）	
	2-2d	経済・社会インフラ（港湾）	
	2-2e	経済・社会インフラ（電力）	
	2-2f	経済・社会インフラ（通信設備）	
	2-2g	経済・社会インフラ（上下水道施設）	
	2-2h	経済・社会インフラ（その他）	
	2-3	教育（初等中等教育，高等教育，学校建設，職業訓練）	
	2-4	保健・感染症対策	
	2-5	環境保全・気候変動・温暖化対策（廃棄物処理含む）	
	2-6	防災	
	2-7	農業・農村開発（かんがい含む）	
2-8	産業振興		
2-9	現地 NGO 支援（NGO を通じた支援ではなく，NGO を直接の裨益対象とした支援を指す）		
2-10	観光		
2-11	ガバナンス（民主化，制度基盤含む）		
2-12	社会保障・社会的弱者支援（女性，障害者，高齢者，少数民族）		
2-13	その他のセクター		
ODA 大綱の切り口	2-14	人間の安全保障（人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けた ODA，紛争時～復興・開発のあらゆる段階での個人の保護と能力強化）	<p>1 特筆すべきプラスの効果が認められる 大きな効果が認められる</p> <p>2 プラスの効果が認められる この視点での分析はなされていないが，関連分野で事業を実施している</p> <p>3 効果が認められない 評価対象となっている政策が ODA 大綱に記載された内容に合致していない</p> <p>4 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない</p> <p>5 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない</p>
	2-15	貧困削減（教育，保健医療，福祉，農業）	
	2-16	持続的成長（経済社会インフラ整備，政策立案，制度整備，人づくり，知的財産権の保護，貿易投資，ICT，留学性受入れ，研究協力）	
	2-17	地球的規模の問題への取組（環境問題，感染症，人口，食料，エネルギー，災害，テロ，麻薬，国際組織犯罪）	
	2-18	平和の構築（予防，紛争下の緊急人道支援，平和の定着，難民支援，元兵士の武装解除，動員解除，社会復帰，地雷撤去等の武器回収・廃棄，復興支援）	
	2-19	アジア：戦略的に分野，対象の重点化	

	2-20	東アジア:日本との経済連携の強化と域内格差の是正	
	2-21	南アジア:貧困格差に配慮した支援	
	2-22	中央アジア:民主化, 市場経済化支援	
	2-23	アフリカ:自助努力に向けた取り組みへの支援	
	2-24	中東:社会的安定と平和定着に向けた支援	
	2-25	中南米:所得格差に配慮しつつ必要な協力	
	2-26	大洋州:脆弱な島嶼国を踏まえた協力	
3. プロセスの適切性			
ODA 評価のサブ項目	3-1	援助政策策定プロセスの適切性	<p>(注:3-1 については, 3-1a~3-1e の総合評価をつける。評価の対象となる政策が元々ない場合や, 政策の策定プロセスが報告書で分析されていない場合は, 3-1~3-1e の項目は全て該当なしとする。)</p> <p>1 極めて適切に実施された 実施プロセスにおける全ての調査項目に極めて高い評価を得て, かつ国別援助方針の策定プロセス或いは実施プロセスにおいて他の国で参考となるようなグッド・プラクティスが確認された</p> <p>2 適切に実施された 実施プロセスにおけるほぼ全ての調査項目で高い評価を得た</p> <p>3 ある程度適切に実施された 実施プロセスにおける多くの調査項目で高い評価を得た</p> <p>4 適切に実施されたとは言えない 実施プロセスにおける多くの調査項目で高い評価を得たとは言えない</p> <p>5 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない</p> <p>6 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない</p> <p>(注:3-2j については, 極めて適切に実施された:ストーリー性のある情報の提供や創意工夫をこらした広報活動・ドナーも含めた認知度が全般的に高い, 適切に実施された:メディアに取り上げられた回数が多かった・一般的な認知度が高い)</p>
	3-1a	日本側関係者の十分な情報・分析を踏まえて策定されたか	
	3-1b	関係府省庁間の連携	
	3-1c	政府と実施機関の連携	
	3-1d	政策の決定過程・実施における現地機能の強化 (ODA タスクフォースが役割を担ったか)	
	3-1e	内外の援助関係者との連携	
	3-2	援助実施プロセスの適切性(3-2a~3-2jまでの総合評価をつける)	
	3-2a	援助実施体制(援助要請から実施, 実施中のプロセスの適切性, 人員体制, 組織体制, 手続面, プロセスの周知を含む)	
	3-2b	被援助国の主体性(被援助国の主体性が確保された形で案件の形成, 選択が行われてきたか)	
	3-2c	他ドナーや NGO, 民間との連携等	
	3-2d	スキーム間連携	
3-2e	支援を通じて得られたノウハウ・情報の共有 (Institutional Memory)		
ODA 大綱の切り口	3-2f	我が国の経験と知見の活用	
	3-2g	一貫性のある援助政策の立案(JICA, 旧 JBIC の事業実施計画等への反映)	
	3-2h	政府と実施機関の連携	
	3-2i	内外の援助関係者との連携	
	3-2j	情報公開と広報	
	3-2k	評価の充実	

4. 外交の視点からの評価 (注:この項目は報告書に外交の視点からの評価を行ったとの記載があるもの、明らかに外交を理由に評価判断が下された場合のみ評価対象とする)		(注:4-0は4-1及び4-2の総合評価) 1 認められる 外交の視点からの評価が認められる/外交的な重要性が認められる/外交的な波及効果が認められる 2 認められない 外交の視点からの評価が認められない/外交的な重要性が認められない/外交的な波及効果が認められない 3 判断不能 なんらかの記載はあるが/記載がないため判断できない 4 該当なし 当該報告書はこの項目に該当しない	
	4-1	外交的な重要性	
	4-2	外交的な波及効果	
5. 提言・教訓のレビュー (複数の提言が同じ項目に該当する場合、該当1つ、該当2つ、該当3つなど提言の個数を記載する。ただしODA評価のサブ項目とODA大綱の切り口に挙げられているサブ項目間、及びODA大綱の切り口の間でのダブルカウントは可とする) (1つの提言に複数の項目に関する内容が記載されている場合も、主要な内容の1項目のみに分類する)			
	5-0	提言・教訓の数	1件～40件
ODA 評価の サブ項目	5-1a	援助アプローチの改善: 戦略・プライオリティの明確化	該当なし(0件) 該当あり(1件～5件)
	5-1b	援助アプローチの改善: プログラム・アプローチの導入(スキーム間連携の推進を含む)	
	5-1c	援助アプローチの改善: 援助協調への対応(ドナー間政策調整を含む)	
	5-1d	援助アプローチの改善: 相手国との協議やパートナーシップ推進(援助枠組み合意を含む)	
	5-1e	援助アプローチの改善: その他の援助政策の改善	
	5-2a	援助ツール(援助手法)の改善: ハイレベルの政策アドバイザーの投入	
	5-2b	援助ツール(援助手法)の改善: コモンバスケット, 財政支援への対応	
	5-2c	援助ツール(援助手法)の改善: 専門家・シニアボランティア・青年海外協力隊の活用・育成	
	5-2d	援助ツール(援助手法)の改善: 南々協力の活用(三角協力, 中進国の地域拠点化, アジア・アフリカ連携含む)	
	5-2e	援助ツール(援助手法)の改善: 草の根無償・草の根技術協力の活用	
	5-2f	援助ツール(援助手法)の改善: 無償, 有償, 技術協力のスキーム改善(アンタイド化提案を含む)	
	5-2g	援助ツール(援助手法)の改善: その他の援助ツールの改善	
	5-3a	援助プロセス・実施体制の改善: 現地ODAタスクフォースの強化に関する提言	
	5-3b	援助プロセス・実施体制の改善: 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	
	5-3c	援助プロセス・実施体制の改善: 外務省内の体制強化・援助実施機関との連携強化	
	5-3d	援助プロセス・実施体制の改善: ODA広報の強化に関する提言	
5-3e	援助プロセス・実施体制の改善: 実施状況モニタリング・評価に関する提言		
5-3f	援助プロセス・実施体制の改善: 日本の援助の予測可能性・透明性・公開性の向上(単年度主義の改善, 援助採択基準や金額の公開を含む)		

ODA 評価のサブ項目	5-3g	援助プロセス・実施体制の改善: 相手国政府との政策協議の強化(ハイレベル協議, 公式協議, 協議定例化を含む)
	5-3h	援助プロセス・実施体制の改善: 援助計画策定時の諸側面への配慮(相手国政府の能力, 地域住民への影響, ジェンダーなど)
	5-3i	援助プロセス・実施体制の改善: 他アクターとの連携強化(NGO, 民間セクター, 自治体, 省庁(いずれも現地及び日本の双方がありえる))
	5-3j	援助プロセス・実施体制の改善: 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善(草の根無償など)
	5-3k	援助プロセス・実施体制の改善: 援助のノウハウ及び情報の共有
	5-3l	援助プロセス・実施体制の改善: その他の援助プロセス・実施体制の改善
	5-4a	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(道路・橋りょう)
	5-4b	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(鉄道)
	5-4c	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(空港)
	5-4d	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(港湾)
	5-4e	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(電力)
	5-4f	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(通信設備)
	5-4g	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(上下水道施設)
	5-4h	個別セクターについての改善: 経済・社会インフラ(その他)
	5-4i	個別セクターについての改善: 教育(初等中等教育, 高等教育, 学校建設, 職業訓練, その他)
	5-4j	個別セクターについての改善: 保健・感染症対策
	5-4k	個別セクターについての改善: 環境保全・温暖化対策(廃棄物含む)
	5-4l	個別セクターについての改善: 防災
	5-4m	個別セクターについての改善: 農業・農村開発(かんがい含む)
	5-4n	個別セクターについての改善: 産業振興
	5-4o	個別セクターについての改善: 現地 NGO 支援
	5-4p	個別セクターについての改善: 観光
	5-4q	個別セクターについての改善: ガバナンス(民主化, 制度支援含む)
	5-4r	個別セクターについての改善: 社会保障・社会的弱者支援
5-4s	個別セクターについての改善: その他のセクター	
5-4t	個別セクター・地域についての改善: 個別案件に関する提言	
ODA 大綱の切り口	5-3m	援助プロセス・実施体制の改善: 開発途上国の自助努力支援
	5-3n	援助プロセス・実施体制の改善: 公平性の確保
	5-3o	援助プロセス・実施体制の改善: 我が国の経験と知見の活用
	5-3p	援助プロセス・実施体制の改善: 国際社会における協調と連携
	5-3q	援助プロセス・実施体制の改善: 一貫性のある援助政策の立案
	5-3r	援助プロセス・実施体制の改善: 関係府省庁間の連携
	5-3s	援助プロセス・実施体制の改善: 政府と実施機関の連携
	5-3t	援助プロセス・実施体制の改善: 政策協議の強化
	5-3u	援助プロセス・実施体制の改善: 政策の決定過程・実施における現地機能の強化
	5-3v	援助プロセス・実施体制の改善: 国民各層の広範囲な参加
	5-3w	援助プロセス・実施体制の改善: 人材育成と開発研究
	5-3x	援助プロセス・実施体制の改善: 開発教育
	5-3y	援助プロセス・実施体制の改善: 情報公開と広報
	5-3z	援助プロセス・実施体制の改善: 評価の充実
	5-3aa	援助プロセス・実施体制の改善: 適正な手続きの確保
	5-3ab	援助プロセス・実施体制の改善: 不正, 腐敗の防止
	5-3ac	援助プロセス・実施体制の改善: 援助関係者の安全の確保
	5-4u	個別セクターについての改善: 人間の安全保障の視点(人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けた ODA, 紛争時~復興・開発のあらゆる段階での個人の保護と能力強化)
	5-4v	個別セクターについての改善: 貧困削減(教育, 保健医療, 福祉, 農業)

5-4w	個別セクターについての改善: 持続的成長(経済社会インフラ整備, 政策立案, 制度整備, 人づくり, 知的財産権の保護, 貿易投資, ICT, 留学性受入れ, 研究協力)	
5-4x	個別セクターについての改善: 地球的規模の問題への取組(環境問題, 感染症, 人口, 食料, エネルギー, 災害, テロ, 麻薬, 国際組織犯罪)	
5-4y	個別セクターについての改善: 平和の構築(予防, 紛争下の緊急人道支援, 平和の定着, 難民支援, 元兵士の武装解除, 動員解除, 社会復帰, 地雷撤去等の武器回収・廃棄, 復興支援)	
5-4z	個別セクターについての改善: 内外の援助関係者との連携	
5-4aa	地域についての改善: アジア: 戦略的に分野, 対象の重点化	
5-4ab	地域についての改善: 東アジア: 日本との経済連携の強化と域内格差の是正	
5-4ac	地域についての改善: 南アジア: 貧困格差に配慮した支援	
5-4ad	地域についての改善: 中央アジア: 民主化, 市場経済化支援	
5-4ae	地域についての改善: アフリカ: 自助努力に向けた取り組みへの支援	
5-4af	地域についての改善: 中東: 社会的安定と平和定着に向けた支援	
5-4ag	地域についての改善: 中南米: 所得格差に配慮しつつ必要な協力	

※分析項目は ODA 評価ガイドライン, ODA 大綱の項目, 2009 年度「過去の ODA 評価案件のレビュー」を踏まえ評価チームが作成。

※政策の妥当性, 結果の有効性, 実施プロセスの適切性では, 1(極めて 高い/極めて大きな効果があった/極めて適切に実施された)又は4(高いとは言えない/効果があったとは言えない/適切に実施されたとは言えない), 外交の視点からの評価で2(認められない)と判断された案件についてはその主な要因を記述欄に簡潔に記載。また, 教訓集に残した方がよいと考える事項も記述欄に記録。結果の有効性のうち, ODA 大綱に該当する部分については, 分野横断的な項目が多いため, どの分野でどのような効果があったか必ず評価判断理由を記載する。

添付資料 3 参考文献

報告書全体の参考文献

Independent Evaluation Group. (2013). *World Bank Group Assistance to Low-Income Fragile and Conflict-Affected States: An Independent Evaluation*.

外務省(2003)『政府開発援助大綱』

外務省(2010a)『平成 21 年度外務省第三者評価「過去の ODA 評価案件のレビュー」報告書』

外務省(2010b)『平成 22 年度「政策レベルの ODA 評価(手法・体制)にかかる調査」報告書』

外務省(2013)『政府開発援助(ODA)国別データブック 2013』

国際協力機構(2009)『課題別指針: 平和構築』

添付資料 1 の参考文献

日本 外務省大臣官房 ODA 評価室

外務省大臣官房 ODA 評価室(2013)『ODA 評価ガイドライン 第 8 版』

外務省契約一覧

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/kki_giji/pdfs/kaigo23_k.pdf

外務省平成25年行政事業レビューシート

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/kanshi_kouritsuka/gyosei_review/h25/h24jigyo/pdfs/103.pdf

外務省 ODA 予算

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryoyosan.html>

世界銀行 Independent Evaluation Group (IEG)

IEG. (2013a). *Afghanistan Country Program Evaluation, 2002–11: Evaluation of World Bank Group Program*.

IEG. (2013b). *Annual Report 2013*.

IEG. (2013c). *Brazil Country Program Evaluation FY2004-11*.

IEG. (2013d). *Results and Performance of the World Bank Group 2012: Volume*

III: Management Action Record.

IEG. (2013e). *Work Program and Budget (FY14) and Indicative Plan (FY15-16).*

IEG ホームページ

<http://ieg.worldbankgroup.org/>

アジア開発銀行(ADB) Independent Evaluation Department (IED)

ADB. (2010). *Revised Guidelines for the Preparation of Country Assistance Program Evaluations.*

IED. (2012). *Kyrgyz Republic Country Assistance Program Evaluation: Evolving Transition to a Market Economy.*

IED. (2013a). *Annual Evaluation Review.*

IED. (2013b). *Country Assistance Program Evaluation: Pakistan: 2002-2012 Continuing Development Challenges.*

IED. (2014). *Independent Evaluation Department's Proposed Work Program for 2014-2016.*

ADB 組織図

<http://www.adb.org/sites/default/files/ADB-org-chart.pdf>

IED ホームページ

<http://www.adb.org/site/evaluation/overview>

米州開発銀行(IDB) Office of Evaluation and Oversight (OVE)

IDB. (2011). *Strengthening Evaluation to Improve Development Results.*

IDB. (2012). *Office of Evaluation and Oversight: Work Program 2013-2014.*

IDB. (2013a). *Country Program Evaluation, Dominican Republic 2009-2013: Office of Evaluation and Oversight, OVE.*

IDB. (2013b). *OVE's proposed 2014-2015 Work Program and Budget: Office of Evaluation and Oversight, OVE.*

IDB. (2014). *Country Program Evaluation, Barbados 2010-2013: Office of Evaluation and Oversight, OVE.*

IDB 組織図

<http://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=35154190>

OVE ホームページ

<http://www.iadb.org/en/office-of-evaluation-and-oversight/ove-homepage, 1556.html>

国連開発計画(UNDP) Independent Evaluation Office (IEO)

UNDP. (2011a). *Addendum June 2011, Evaluation, Updated Guidance on Evaluation in the Handbook on Planning, Monitoring and Evaluating for Development Results (2009)*.

UNDP. (2011b). *Outcome-level Evaluation, A Companion Guide to the Handbook on Planning, Monitoring and Evaluating for Development Results for Programme Unites and Evaluators*.

UNDP. (2013a). *Annual Report on Evaluation, 2012*.

UNDP. (2013b). *Annual Report 2013: Supporting Global Progress*.

UNDP. (2013c). *Assessment of Development Results, Evaluation of UNDP Contribution, Angola*.

UNDP. (2014). *Assessment of Development Results, Evaluation of UNDP Contribution, Croatia*.

IEO ホームページ

<http://web.undp.org/evaluation/>

Evaluation Resource Centre 上のマネジメントレスポンスの例

<http://erc.undp.org/evaluationadmin/managerresponse/view.html?evaluationid=7086>

UNDP 組織図

http://www.undp.org/content/undp/en/home/operations/about_us/organisational_chart/

米国 United States Agency for International Development (USAID)

USAID. (2011a). *USAID Evaluation Policy*.

USAID. (2011b). *USAID Evaluation Policy, Answers to Frequently Asked Questions (FAQs) Issue 1*.

USAID. (2012a). *How-To Note: Preparing Evaluation Reports*.

USAID. (2012b). *United States Assistance to Balochistan Border Areas Evaluation Report*.

USAID 評価ホームページ

<http://www.usaid.gov/evaluation/>

USAID 組織図

<http://www.usaid.gov/who-we-are/organization>

USAID Development Experience Clearinghouse (DEC)ホームページ

<https://dec.usaid.gov/dec/home/Default.aspx>

カナダ 外務国際貿易省(DFATD)／Canadian International Development Agency (CIDA)

CIDA. (2012a). *CIDA Learns: Lessons from Evaluations, Annual Report 2011-2012*.

CIDA. (2012b). *Evaluation of CIDA's Peru Program 2005-2010 Synthesis Report*.

CIDA. (2013a). *Colombia Country Program Evaluation 2006-2011 Synthesis Report*.

CIDA. (2013b). *Rolling Five-Year Evaluation Work Plan 2013-2014 to 2017-2018*.

DFATD 評価ホームページ

<http://www.acdi-cida.gc.ca/evaluations-e>

英国 Independent Commission for Aid Impact (ICAI)／Department for International Development (DFID)

DFID. (2013a). *Annual Evaluation Report*.

DFID. (2013b). *International Development Evaluation Policy*.

ICAI. (2012a). *Evaluation of DFID's Bilateral Aid to Pakistan*.

ICAI. (2012b). *Terms of Reference, FID's bilateral aid to Pakistan*.

ICAI. (2013). *Independent Commission for Aid Impact: Annual Report to the House of Commons International Development Committee 2012-13*.

ICAI. (2014a). *ICAI Year 4 Work Plan and response to the Consultation Process*.

ICAI. (2014b). *Updated ICAI Assessment Framework*.

ICAI ホームページ

<http://icai.independent.gov.uk/>

オランダ 外務省 Policy and Operations Evaluation Department(IOB)

Government of Netherland. (2013). *Government response to IOB evaluation no.379: 'Investing in Stability: Dutch Policy on Fragile States Reviewed'*.

IOB. (2009). *Evaluation policy and guidelines for evaluations.*

IOB. (2013). *IOB Evaluation no. 381: 'Balancing ideals with practice: Policy evaluation of Dutch involvement in sexual and reproductive health and rights 2007-2012'.*

IOB. (2014). *Terms of reference Policy evaluation on protection of human rights.*

外務省評価ホームページ

[http://www.government.nl/ministries/bz/policy-and-budget/evaluation-of-foreign-policy-spen
ding](http://www.government.nl/ministries/bz/policy-and-budget/evaluation-of-foreign-policy-spending)

ドイツ 経済協力開発省 (BMZ)

Paffenholz, T. et al. (2011). *Evaluation Reports 055: The German Civil Peace Service: Synthesis Report Summary.*

BMZ 評価ホームページ

http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/evaluation/Evaluation/index.html

フランス 外務省

Ministry of Foreign Affairs. (2013). *Evaluation Report #126: French Contributions to the Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria, Synthesis.*

外務省評価報告書掲載のホームページ(仏文)

[http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/photos-videos-et-publications/publications/enjeux-planetair
es-cooperation/evaluations/](http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/photos-videos-et-publications/publications/enjeux-planetaires-cooperation/evaluations/)